

# 第2次伊勢市総合計画

平成26年度～平成29年度





**子どもたちの笑顔があふれ、**

## **幸せに年齢を重ねられるまちづくり**



このたび、伊勢市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その理念に基づく4年間の市政運営のあり方を示すため、「第2次伊勢市総合計画」を策定いたしました。

本市は、平成17年11月に、旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御園村の4市町村が合併して誕生したまちであり、計画期間中の平成27年には、合併から10年という節目の年を迎えます。

住民の暮らしを守り育てるため、合併により新しい自治体を創造する、その強い決意のもとで定められた「市民が一体となって自らのまちを考え、その意思を政策に反映させることで、地方分権時代にふさわしい競争力を持った地域づくりの戦略を形成する。そして、その戦略を市民と行政が協働して実行することによって、生き生きとしたまちを実現する」という、まちづくりの基本理念は、この計画の中でも脈々と受け継がれています。

一方で、人口減少と少子高齢化の一層の進展、東日本大震災の発生など、社会情勢は急速に変化しており、本市を取り巻く現状、そして課題を、行政の視点からのみではなく、様々な視点から見つめなおすこともまた、今後のまちづくりのために重要なことあります。

のことから、学識経験のある方をはじめ各界の代表の皆様から、専門的な知見、また生活者としての視点からもご意見をいただきべく、伊勢市総合計画審議会を設置し、諮問を申し上げましたところ、真摯な、そして熱心なご審議を重ねていただき、平成26年8月19日に答申を賜りました。

この第2次伊勢市総合計画は、人口減少、少子高齢化というまちの存続に関わること、また市民の皆様の生活に影響の大きい社会基盤、産業振興、そして災害に関することなど、様々な課題の解決に向けて、行政としてどう取り組んでいくかという方針を示すものです。

また同時に、まちを構成する個人・家庭、自治会、NPO、企業や各分野の団体などの皆様が、まちづくりの担い手として互いに連携、協力し、課題の解決のために行政とともに取り組んでいただく際の、ひとつの参考としていただけるものであると考えています。

もとより、まちづくりは、行政のみで成し得るものではなく、市民の皆様の英知を結集することが必要となります。今後とも、市民の皆様のご理解とご協力、並びに、市議会のご協力とご支援を賜りながら、少子化を「笑子化」へ、高齢化を「幸齢化」へと変え、子どもたちの笑顔があふれ、幸せに年齢を重ねられる「笑子・幸齢化」のまちを目指していく所存です。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力を賜りました審議会委員各位をはじめ、ご協力を賜りました方々に、心から厚く御礼を申し上げます。

平成26年10月

伊勢市長

金木 健一

## 目 次

<b>第2次伊勢市総合計画の全体概要</b>	1
○計画策定の趣旨	
○計画の構成及び期間	
○計画の進行	
<b>第1部 基本構想</b>	3
1 基本理念	
2 伊勢市の将来像	
3 伊勢市における地域別振興の方針	
<b>第2部 基本計画</b>	9
序 章	
○伊勢市の現況と予測	13
○伊勢市の課題	20
○伊勢市の取組方針	23
第1章 市民自治・市民交流	31
第2章 教育	49
第3章 環境	71
第4章 医療・健康・福祉	85
第5章 防災・防犯・消防	111
第6章 産業・経済	129
第7章 都市基盤	149
第8章 市役所運営	181
<b>資料編</b>	191
○策定体制、策定経過	
○伊勢市総合計画審議会	
○指標一覧	

# 第2次伊勢市総合計画の全体概要

## ○計画策定の趣旨

### 1 総合計画とは

総合計画は、伊勢市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その理念に基づく市政運営のあり方を示すものです。

### 2 策定の背景

伊勢市では、平成20年度に前総合計画を策定し、まちづくりの基本理念を示す基本構想には期限を設けず、多様な主体の取組目標となる基本計画を、平成20年度から平成24年度までの5年間と設定し、これを市政運営の基本として、まちづくりに取り組んできました。

そうした中で、平成23年の地方自治法の改正により、市における基本構想策定の義務付けが廃止され、市が自らの責任と判断に基づく政策的裁量を発揮できる領域が広くなりましたが、確実に影響は出てきます。

伊勢市においても、他の地方都市と同様に、人口減少、少子化・高齢化が進行しており、産業・経済、税収、保健医療・福祉、教育など、様々な分野において、ゆっくりとではありますが、確実に影響は出てきます。

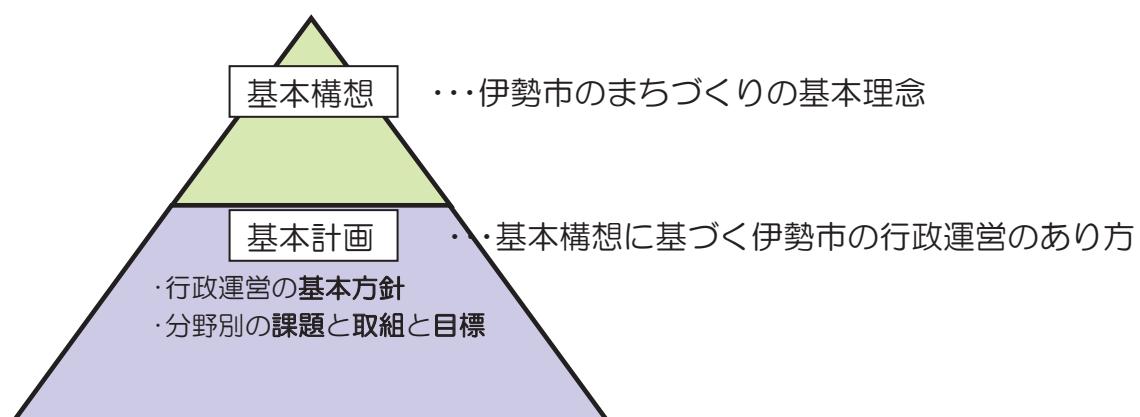
また、個人の価値観やライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化により、市政に求められる役割は多様化しています。

このような状況から、第2次伊勢市総合計画を策定し、今後の地域経営の指針としていきます。

## ○計画の構成及び期間

### 1 計画の構成について

総合計画は、基本構想、基本計画により構成します。



## 2 計画の期間について

### (1) 基本構想

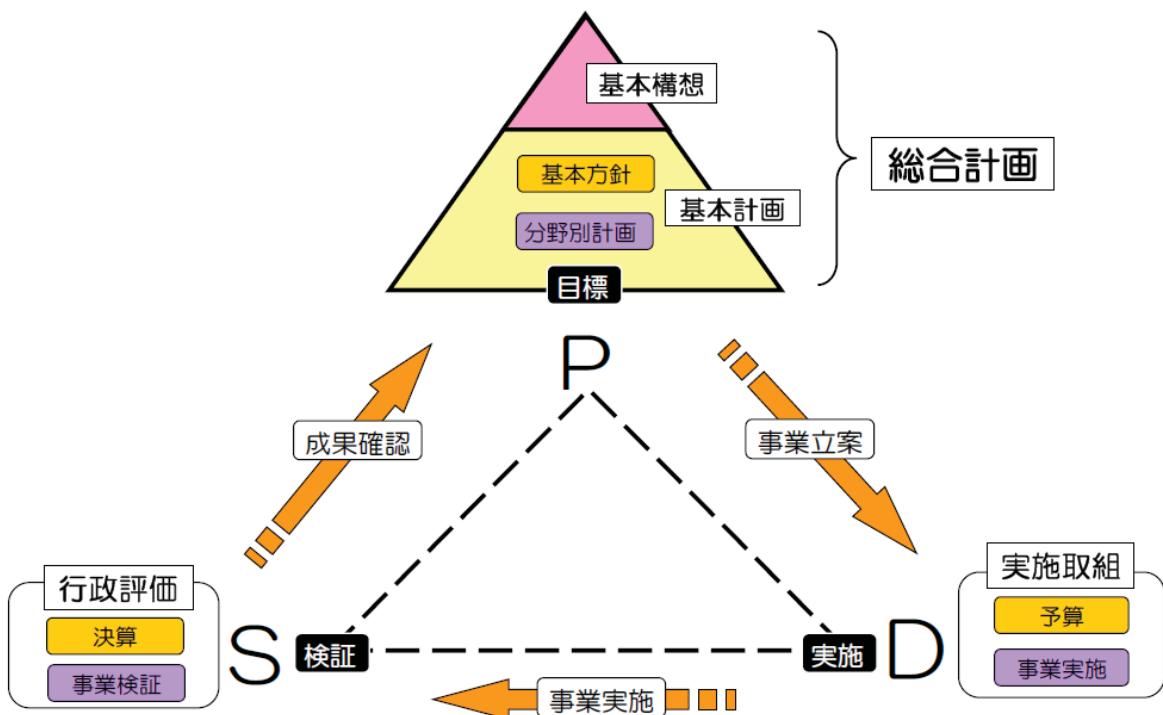
設定しません。

### (2) 基本計画

2014（平成26）年度～2017（平成29）年度

#### ○計画の進行

基本計画に掲げる目標達成に向けて、効果的な事業立案・効率的な事業実施がなされているかを毎年度検証することで、より質の高い行政運営を目指します。



# 第1部

## 基本構想

# まちづくりの基本方針

## 1 基本理念

私たちが目指す新しい自治体の基本理念は、「市民が一体となって自らのまちを考え、その意思を政策に反映させることで、地方分権時代にふさわしい競争力を持った地域づくりの戦略を形成する。そして、その戦略を市民と行政が協働して実行することによって、生き生きとしたまちを実現する」ことです。この理念を実現するため、伊勢市では次の3つを指針に自治体づくりを行います。

### (1)私たちの力で新しいまちづくりの風を起こす

～自分たちで何ができるかを出発点に、「市民自治の実現」を～

「市民自治」とは、市民が主権者として主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え、行動することです。まちのことを考えていく場合には市民が主体となるべきであり、また考えていく過程自体がまちづくりです。与えられるのではなく、ただ待つだけではなく、自分たちで考えることこそを「まちづくり」の出発点にすることが重要です。そして、分権時代を担う伊勢市は、こうした市民の意思を、地域の独自性としてまち全体に生かしていくことができる自治体でなければなりません。そのために、市民の意見を反映し、市民の知恵を結集して競争力を持った経営的戦略を構築する能力が求められ、市民の意思を政策として昇華できる「政策自治体」へと転換することを目指さなければなりません。こうした「市民の自治が保障される分権型社会の創造」を目指す伊勢市の姿にします。

### (2)原点に立ち帰りながら新たに生まれ変わり続ける

～今、「しくみ」づくりこそが重要であり、「循環型」の発想でまちづくりを～

市民自治の実現を目指して、伊勢市が政策自治体へと転換していくために「どのようなしくみをつくっていくのか」、「市民が参加しながら決めていくしくみはどうあるべきか」といったことが、私たちがまず考えなければならないことです。旧4市町村の合併は、こうした目指すべき将来の姿を実現するための私たちの自治体を改革する手段であるとともに、地域政策の手段として行ったものです。そして「しくみ」づくりにおいては、「人の循環」「ものの循環」「通貨の循環」そして「知の循環」が、新市の中で活発かつ円滑に行われるよう、循環型の発想でまちをつくり変えていくべきです。循環の輪を広げ、複合させていくことで地域のあらゆる資源が有効に活用されるとともに、効率を高め、また、新しい出会いや結合によって伊勢市の自立と発展のエネルギーを生み出していくます。

### (3) 豊穰のこの地を子孫に引き継ぐ

～「お伊勢さん」のアイデンティティを伊勢市発展の牽引力に～

旧4市町村は、神宮ゆかりの地として、古くから長い歴史を共有してきました。また、この地域の風土に育まれた歴史・文化資産や自然環境が持つ高い資源性、その知名度、これらが創り出す地域の強力なイメージは、他の地域が願っても得ることのできないものです。このような「お伊勢さん<sup>1</sup>」を中心としたまとめは、都市のアイデンティティ<sup>2</sup>としても、一種のブランドイメージとしても、重要な役割を果たします。その価値を磨き上げ、これを伊勢市の地域戦略の「核」に据えて地域政策の構築を図ることで、あらゆる分野で大きな可能性を広げ、伊勢市活性化の原動力とします。

---

1 お伊勢さん：ここでの「お伊勢さん」とは、神宮をはじめ、その背景となる地域における歴史・文化・伝統行事等の総称をいいます。

2 アイデンティティ：自分が自分であるという独自性、主体性。「都市におけるアイデンティティ」とは、他の都市とは異なった都市の特性、個性のことで、その地域が持つ確固とした地域らしさ

## 2 伊勢市の将来像

伊勢市まちづくりの方向性を示す伊勢市の将来像は、この地域の歴史特性を踏まえ、循環型のまちづくりを市民主体で行うという基本理念であることから、次のとおりとします。

### うま 美し風起つ回帰新生都市

美 し

ほうじょう  
豊 積 のこの地を子孫に引き継ぐ

風 起 つ

私たちの力で新しいまちづくりの風を起こす

回 帰



原点に立ち帰りながら

新 生

新たに生まれ変わり続ける

古来、気候風土が穏やかなこの伊勢の地は、豊かな産物にも恵まれ、「美し国<sup>3</sup>」と呼ばれてきました。私たちは、古人から預託されたこの地を誇りとし、さらに未来へと引き継いで行かねばなりません。

また、「美し国」には理想郷である海のかなたの常世の国<sup>4</sup>から波が打ち寄せ、地域を発展させてきたとされています。今、私たち自ら「新風を起こし」て常世の波を立て、伊勢志摩地域の中核としての活力を発揮することが必要です。

さらに、生き生きとした力は、繰り返し生まれ変わることで持続性を持ちます。そのため、伊勢市まちづくりは、神宮の式年遷宮<sup>5</sup>にみられるように、常に原点に立ち帰りながら、絶えず新たに生まれ変わり続け、永遠に持続していくことが大切であると考えます。

伊勢市は、この地域が有する歴史・文化を共通の財産として、新たに生まれ変わりすることで、光り輝く地域の価値が常に生み出されていくような元気なまちづくりを目指します。

3 美し国：日本書紀に『天照大神、倭姫の命におしえて曰く「この神風の伊勢の国は常世の浪の重浪（しきなみ）帰（よ）する国なり、かた国の美し国なり、この国に居（お）らむとおもう」とのたまう。』とあり、当地域のことを指します。

4 常世の国：海のかなたにあるとされる理想郷で、永遠の生命・豊穣の源泉地。

5 式年遷宮：定期的に社殿を新造して、神さまにお遷りいただく儀式。約1300年前からほぼ20年ごとに繰り返されてきた。遷宮を通じて、文化や様々な伝統的な技術が継承されてきている。

### 3 伊勢市における地域別振興の方針

伊勢市においては、それぞれの地域が有する様々な資源を生かした振興整備を図るとともに、伊勢志摩地域の中核都市圏にふさわしいバランスの取れた発展を目指します。

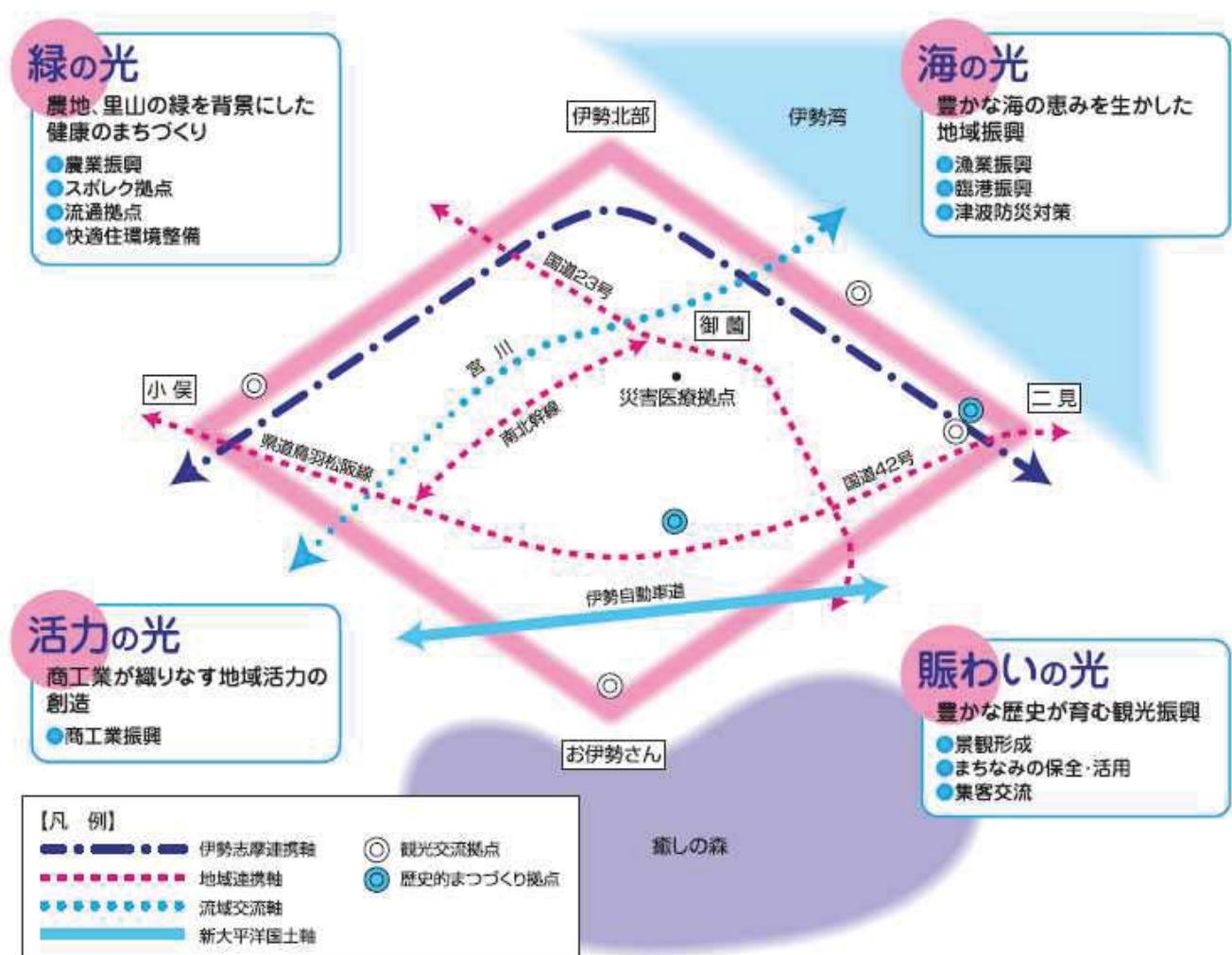
このため、旧4市町村の区域をダイヤモンド型に見立て、それぞれの地域の個性が放ついろいろな光を集めて、伊勢市全体が“きらり”と輝くまちづくりを行います。

それぞれの地域から発せられる光は次の4つを基本とします。

- ① 海の光 ⇒ 豊かな海の恵みを生かした地域振興
- ② 賑わいの光 ⇒ 豊かな歴史が育む観光振興
- ③ 活力の光 ⇒ 商工業が織りなす地域活力の創造
- ④ 緑の光 ⇒ 農地、里山の緑を背景にした健康のまちづくり

伊勢市では、4つの光を大切にしながら、これに関連する様々な色合いの光が反射し、伊勢市全体が輝きを増していくよう、ダイヤモンド全体を磨いていきます。

### ダイヤモンド型地域別振興ビジョン(イメージ図)





# 第2部

## 基 本 計 画

### 序 章

第1章 市民自治・市民交流

第2章 教育

第3章 環境

第4章 医療・健康・福祉

第5章 防災・防犯・消防

第6章 産業・経済

第7章 都市基盤

第8章 市役所運営



# 序 章

地域自治における行政の使命は「住民の福祉の増進」、言い換えれば、地域に暮らす人々の幸せや地域の豊かさを向上させることにあります。

内閣府の研究によれば、主観的な幸福感は、男女あるいは年齢層などライフステージにより違いが生じてくるものの、所得・住居・子育て・教育・雇用・社会制度などの「経済社会状況」、「健康」、そしてライフスタイル、家族・地域・自然とのつながりといった「関係性」の3つの要素により構成されると考えられています。

伊勢のまちは神宮ご鎮座から 2000 余年もの間、神宮と共に栄えてきましたが、人口減少社会という大きな潮流の中に身を置いており、持続的な発展を続けることは容易ではありません。

しかしながら、このような状況においても厳しい現実に目を背けることなく正面から受け止め、まちの課題に一つ一つ取り組むことが重要です。そして、人口定住を促進させ、市民の幸福感や地域の豊かさを向上させるための取組を進め、子どもたちの笑顔があふれ、お年寄りが幸せな老後が暮らせるまちづくりを目指します。

## ○伊勢市の現況と予測

人口の動向、地域経済に影響を及ぼすような社会事象、市民ニーズ、財政状況などの現況を把握し、将来を予測することにより、本市の課題を導き出します。

### ◇伊勢市の将来人口

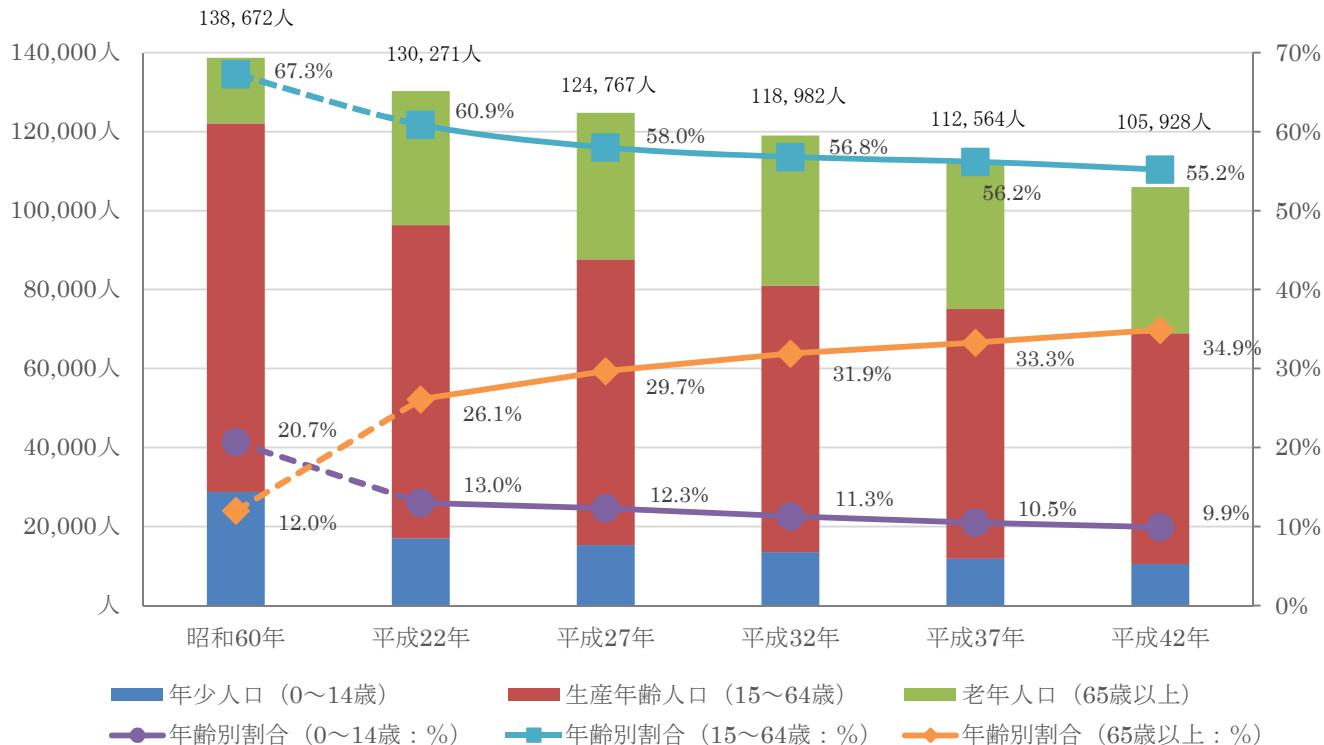
伊勢市における人口は、昭和 60 (1985) 年の 138,672 人（昭和 60 年国勢調査）をピークに減少傾向にあり、平成 22 (2010) 年には 130,271 人（平成 22 年国勢調査）となっています。

また、年齢 3 区分別の人口推移では、老人人口（65 歳以上）の構成比が上昇しており、平成 22 (2010) 年で 26.1% と、昭和 60 (1985) 年と比較すると、14 ポイント以上上昇するなど、急速に高齢化が進行しています。一方、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の構成比は、それぞれ 13.0%、60.9% と、昭和 60 (1985) 年と比較すると、それぞれ約 7 ポイント下降しています。

国立社会保障・人口問題研究所による平成 22 年国勢調査人口を基準とした人口推計では、【図表 1】のとおり、平成 42 (2030) 年における人口は約 10 万 6 千人まで減少し、老人人口（65 歳以上）比率は約 35% まで上昇し、年少人口（0～14 歳）の構成比は、10% 程度となり、また生産年齢人口（15～64 歳）の構成比は 55% 程度となると見込まれています。

さらに、出産年齢の中心である 20～39 歳の女性人口は平成 22 年で約 1 万 4 千人ですが、平成 42 年には 1 万人を下回ると予測されており、3 割を超える減少率となります。【図表 2】

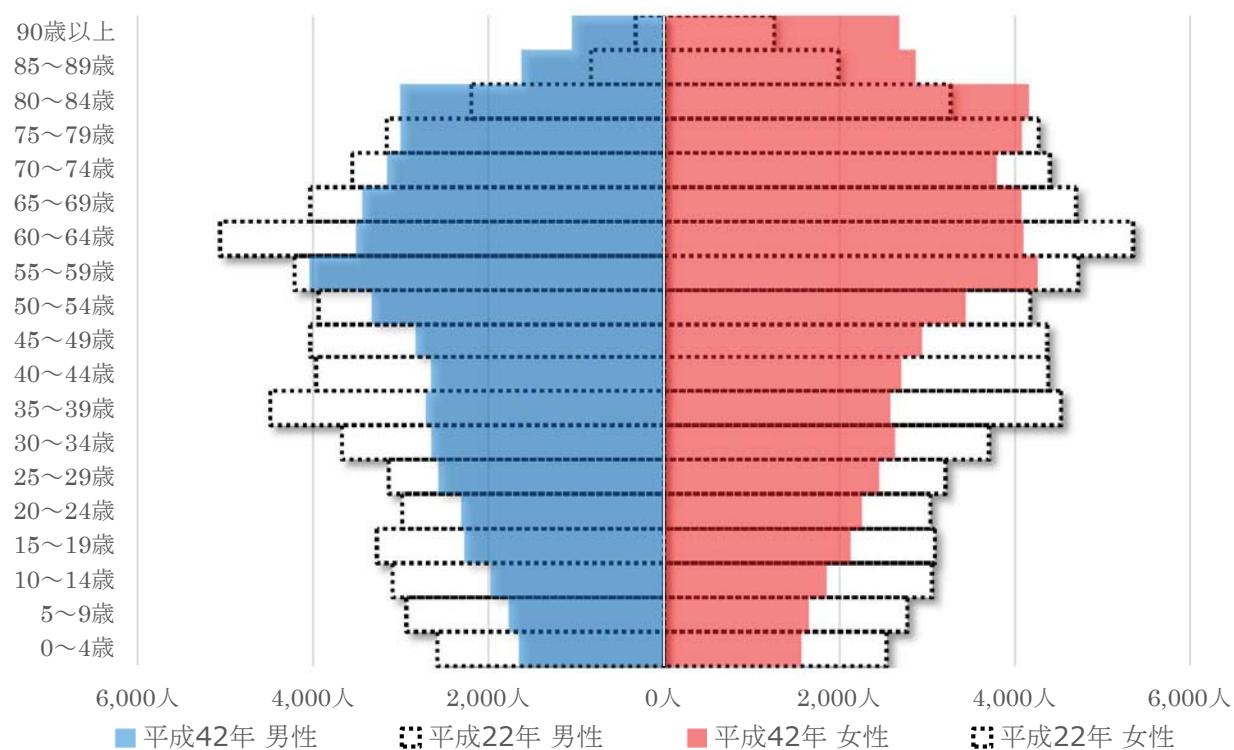
【図表 1】年齢 3 区分人口と年齢別割合の推移



※『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 年 3 月推計) の数値を用いて作成。

※昭和 60 年の数値は、市町村合併前の旧 4 市町村の数値を合算して算出しています。

【図表2-1】伊勢市における人口ピラミッド（平成22年と平成42年の比較）



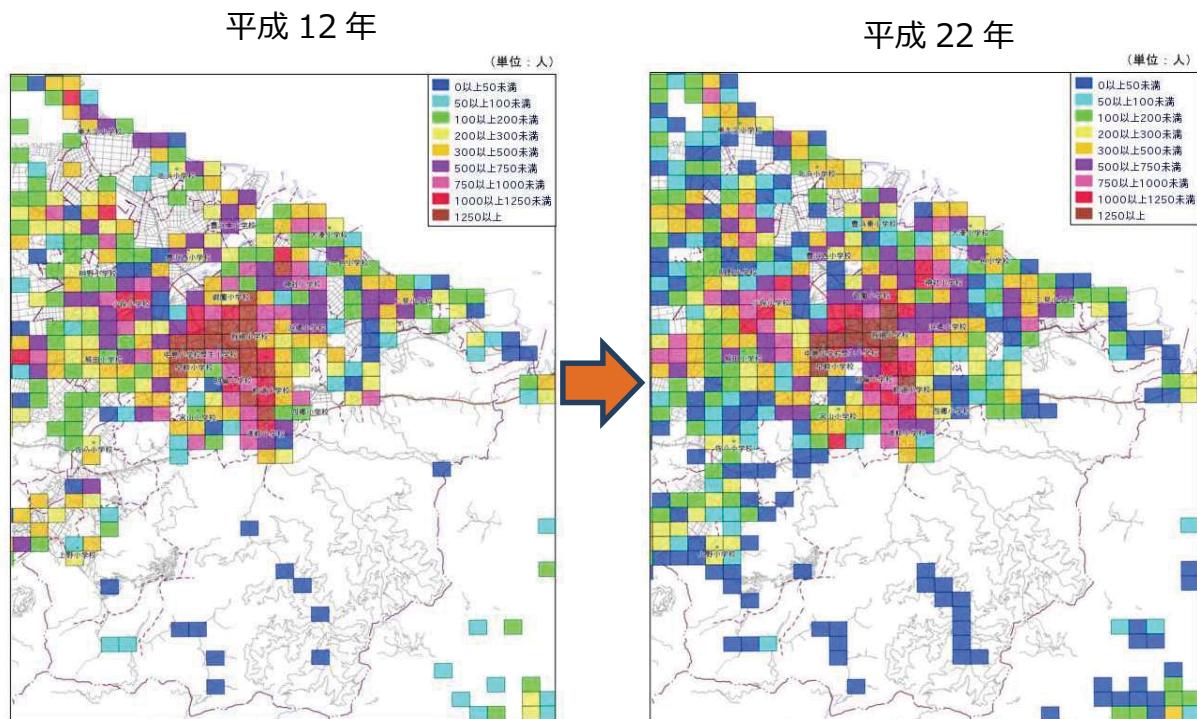
【図表 2-2】伊勢市における 20~39 歳女性人口の推移(平成 22 年と平成 42 年の比較)

	平成 22 年	平成 42 年	増減率
20~24 歳	3,036	2,259	▲25.6%
25~29 歳	3,208	2,458	▲23.4%
30~34 歳	3,703	2,641	▲28.7%
35~39 歳	4,526	2,587	▲42.8%
計	14,473	9,945	▲31.3%

## ◇人口分散化の進行

伊勢市全域の人口分布の推移【図表3】から居住地域が拡大、拡散している状況を見ることができます。また、【図表4】からは、人口総数が減少しているにもかかわらず、世帯数が増加し、1世帯当たりの人員が減少している状況が見てとれます。これは核家族化が進行していることもひとつの要因であると推察されます。

【図表3】伊勢市全域の人口分布の推移



※資料出所：「統計から見る伊勢市の姿」(平成25年3月 伊勢市情報調査室作成)

【図表4】人口総数及び1世帯当たり人員等の推移（平成12年と平成22年の国勢調査）

人口総数			一般世帯総数		
平成12年	平成22年	差	平成12年	平成22年	差
136,173	130,271	△5,902	46,808	49,287	2,479
1世帯当たり人員（一般世帯）			核家族世帯		
平成12年	平成22年	差	平成12年	平成22年	差
2.87	2.60	△0.27	27,346	29,106	1,760
18歳未満親族のいる一般世帯総数			65歳以上親族のいる一般世帯総数		
平成12年	平成22年	差	平成12年	平成22年	差
14,251	12,150	△2,101	18,963	22,214	3,251

※資料出所：「統計から見る伊勢市の姿」(平成25年3月 伊勢市情報調査室作成)

## ◇南海トラフを震源域とする巨大地震の発生

三重県は、平成 26 年 3 月に、新たな地震被害想定を公表しました。この被害想定は、「理論上最大クラスの地震」と「過去最大クラスの地震」の二つのレベルにおいて想定が行われており、これらの想定となった南海トラフを震源とする地震は、今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされています。

本市においては、「過去最大クラスの南海トラフ地震」が起こった場合、最大震度が「6 強」と想定され、20cm の津波が到達するまでの時間は、地震発生から概ね 15 分から 20 分で、最大津波高は 4m から 5m と予測されています。本市の津波浸水面積は過去最大クラスの南海トラフ地震が起こった場合、約 3,700ha と想定され、山間部を除くと市域の約 1 / 4 が浸水することとなります。

また、過去最大クラスの南海トラフ地震が起きた場合における本市の死者数は 3,500 人で、そのほとんどが津波によるものと見込まれます。避難者数は地震発生後 1 日後で約 73,000 人、1 か月後には約 106,000 人に増加すると想定されています。

## ◇第 63 回神宮式年遷宮までに伊勢市を取り巻く主な社会の動き

伊勢のまちは、神宮式年遷宮が執り行われる 20 年周期により、まちが発展してきていると言われてきています。次回のご遷宮の年にあたる平成 45 年までに予定されている伊勢市を取り巻く主な社会の動きを以下のとおりまとめました。まちづくりを進める上においては、これらの社会的事象を生かすことも大切です。

- ・ 平成 29 (2017) 年度 第 27 回全国菓子大博覧会・三重が開催
- ・ 平成 30 (2018) 年度 新名神高速道路の四日市、亀山間が開通予定  
全国高等学校総合体育大会が三重県を中心に東海 4 県で開催
- ・ 平成 32 (2020) 年度 東京オリンピックの開催
- ・ 平成 33 (2021) 年度 国民体育大会が三重県で開催
- ・ 平成 38 (2026) 年度 お木曳き行事
- ・ 平成 39 (2027) 年度 リニア中央新幹線の東京、名古屋間が開通予定
- ・ 平成 45 (2033) 年度 第 63 回神宮式年遷宮

## ◇市民ニーズ

平成 25 年 10~11 月に実施した市民アンケート結果（回答数：1367 人）において、市が実施する取組を 84 項目に分類し、優先度及び満足度について回答をいただきました。

【図表 5】においては、市民が優先的に実施するべきであると回答した上位 15 項目の取組を掲載しています。アンケート結果によると、防災及び医療という命に関わる項目が極めて高くなっています、次いで、教育、雇用となっています。

また、【図表 6】においては、市民の満足度が低い順に 15 項目を掲載しています。公共交通、中心市街地の活性化、雇用対策等に関する項目が低い状況となっています。

【図表5】市民が優先的に実施すべきであると回答した上位15の取組

順位	分類	取組内容	件数
1	防災・防犯・消防	救急体制の充実	652
2	防災・防犯・消防	災害対応・危機管理の充実	640
3	防災・防犯・消防	災害に強い地域づくりの推進	639
4	健康・福祉	救急医療体制の充実	629
5	防災・防犯・消防	災害に備えた都市基盤づくり	623
6	健康・福祉	地域医療の充実	584
7	健康・福祉	医療費助成の充実	575
8	防災・防犯・消防	交通安全の推進	546
9	教 育	豊かな心・健やかな体の育成	541
10	産 業	雇用対策の推進	534
11	教 育	確かな学力の育成	520
12	防災・防犯・消防	防犯体制の充実	510
13	市役所運営	財源の確保	489
14	健康・福祉	健康診断・予防接種の促進	483
15	都市基盤	公共交通の充実	478

※資料出所：「伊勢市市民アンケート」（平成25年10～11月 伊勢市情報調査室実施）

【図表6】市民の満足度が低い15の取組

順位	分類	取組内容	件数
1	都市基盤	公共交通の充実	290
2	都市基盤	中心市街地の活性化	277
3	都市基盤	交通対策の推進	262
4	産業	雇用対策の推進	234
5	都市基盤	生活道路の整備	220
6	都市基盤	幹線道路の整備	212
7	市役所運営	財源の確保	203
8	防災・防犯・消防	災害に備えた都市基盤づくり	178
9	健康・福祉	医療費助成の充実	170
10	防災・防犯・消防	災害対応・危機管理の充実	166
11	都市基盤	浸水対策の推進	163
12	防災・防犯・消防	災害に強い地域づくりの推進	160
13	産業	企業誘致の推進	159
14	健康・福祉	救急医療体制の充実	152
	都市基盤	下水道の整備	152

※資料出所：「伊勢市市民アンケート」（平成25年10～11月 伊勢市情報調査室実施）

## ◇伊勢市の財政収支見通し

今後、人口減少社会が進行する中、税収が減少することが懸念されます。また、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が段階的に終了し、普通交付税が大幅に減額されることが想定されています。

一方、歳出においては、津波避難タワーの整備、消防本部庁舎及び防災体験学習施設の整備等、安全安心を確保する諸施策に要する経費、また小中学校の適正規模化・適正配置に伴う学校の整備、社会保障費の増加に伴う保険事業等への繰出金、新病院建設に伴う病院事業への繰出金などにおいて増大することが見込まれる状況です。

【図表7】年次別財政収支見通し

【歳入】

(単位:百万円)

区分	H26	H27	H28	H29
地方税	16,460	16,054	16,059	16,067
地方譲与税	325	325	325	325
各種交付金	1,678	2,178	2,178	2,178
地方交付税	10,550	10,700	10,500	9,750
分担金及び負担金	730	730	730	730
使用料及び手数料	747	747	747	747
国庫支出金・県支出金	9,023	9,572	9,248	9,318
繰入金	321	595	1,451	2,833
地方債	5,124	5,915	6,008	6,644
諸収入・その他	527	527	527	527
歳入合計	45,485	47,343	47,773	49,119

注) 各種交付金・・・・・・ 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、

ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、

国有提供施設等所在市町村助成交付金

諸収入・その他 ・・・ 財産収入、寄附金、繰越金、諸収入など

【歳出】

(単位:百万円)

区分	H26	H27	H28	H29
人件費	8,116	7,946	8,392	8,322
職員給与	5,682	5,730	5,780	5,833
退職金	649	346	742	547
その他	1,785	1,870	1,870	1,942
扶助費	9,108	9,035	8,942	8,851
公債費	5,427	5,421	5,500	5,665
小計(義務的経費計)	22,651	22,402	22,834	22,838
物件費	6,239	6,239	6,354	6,354
維持補修費	315	327	339	353
補助費等	5,834	5,644	6,230	6,828
積立金	24	24	24	24
投資及び出資金、貸付金	2	2	2	2
繰出金	4,168	4,253	4,452	4,678
投資的経費	6,252	8,452	7,538	8,042
歳出合計	45,485	47,343	47,773	49,119

注) 人件費のうちその他には、共済組合等負担金、特別職給与、議員及びその他委員等報酬などを含みます。

## ○伊勢市の課題

伊勢市の現況と予測から、人口減少、少子高齢化、人口定住など自治体の存続に関わることや、住民生活に影響の大きい社会基盤、産業振興に関する課題が浮かび上りました。

日本は平成 20（2008）年をピークに人口減少に転じました。また、平均寿命の伸びや出生数の減少により少子高齢化が急速に進んでいます。地方都市においては、若年層の三大都市圏への人口流出が進み、人口の再生産力が弱い状況が続いています。人口減少・少子高齢化は、経済活動、社会保障、教育環境、地域自治など様々な分野に影響を及ぼし、地方都市においては都市の存続に関わる重大な事象です。

本市においても、人口減少及び少子高齢化が更に進行することは、確実な状況であることから、これらに対応したまちづくりを進めるとともに、人口定住を促進させる取組が早急に必要です。しかしながら、人口定住は、都市基盤・雇用・交通・教育・医療・福祉など様々な要素に対する住民による総合評価の結果であることから、中長期的な戦略のもと、総合的な取組を着実に実行していく必要があります。

### ◇子どもを産み育てやすい環境づくり

少子化の進行は、晩婚化、核家族化、経済的理由、価値観の変化など様々な要因によるされています。少子化の進行は、直接的に人口減少につながるまちの存続に関わる事象であることから、それを食い止めることができ非常に重要な課題となります。健康医療、児童福祉、学校教育、地域コミュニティなど、様々な観点から総合的な取組を進めることが重要です。

将来を担う子どもたちの健やかな成長を育むことは地域の責任であり、未来への創造でもあります。

### ◇超高齢社会に対応したまちづくり

本市における老人人口（65 歳以上）は 33,972 人、また後期高齢者（75 歳以上）数は 17,292 人となっています。（それぞれ平成 22 年国勢調査より）

国立社会保障・人口問題研究所による平成 22 年国勢調査人口を基準とした人口推計では、本市においては、老人人口（65 歳以上）が平成 32（2020）年に 37,946 人で、また後期高齢者（75 歳以上）数は平成 42（2030）年に 22,504 人でそれぞれピークを迎えます。伊勢志摩サブ保健医療圏における入院患者数についても平成 37（2025）年頃までは増加することが予測されます。

このことから、この期間においても高齢者やその家族が安心して介護、医療が受けられるよう、体制整備に向けた準備を進めなければなりません。

一方、介護・医療を必要とする高齢者数を抑制することも重要です。「健康」は人々の幸せの源です。本市は、平成 18（2006）年健康文化都市を宣言し、これまで死亡原因の約半数を占める生活習慣病予防などに力を注いてきました。市民が生涯を健康に暮らせるよう、健康増進に向けた環境づくりを更に進める必要があります。

## ◇集約型都市構造の促進

車社会の進展等を背景に都市機能が郊外へ拡散するなど都市構造に関わる問題が全国的に生じています。人口の中心部からの分散化は、中心市街地や集落地域における人口の空洞化・高齢化率の上昇を生むだけでなく、拡散した居住地域への公共インフラやハコモノ施設の整備が必要となることから公共投資の増加を招くことにもつながります。また、特定の地域で人口減少、高齢化が進むことにより、空き家の増加や自治会運営が困難になるなどの弊害も生まれるとともに居住地の分散化、核家族化の進展により、地域コミュニティの希薄化が進むことも懸念されます。

持続的に生活機能を確保し、また公共サービスを提供するためには、中心市街地の居住者を増やし商業活動を活性化させるなど、「集約とネットワーク」の視点を持ち、集約型都市構造の更なる推進を図ることが必要です。

## ◇公共交通体系の整備

モータリゼーションの進展とともに、本市は自動車に依存したまちとなってきましたが、その一方で人口の分散化、人口減少などに伴い路線バスが廃止されるなどし、交通が不便な地域が現れてきました。交通が不便な地域においては、高齢者など交通手段を有しない市民のために、コミュニティバスの運行を行っていますが、高齢化の進展に伴い、今後ますます対象地域が増加することが予想されます。

一方、平成 25（2013）年の神宮参拝者数が 1420 万人を超えるなど観光客数の増加に伴い、観光地周辺においては激しい交通渋滞が起こるなど市民生活に支障を来している状況も見過ごせません。パーク＆バ�ライドの実施や駐車場の整備などと合わせて、公共交通機関の利用促進に取り組んでいますが、二次交通の更なる充実を図らなければなりません。

また、公共交通に関する項目は、市民対象のアンケート調査からも市民の満足度が最も低いことが明らかになっています。

人口減少に伴い、自動車保有台数については今後減少することが見込まれています。このことも視野に入れ、公共交通体系の見直しを図り、自動車に依存しないまちに緩やかに転換していくことが必要です。

## ◇ポスト遷宮における産業振興及び担い手の確保

伊勢のまちは 20 年に一度執り行われるご遷宮を契機に発展してきていますが、過去の状況を振り返ると、ご遷宮が終わった後の観光客の減少に伴い伊勢のまちの経済状況は減退していく傾向にあります。経済力の低下は、雇用の悪化、税収の減少など市民生活に大きな影響を与えることから、20 年後の第 63 回神宮式年遷宮を意識しつつ、産業振興に注力し、経済の減退を防ぐことが重要です。

また、農林水産や伝統工芸などの分野においては、従事者の高齢化及び後継者不足が深刻な状況です。これらの産業は食、環境、文化など様々な視点においても欠かすことができない産業であることから、担い手を確保することが課題となっています。

## ◇大災害への備え

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で改めて明らかとなったとおり、本市においても巨大地震及びそれに伴う津波への対応体制を構築することが喫緊の課題となっています。本市に大きな影響を及ぼす南海トラフ地震は、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で発生するとされており、この地震をモデルとした地震被害想定を平成 26 年 3 月に三重県が公表しました。

市民及び観光客の命を守るために、市民一人ひとりの防災意識の向上、地域における協力体制の構築、津波避難施設などの基盤整備など、自助・共助・公助それぞれの視点から、ハード・ソフト両面における対策を急ぐ必要があります。

また、災害時要援護者の災害対策は、災害発生前からの地道な取組が不可欠であり、継続的に取り組んでいくことが必要です。

さらに、大災害発生後において、迅速に復興を可能とするために必要な取組も早急に進める必要があります。

## ○伊勢市の取組方針

伊勢市の課題の解決に向け、「命」「心」「暮らし」「誇りと調和」「自立と連携」という5つのキーワードを心にとどめ、それぞれの取組を進め、子どもたちの笑顔があふれ、お年寄りが幸せな老後が暮らせるまちづくりを目指します。

### ◇「命」～命を最優先に考えるまちづくり～

病気・事故・災害・犯罪など人命を脅かす課題に対しては、予防又は最小化の観点も持ちながら最優先に取り組み、市民の生命を守ることができる安全で安心できるまちづくりを進めます。

### ◇「心」～やさしさと感謝の気持ちを継承するまちづくり～

市民それぞれのライフステージに応じ手を差し伸べ、またそこに住む人たちが助け合い、とりわけ子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者がやさしさに包まれて住み続けられるまちづくりを進めます。また、次代を担う子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、子育て環境及び教育環境の充実を図ります。

そして、伊勢を訪れる人たちに対して、感謝の気持ちと“おもてなし”的な心を持ってお迎えする古からの伊勢の心を次世代に引き継ぎます。

### ◇「暮らし」～豊かさを実感できるまちづくり～

暮らしに豊かさを感じるためには、生活の利便性や自然との調和、家族や周囲の住民とのつながりなど様々な要素があります。特に、「仕事があること」は暮らしの根幹を支える基礎となるとともに、社会を支える世代の定住を促進させる重要な要素です。これらのことから、地域で学び、地域で働く「人材の循環」を生み出し、雇用に主眼を置いた産業活性化に取り組みます。

また、公共交通の確保など生活の利便性に関わること、居住地域における課題を地域住民において解決するなど、暮らしやすさに配慮したまちづくりを進めます。

### ◇「誇りと調和」～市民がまちに誇りを持ち、 観光と市民生活が調和したまちづくり～

伊勢のまちを持続的に発展させるため、観光振興の持つ地域創造力を活かし、経済や雇用への波及効果を狙う必要があります。同時に、魅力ある観光地であるためには、そのまちが住民にとって住みよいまちであること、そして住民が誇りと自信を持って、訪れる人をもてなせるまちであることが大切です。伊勢に住む人たちと伊勢を訪れる人たち双方における満足度の調和を図りながら、観光を通じた総合的なまちづくりを推進し、魅力ある観光交流のまちを創造します。

## ◇「自立と連携」～連携と協力による自立したまちづくり～

今以上に魅力ある伊勢のまちとするため、地域の課題を地域で考え、地域で解決することができる自立したまちを目指します。そのために、行政・地域コミュニティ・企業・NPO・教育機関・金融機関・その他関連団体などそれが主体となり、連携していくための仕組みづくりに取り組みます。また伊勢市内のみならず、伊勢志摩定住自立圏の圏域内における団体等とも連携、協力します。

子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齡）まちづくり  
～笑子・幸齡化のまちづくり～

# 分野別計画

# 分野別計画の見方

## 第1章 市民自治・市民交流

### 第1節

## 地域コミュニティ

住民が主体となる持続可能な地域コミュニティを醸成します。

### 現況

社会状況、国県等の動向、問題点等を整理しました。

自治会は、住域の環境美化、等の地域の中心的な役割を果たしてきました。

本市には、平成25年3月末現在、173の自治会があります。自治会加入率※は同時点において、82.2%であり、平成22年3月末の86.0%と比較すると、低下傾向にあります。

また、少子高齢化や人口減少、住民の関心の低下等により担い手不足や後継者不足、参加の停滞など自治会活動の衰退が懸念される中、独居高齢者の増加や大規模災害時の対応、不審者やごみの不法投棄など新たな課題も発生しており、自治会だけで対応することは困難になってきました。

さらに核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化など社会状況の変化によってこれまで家庭や地域が果たしてきた互助機能は低下しつつあり、社会的弱者に対する見守り体制の充実など、その補完・代替的な対策が求められています。一方、行政も社会構造の変化により、将来において、これまでの行政サービスを維持していくことが難しくなると懸念されています。

こうした状況を踏まえ、平成26年度時点の小学校区を基本単位として、地域の多様な主体が参画、連携して地域の課題を自立的・主体的に解決する仕組みとして「ふるさと未来づくり」制度を創設し、推進しています。平成26年5月末現在、市内の24小学校区（小俣小学校区と明野小学校区は一地区として設立）のうち21学区で取組が進められています。

※自治会加入率：現況を踏まえ、取り組むべき課題について整理しました。

### 主な課題

- ◆「ふるさと未来づくり」の制度保障
- ◆多様な主体が地域づくりに参画する環境の整備と気運の醸成
- ◆自治会活動の促進及び市民への周知

## 取組方針

現況及び課題を踏まえ、その節において取り組む柱を整理しました。  
また、その主な取組内容を記載しました。

### 111 新たな地域自治の仕組みづくり

新たな地域自治の仕組みとして「ふるさと未来づくり」を進め、住民主体のまちづくりを進めます。

小学校区単位での自治組織である「地区みらい会議」と既存自治会が、互いに補完し合うことで、一層の地域自治の推進を図ります。

また、まちづくりの実現に向けた情報提供など、地域支援を行います。

目指すまちの姿に近づいているかどうかを知るための指標を設定しました。

## 指標

〈主な取組〉

- ・ふるさと未来づくりの推進

指標により、何が表されるかを表示しています。

#### 【指標①】各地区みらい会議が実施する事業数

地域自治組織の活動が活発に行われていることが表されます。

現状値	目標値
34 事業	45 事業

現状を示す「現状値」と計画期間である4年間で実現を目指す「目標値」を表示しています。

#### 【指標②】自治会加入率

自治会活動への住民の参加意識が表されます。

現状値	目標値
82.5%	85.5%

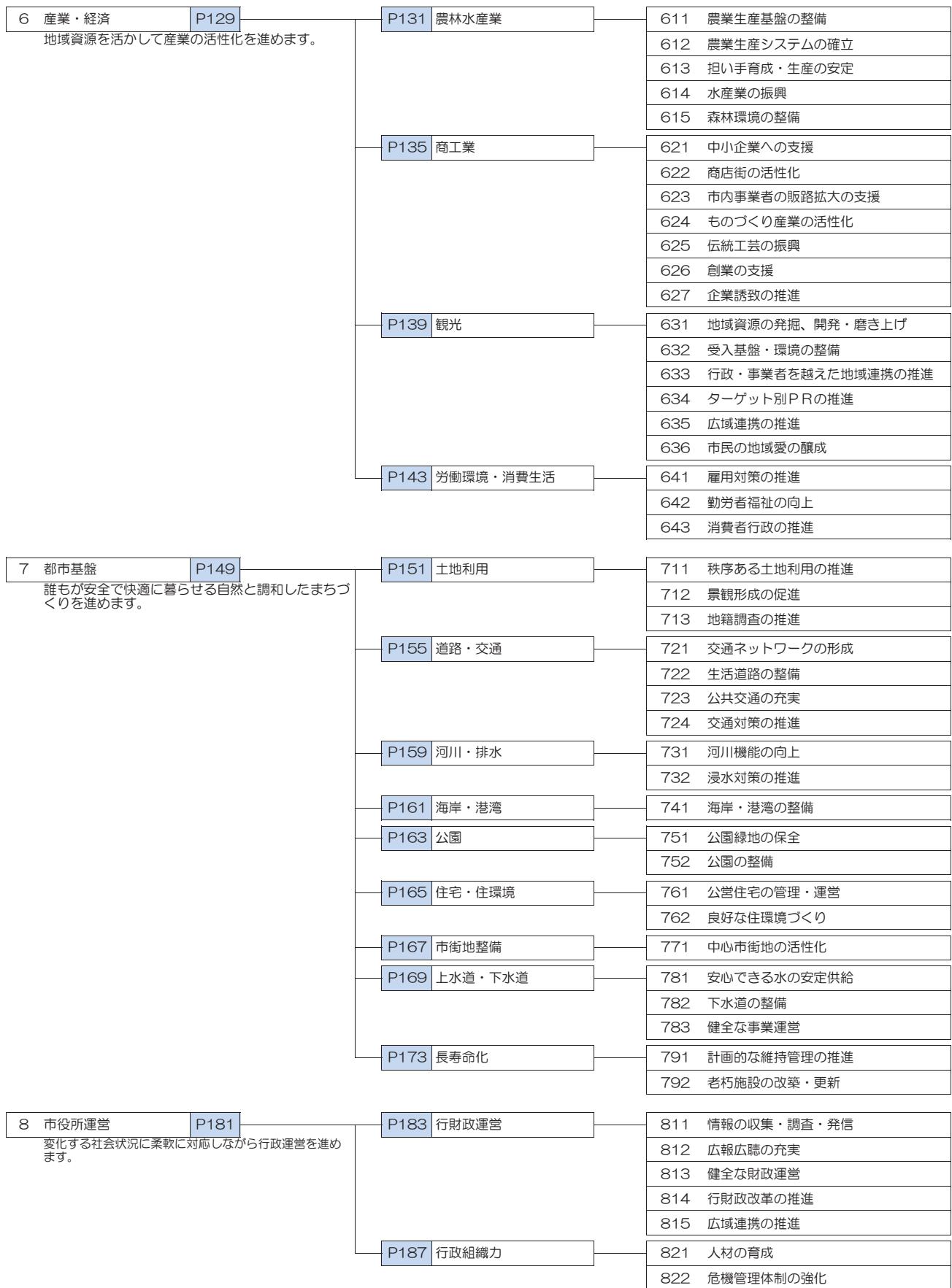
#### ※他章において特に連携する取組方針

- 222 青少年の健全育成
- 421 地域福祉の充実
- 511 災害に備える地域づくりの推進
- 522 自主防犯団体の充実

節の属する章以外で、特に関わりの強い取組方針を整理しました。

# 分野別計画体系図(8章—35節—100柱)







## 第1章

# 市民自治・市民交流

男女が助け合い、様々な人権が尊重される市民主体のまちづくりを進めます。

### 第1節

#### 地域コミュニティ

住民が主体となる持続可能な地域コミュニティを醸成します。

111 新たな地域自治の仕組みづくり

112 地域コミュニティ活動の推進

### 第2節

#### 市民参画・市民活動

個人やNPO等の市民活動を促進し、活力ある地域社会をつくります。

121 市民活動の支援・市民参画の促進

### 第3節

#### 人権尊重

人権意識を高め、誰もが平等で安心して暮らせる社会をつくります。

131 人権啓発・人権教育の推進

132 非核平和への取組

133 市民館活動の拡充と連携

### 第4節

#### 国際交流・男女共同参画

国籍、性別などの違いを認め合い、心のバリアフリーを推進します。

141 国際交流の推進

142 多文化共生社会の形成

143 男女共同参画の推進



## 第1節

# 地域コミュニティ

住民が主体となる持続可能な地域コミュニティを醸成します。

## 現況

自治会は、住民に最も身近な基礎的コミュニティとして会員間の親睦・連絡調整、清掃等の地域の環境美化、伝統行事の継承等、会員の相互扶助的な活動を行う任意の団体で、住民自治の中的な役割を果たしてきました。

本市には、平成25年3月末現在、173の自治会があります。自治会加入率※は同時点において、82.2%であり、平成22年3月末の86.0%と比較すると、低下傾向にあります。

また、少子高齢化や人口減少、住民の関心の低下等により担い手不足や後継者不足、参加の停滞など自治会活動の衰退が懸念される中、独居高齢者の増加や大規模災害時の対応、不審者やごみの不法投棄など新たな課題も発生しており、自治会だけで対応することは困難になってきました。

さらに核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化など社会状況の変化によってこれまで家庭や地域が果たしてきた互助機能は低下しつつあり、社会的弱者に対する見守り体制の充実など、その補完・代替的な対策が求められています。一方、行政も社会構造の変化により、将来において、これまでの行政サービスを維持していくことが難しくなると懸念されています。

こうした状況を踏まえ、平成26年度時点の小学校区を基本単位として、地域の多様な主体が参画、連携して地域の課題を自立的・主体的に解決する仕組みとして「ふるさと未来づくり」制度を創設し、推進しています。平成26年5月末現在、市内の24小学校区（小俣小学校区と明野小学校区は一地区として設立）のうち21学区で取組が進められています。

※自治会加入率＝自治会加入世帯数／住民基本台帳登録世帯数×100

## 主な課題

- ◆ 「ふるさと未来づくり」の制度保障
- ◆ 多様な主体が地域づくりに参画する環境の整備と気運の醸成
- ◆ 自治会活動の促進及び市民への周知

## 取組方針

### 111 新たな地域自治の仕組みづくり

新たな地域自治の仕組みとして「ふるさと未来づくり」を進め、住民主体のまちづくりを進めます。

小学校区単位での自治組織である「地区みらい会議」と既存自治会が、互いに補完し合うことで、一層の地域自治の推進を図ります。

また、まちづくりに関する情報を提供するなど、地域自治組織への支援を行います。

#### 〈主な取組〉

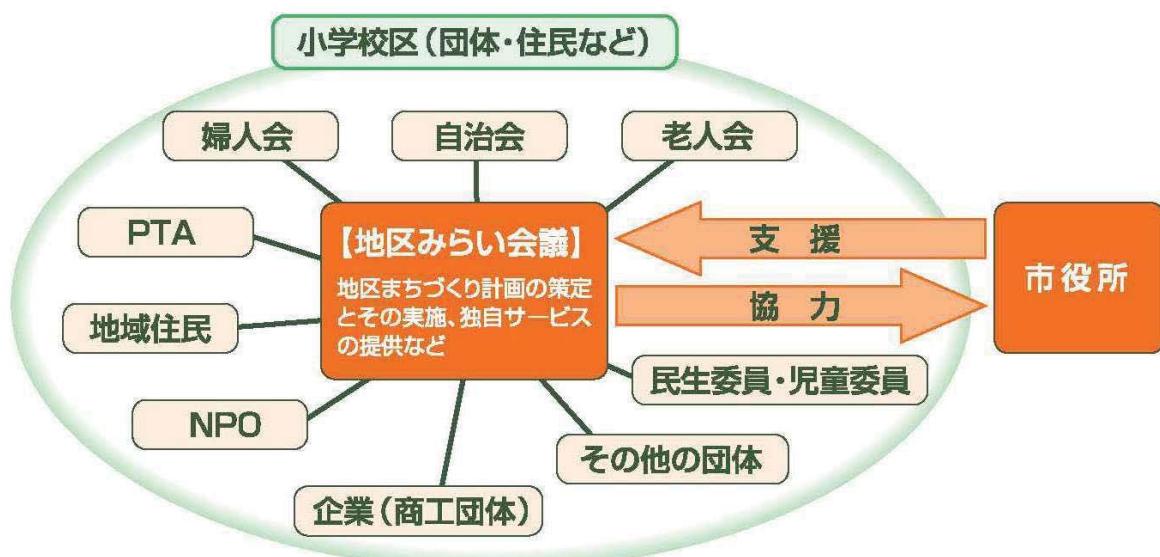
- ・ふるさと未来づくりの推進

### 112 地域コミュニティ活動の推進

地域自治の推進と地域の活性化を図れるよう、自治会コミュニティ放送設備の整備や、集会施設の整備、コミュニティ活動備品の整備等への助成など、自治会活動を支援します。

#### 〈主な取組〉

- ・コミュニティ放送設備の整備促進
- ・集会施設の整備支援
- ・コミュニティ活動備品の整備支援



## 指標

【指標①】 各地区みらい会議が実施する事業数

地域自治組織の活動が活発に行われていることが表されます。

現状値	目標値
34 事業	115 事業

【指標②】 自治会加入率

自治会活動への住民の参加意識が表されます。

現状値	目標値
82.2%	85.5%

※他章において特に連携・関連する取組方針

222 青少年の健全育成

421 地域福祉の充実

511 災害に備える地域づくりの推進

522 自主防犯団体の充実



## 第2節

# 市民参画・市民活動

個人やNPO等の市民活動を促進し、活力ある地域社会をつくります。

## 現況

### ◆市民参画・市民活動の支援

本市では、市の政策に市民の意思を反映するため、各種審議会や委員会への公募等をはじめ、市政懇談会の開催やパブリックコメント制度の採用等、様々な場面で市民参画の機会を設けています。行政だけでは解決できない課題や、市民だけでは解決できない課題などに対して、互いがパートナーとして協力し、補完し合う「市民協働」の観点が重要であることから、平成23年4月に「伊勢市協働の基本ルール」を策定し、その指針としています。

また、市内には、地域振興や福祉、文化など様々な分野のNPOやボランティア団体があり、市民自らが身近な問題を解決し、社会貢献を果たす上で、重要な役割を担っています。市では、これらの活動団体を支援する拠点施設として、「いせ市民活動センター」を設置しており、相談対応、情報の収集や案内、交流促進スペースの提供などを行っております。平成26年4月時点で約170団体が登録されており、年間で延べ1万5千人程度の方々が利用しています。

また、団体が継続的に活動を行えるよう、一定の条件のもと、その経費の一部を補助する制度も設けていますが、新たな支援制度を構築し、さらに活発な市民活動を促進する必要があります。

## 主な課題

- ◆市民活動に対する市民意識の醸成
- ◆いせ市民活動センターの認知度の向上
- ◆市民活動団体の支援制度の周知徹底



【いせ市民活動センター】

## 取組方針

### 121 市民活動の支援・市民参画の促進

いせ市民活動センターを拠点として、市民参画、協働によるまちづくりを推進します。

市民自治の担い手として、地域づくりに貢献するグループや団体に対し、継続的に活動できるよう支援を行います。

#### <主な取組>

- ・地域審議会の運営
- ・いせ市民活動センターの設置及び利活用
- ・市民活動団体への支援
- ・伊勢まつり開催への支援

## 指標

### 【指標①】いせ市民活動センターへの登録団体数

市民活動が活発に行われていることが表されます。

現状値	目標値
162 団体	200 団体

## 第3節

# 人権尊重

人権意識を高め、誰もが平等で安心して暮らせる社会をつくります。

## 現況

様々な人権問題の解決を目指して、広報いせ、講演会、講座、人権パネル展などを通じて啓発活動を実施してきました。また、学校教育や成人学習など多様な学習機会を通じて、市民の人権意識の高揚を図る取組を進めてきました。その結果、市民の人権意識も高まりつつありますが、心理的な差別の問題は、完全に払拭されたとは言えません。

人権問題は、市民一人ひとりが正しい知識と認識を培い、地域社会や家庭内においてお互いの人権を尊重する意識を持つことが大切です。平成24年度に策定された「伊勢市人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重され守られる伊勢のまちづくりを推進していくために、総合的かつ体系的に人権施策に取り組んでいきます。

また、人権に関する様々な相談に対応するため生活相談や人権相談などを行っていますが、相談内容の多様化などから、情報提供機能の充実や関係機関との連携など相談・支援体制の強化が求められています。

## 主な課題

- ◆人権に関する国際条約や国内法令等の理念や内容の普及・啓発
- ◆人権を尊重し、自ら考え行動できる人づくりの推進
- ◆啓発活動に向けた関係機関との連携
- ◆講演会やセミナー、パネル展などを通じた情報発信
- ◆人権問題に関連する情報の積極的提供
- ◆市民が気軽に利用できる相談システムの構築
- ◆関係機関等との連携を密にした相談、支援体制の充実
- ◆核兵器の廃絶と軍縮並びに平和の尊さの訴え
- ◆福祉・コミュニティ拠点機能もあわせもった施設へ成長する市民館

## 取組方針

### 131 人権啓発・人権教育の推進

人権に関する、国際条約、国内法令、人権尊重都市宣言、伊勢市人権尊重条例などの理念や内容の普及・啓発を推進します。

講演会や講座など人権学習の機会を充実させ、差別や人権侵害に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。

伊勢人権擁護委員協議会等との連携を図り、人権啓発・人権教育を推進します。

#### 〈主な取組〉

- ・人権施策の推進
- ・市民館講座の充実
- ・人権、同和教育の推進

### 132 非核平和への取組

非核・平和空襲展等、広く市民に核兵器の廃絶と軍縮並びに平和の尊さを訴えていきます。

#### 〈主な取組〉

- ・非核平和の推進



【非核・平和空襲展】

## 133 市民館活動の拡充と連携

教育集会所や自治会などと連携し、市民館活動の拡充を図ることにより、人権啓発のための交流拠点としての役割等、市民館の新たな役割を確立していきます。

また、法務局や人権センターなどの関係機関と連携し、相談、支援体制の充実に努めます。

### 〈主な取組〉

- ・市民館の活動、事業の充実

### 指標

#### 【指標①】各種事業への参加人数

人権を理解するための機会を得たことが表されます。

現状値	目標値
1,288 人	1,350 人



## 第4節

# 国際交流・男女共同参画

国籍、性別などの違いを認め合い、心のバリアフリーを推進します。

## 現況

### ◆国際交流の推進・多文化共生社会の形成

本市は、神宮ご鎮座のまちとして、世界各国からたくさんの外国人観光客が訪れています。また、平成26年3月末時点で、中国、ブラジルなど34国籍、938人の外国人が住んでいます。

私たちは、国籍、言語、文化等の違いを認め、互いに尊重しあう多文化共生社会を実現しなければなりません。生活者である外国人住民にとって、住みやすい環境であるかどうか生活者の視線で検証する必要があり、防災や教育、福祉等の行政情報が行き届き、理解されているか等、配慮すべき点が多くあります。

このことからも、伊勢市国際交流協会が実施している、外国人の日本語学習支援をはじめ、国際理解講座、世界の料理イベントの開催、ホームステイの受け入れなどを、今後より一層充実していく必要があります。

### ◆男女共同参画の推進

本市では、男性にとっても女性にとっても生きやすい男女共同参画社会の実現を目指し、平成18年に男女共同参画都市宣言、翌年には男女共同参画推進条例を制定し、男女が対等な立場で社会を創造する姿を目標に様々な施策を展開してきました。

平成25年3月には、第2次伊勢市男女共同参画基本計画(第2次れいんぼうプラン)を策定し、更なる前進を目指しているところですが、課題面を切り崩すほどの効果をいまだ得ていません。

女性の社会進出は増えているものの、職場や自治会などの地域活動における方針決定の場で、女性の参画が進んでいないのが現状です。

また、女性に対する暴力は、性別による役割分担の意識、男女の社会的な地位や経済的な格差など男性優位な社会構造が要因のひとつと考えられています。

人々の意識や古い慣習・習慣を変えていくことは容易なことではありませんが、着実な一步を進めていくために、家庭・学校・職場・地域への取組を、市・市民・事業者・教育者が協働して進めていく必要があります。

## 主な課題

- ◆多文化共生社会に対する理解の推進
- ◆行政情報の多言語化の推進
- ◆外国人住民への情報伝達網の整備と支援体制の確立
- ◆民間団体への国際交流の支援
- ◆男女共同参画意識の普及と推進
- ◆意思決定の場への女性登用の推進
- ◆DV(ドメスティック・バイオレンス)等の根絶と暮らしやすい社会の創造

## 取組方針

### 141 国際交流の推進

伊勢市国際交流協会等と連携して、国際交流と国際理解の推進を図ります。

#### 〈主な取組〉

- 国際交流協会への支援

### 142 多文化共生社会の形成

多言語による行政情報をはじめとする生活情報の提供を行うほか、居住する外国人が安心して暮らせる体制を構築します。

#### 〈主な取組〉

- 居住外国人向けの支援体制の充実

### 143 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識の普及及び教育を推進します。また、社会における意思決定の場への女性の進出を支援したり、関係機関へ働きかけます。男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画を阻害する要因の根絶を目指します。

#### 〈主な取組〉

- 男女共同参画に関する意識の普及

## 指標

【指標①】市の審議会、委員会などへの女性の登用率

女性の意見が市政の各分野に反映されていることが表されます。

現状値	目標値
23.0%	40.0%

【指標②】伊勢市国際交流協会の会員数

国際交流が活発に行われていることが表されます。

現状値	目標値
128人	150人



## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
ふるさと 未来づくり 推進計画	地区みらい会議が中心となって、地域が抱える課題を把握し、地域が目指す将来像を考えながら、課題解決に向け計画的に行う実施事業としてまとめた計画です。	
	計画期間	平成20年～
	主担当課	市民交流課
伊勢市 協働の基本 ルール	多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的とし、策定したルールです。	
	計画期間	平成23年～
	主担当課	市民交流課
伊勢市 人権施策 基本方針	人権施策を効果的に実施するにあたり、様々な分野の現状や課題を踏まえ、基本施策や分野別施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成24年～
	主担当課	人権政策課
伊勢市 国際化 推進指針	今後の国際化に対応したまちづくりを推進するための施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した指針です。	
	計画期間	平成23年～
	主担当課	市民交流課
第2次 伊勢市 男女共同参 画基本計画	伊勢市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年～29年
	主担当課	市民交流課



## 第2章

# 教 育

郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓くひとづくりを進めます。

### 第1節

## 学校教育

心豊かでたくましい子どもを育む教育環境づくりを進めます。

211 確かな学力の育成

212 豊かな心・健やかな体の育成

213 学習環境の充実

214 施設・設備の整備

215 幼児教育の充実

216 地域・保護者との連携の推進

### 第2節

## 社会教育

多様化・高度化するニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

221 学習機会と学習環境の充実

222 青少年の健全育成

### 第3節

## スポーツ

生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育の活動の充実を図ります。

231 スポーツ活動の充実

232 スポーツ団体の強化

233 スポーツ施設の充実

### 第4節

## 文化

文化芸術活動や伝統文化、文化資産の保存活用を図ります。

241 文化芸術の振興

242 歴史文化の継承



第1節

# 学校教育

心豊かでたくましい子どもを育む教育環境づくりを進めます。

## 現況

これから本市の教育の指針となる伊勢市教育振興基本計画（平成24年4月策定）では、“夢と意欲を持ち未来を切り拓くひとづくり”を基本理念に置き、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った“心豊かでたくましい子ども”を育成し、“子どもがかがやき学びあう学校”を創っていくことを目指しています。

子どもたちの誰もがみんな「気持ちの良い学校、居心地のよい学校」を求めていますが、学校は多数の同年齢の子どもたちが集団で生活する場であるため、人間関係を中心に、いじめをはじめとする様々な出来事が起こりがちであるのが現実です。

子どもたちの発達の段階や実態を踏まえて、「学ぶ意欲を育むための環境づくりや授業づくり」を進めるとともに、保護者や地域とも連携していく必要があります。

一方、市内の児童・生徒数はこの30年間で半数近くにまで減少し、この間学校数が変わっていないため学校の小規模化が進んでいます。この状況は今後も続くと予想され、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されています。

## 主な課題

- ◆ 学習に意欲の持てる学校づくり
- ◆ いじめのない学校づくり
- ◆ 一人ひとりが大切にされる学校づくり
- ◆ 豊かな心と健やかな体の育成
- ◆ キャリア教育の推進
- ◆ 地域・保護者との連携の推進
- ◆ 郷土を愛する心の育成
- ◆ 環境教育の推進及び環境に配慮した学校施設の整備
- ◆ 小中学校の適正規模化・適正配置の推進、空調設備の整備、教材備品の充実などよりよい学習環境の整備
- ◆ 幼児教育の充実



## 取組方針

### 211 確かな学力の育成

「わかる授業」「楽しい授業」「一人ひとりが大切にされる授業」を行うことにより、「基礎的な知識・技能」「知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・コミュニケーション力・表現力」「自ら学習に取り組む態度」を身に付けた「確かな学力を身に付けた子ども」の育成を目指します。

#### 〈主な取組〉

- ・児童生徒学力の向上
- ・学校図書館活動の充実
- ・奨学金による就学支援
- ・要保護及び準要保護児童生徒の就学奨励
- ・特別支援教育就学奨励の推進

### 212 豊かな心・健やかな体の育成

一人ひとりの違いや良さを認め合い、互いを尊重する仲間づくりや学級づくりが大切です。そのような仲間や学級を基盤にした人権教育・道徳教育・国際理解教育・環境教育・キャリア教育などに取り組むことにより、「豊かな心を持つ子ども」の育成を目指します。

運動を通じて体力を養ったり、望ましい食習慣をはじめとする健康的な生活習慣を形成したりしていく必要があります。健康教育や食教育、安全教育、防災教育に取り組むことにより、「健やかな体を持つ子ども」の育成を目指します。

#### 〈主な取組〉

- ・人権教育の充実
- ・人権教育に係る研究推進の充実
- ・非核、平和学習の推進
- ・地域・福祉体験交流活動の充実
- ・職場体験学習機会の充実
- ・文化、科学作品等の発表機会の充実
- ・文化クラブ活動への支援
- ・食育の推進
- ・教育相談体制の充実
- ・いじめの未然防止、早期発見対応の推進
- ・不登校の未然防止、学校復帰支援の推進

## 213 学習環境の充実

子どもたちが「生きる力」を育むために、一定規模の集団で学習や生活をしながらコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築き、自主性や社会性を身に付けていけるよう、小中学校の適正規模化・適正配置を計画的に進めます。

教職員の資質能力を向上させるため、指導方法の工夫や改善を図るための研究支援を推進します。

### 〈主な取組〉

- ・小中学校適正規模化、適正配置の推進
- ・通学安全対策の充実
- ・私立学校等振興の支援
- ・学習支援員及びボランティアの配置
- ・教職員の研究、研修の推進
- ・特別支援教育の推進

## 214 施設・設備の整備

子どもたちが安全安心かつ時代に即応した快適な教育環境の中で学習できるよう、施設・設備等の整備・充実及び維持管理を図ります。

児童生徒の興味関心を高め理解を深めるなど、効果的な学習活動が行えるよう、教育用コンピュータ等の教育環境を整えます。

### 〈主な取組〉

- ・学校図書館の整備充実
- ・エレベーター防災対策改修の推進
- ・施設防災対策の充実
- ・教育備品の整備充実
- ・教育環境の整備充実
- ・空調設備整備の推進
- ・教材の整備充実
- ・保健室の整備充実
- ・学校給食施設の整備充実

## 215 幼児教育の充実

公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園が、それぞれの特色に応じた幼児教育ができるように、本市の幼児教育全体の質の向上を図ります。

小学校への円滑な移行ができるように、幼児と児童の交流、職員同士の交流、情報共有など積極的な連携を図ります。

### 〈主な取組〉

- ・保幼小中の連携の推進
- ・幼小交流

## 216 地域・保護者との連携の推進

子どもの実態に応じて、学校がよりよい方向へ改善を図ることができるよう、保護者や地域住民と連携して学校づくりを進めます。

学校の教育活動に関する情報を積極的に保護者や地域住民に提供し、地域人材の活用等、地域の方々とともに学ぶ活動を推進します。

### 〈主な取組〉

- ・開かれた学校づくりの推進
- ・地域人材活用の推進

### 指標

#### 【指標①】 小学校における授業内容の理解度

小学生の授業内容への理解に関する実感が表されます。

現状値	目標値
95.8%	98.0%

#### 【指標②】 中学校における授業内容の理解度

中学生の授業内容への理解に関する実感が表されます。

現状値	目標値
73.3%	85.0%

#### 【指標③】 子どもたちの学校生活満足度

子どもたちの学校生活への満足度が表されます。

現状値	目標値
61.0%	85.0%

**【指標④】教育用コンピュータの整備率**

学習環境の充実度が表されます。

現状値	目標値
4.5人/台	2人/台

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 331** 環境教育・環境学習の強化
- 431** 保育体制の整備
- 511** 災害に備える地域づくりの推進
- 722** 生活道路の整備



第2節

## 社会教育

多様化・高度化するニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

### 現況

急速な社会構造の変化に伴う価値観や行動様式の多様化により、住民の学習ニーズも細分化・高度化しており、生涯学習社会の実現に重要な役割を担う社会教育においては、こうした学習ニーズへの適切な対応が求められています。

公民館講座をはじめとする社会教育活動では、それらの学習ニーズに対応するため、様々な講座を企画しているものの、個人レベルに留まってしまうことが多いことから、学んだことが地域でも活用される「学習成果が生かされる機会（知の循環）」を充実させる必要があります。そのためにも、学習機会の提供だけでなく、社会教育活動の推進拠点となる図書館、生涯学習センター、公民館などをはじめとする社会教育施設が積極的に活用されるよう努める必要があります。特に図書館を拠点とする学習活動については、増加傾向にある予約件数のうち、平成22年4月からサービスを開始したインターネット予約の占める割合が増加しています。

また、地域社会における人々の交流が希薄になる中、次代を担う青少年の健全な成長を願い実施する事業の展開についても地域の活力を利用するなど、「地域の子どもは地域で育てる」との考え方を基本に、家庭・地域・学校・行政等の関係機関が連携し、「早期発見・早期指導」を合言葉に、「愛の声かけ運動」を積極的に行い、青少年の健全育成に取り組むことが大切です。

### 主な課題

- ◆多様化・高度化するニーズに応じた学習機会の充実
- ◆地域社会の様々な活動への学習成果の活用推進
- ◆図書館、生涯学習センター、公民館などの社会教育関係施設の整備
- ◆図書館の蔵書充実
- ◆社会教育関係団体などの関係機関との連携強化
- ◆街頭指導における「愛の声かけ運動」の推進

## 取組方針

### 221 学習機会と学習環境の充実

学習ニーズを的確に把握し、個々の学習意欲に応じて学ぶことができるよう学習機会の充実を図ります。

各個人が学習した成果を、地域社会における様々な活動に活かすことができるよう事業を推進します。

図書館、生涯学習センター、公民館など社会教育関係施設が学習活動の拠点として有効に活用されるよう学習環境の整備を図ります。

#### <主な取組>

- ・社会教育活動の支援
- ・図書資料の充実
- ・絵本、子育て支援資料の提供
- ・生涯学習の推進
- ・放課後子ども教室の充実

### 222 青少年の健全育成

青少年の健全育成を推進するため、青少年との「心と心の関わり」を大切にし、関係機関及び地域と連携しながら、青少年相談センター活動を推進します。

#### <主な取組>

- ・学校評議員設置による学校運営改善
- ・新成人のつどいの開催
- ・伊勢市、飯田市交流会の開催

## 指標

### 【指標①】社会教育施設の利用回数

市民の社会教育への関心度が表されます。

現状値	目標値
16,768 回	18,000 回

### 【指標②】図書館利用者数

市民の社会教育への関心度が表されます。

現状値	目標値
490,904 人	502,000 人

【指標③】指導少年数における法令に触れる行為者の割合  
青少年の健全育成が図られているかどうかが表されます。

現状値	目標値
20.8%	16.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

111 新たな地域自治の仕組みづくり



## 第3節

## スポーツ

生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育の活動の充実を図ります。

## 現況

近年、様々な社会環境が変化し、人々のライフスタイルに対する価値観が多様化する中、人々の健康に対する意識やスポーツに対する意識も変化しており、また、子どもの中でも活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向があります。本市では、平成24年度に「生涯にわたり自ら進んでスポーツに取り組める環境づくり」を基本理念とした「伊勢市スポーツ推進計画」を策定しました。生涯にわたりスポーツに取り組んでいくためには、各ライフステージで、また、人それぞれで、スポーツへの取り組み方が変化することから各種大会や教室を開催・支援し、生涯スポーツや競技スポーツ、学校体育の活動の充実に努める必要があります。そのためにもスポーツをするためのきっかけづくりを中心とした事業に取り組むだけでなくスポーツ団体との連携を図ることにより、継続的にスポーツを楽しむことができるような環境づくりを進めていかなければなりません。

連携するスポーツ団体は、スポーツ推進委員連絡協議会、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブなどがあり、それがあらゆる年代の人が、個々のレベルに応じて、様々なスポーツに取り組むことのできる環境をつくっています。

特に総合型地域スポーツクラブの育成は、伊勢市スポーツ推進計画の重点施策に位置付けています。

スポーツ施設の整備については、平成25年2月に「伊勢フットボールヴィレッジ」が完成し、平成26年3月には「倉田山公園野球場」もスタンドの改築やグラウンドの全面人工芝生化等を行いリニューアルしました。

また、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会などの大規模な大会が三重県で開催されることが決定しています。



【倉田山公園野球場】

## 主な課題

- ◆子どもから高齢者まで誰もが参加しやすい事業の実施
- ◆スポーツ教室等に指導者の派遣支援を行う指導者バンクの設置
- ◆生涯スポーツの充実
- ◆学校体育活動の充実
- ◆スポーツ推進委員連絡協議会、スポーツ少年団等の組織強化及び連携
- ◆総合型地域スポーツクラブの設立及び育成
- ◆指導者の資質向上
- ◆伊勢フットボールヴィレッジ、倉田山公園野球場をはじめとするスポーツ施設の有効活用
- ◆スポーツ施設の整備及び適正管理
- ◆スポーツイベント、スポーツ団体、スポーツ施設などの情報発信の強化
- ◆全国高等学校総合体育大会（平成30年）、国民体育大会（平成33年）に向けての準備

## 取組方針

### 231 スポーツ活動の充実

子どもから高齢者までの各ライフステージにおいて、市民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったスポーツに取り組むことができるよう、生涯スポーツや競技スポーツの充実を図ります。

また、スポーツ好きな子どもを育てるため、「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びや競う楽しさを味あわせるよう、学校体育活動の充実を図ります。

#### <主な取組>

- ・スポーツ指導者、競技者技術向上の支援
- ・全国規模大会開催の誘致
- ・お伊勢さんマラソンの充実
- ・スポーツ推進委員活動の支援
- ・スポーツ大会、教室の充実
- ・学校体育施設開放の充実
- ・スポーツ推進審議会の開催
- ・全国規模スポーツ大会参加者への支援
- ・競技スポーツ技術向上の支援
- ・スポーツによる交流の推進
- ・国民体育大会開催に向けた準備
- ・学校体育活動の推進

## 232 スポーツ団体の強化

市民がそれぞれの年齢やレベルに応じて、様々なスポーツに取り組むことができる環境を作るため、各種スポーツ団体の組織の充実を図ります。

### 〈主な取組〉

- ・総合型地域スポーツクラブの充実
- ・スポーツ少年団の育成
- ・体育協会のNPO法人化
- ・小学校体育部会、中学校体育連盟への支援

## 233 スポーツ施設の充実

市のスポーツ施設がスムーズに、かつ、快適に利用できるように、ハード面及びソフト面において、スポーツ施設の充実を図ります。

### 〈主な取組〉

- ・体育施設の整備、改修

### 指標

#### 【指標①】 総合型地域スポーツクラブのクラブ数

様々なスポーツに取り組める環境づくりが図られているかどうかが表されます。

現状値	目標値
7 クラブ	9 クラブ

#### 【指標②】 総合型地域スポーツクラブの会員数

スポーツ活動への参加度が表されます。

現状値	目標値
2,692 人	3,300 人

### 【指標③】スポーツ施設の稼働率

スポーツ施設の利便性が図られているかどうかが表されます。

現状値	目標値
61.7%	80.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 634 ターゲット別PRの推進
- 752 公園の整備

第4節

# 文化

文化芸術活動や伝統文化、文化資産の保存活用を図ります。

## 現況

本市には、神宮ご鎮座のまちとして、多くの参宮客を迎えてきたことにより生まれ育ってきた工芸や芸能など、訪れる方に日本人の心のふるさとを感じさせる、独特の歴史・文化があります。市民の文化芸術活動は、多種多様な団体・個人により、高度なもの、生涯学習的なものなど様々ですが、それぞれ熱心な活動が行われています。これらの活動を継続してもらうためには、活動の成果が実感できる発表の場を提供していくことが必要です。

伝統文化の保存・継承は、地域住民により守られており、保存継承団体の数は保持されています。子ども教室など熱心な育成活動が行われていますが、若年層が少なくなってきており、関わっている人数も減少しています。

文化財は、適切に評価し必要な保護措置を講じる必要があります、保存・活用に要する財源を将来にわたって十分に確保していくことが重要です。また、市内文化施設・文化財を記したマップの配布や市ホームページへの掲載、文化施設・文化財の案内人を養成するなどして文化財のPRに努めています。

伝統文化の保存・継承、文化財の保存・活用が進むことで、市民や来訪者が地域の文化に身近に触れられる機会となり、地域住民の手による「まちづくり」の起爆剤として、伊勢らしい文化・地域資源の有効活用を図ろうとする動きが活発化しています。

## 主な課題

- ◆文化施設の入館者の増員
- ◆文化団体・芸術団体との連携や情報共有
- ◆郷土愛の醸成と伊勢文化の育成
- ◆伝統文化の保存・継承に携わる人材の育成
- ◆文化財保存経費の財源の確保



【民俗行事 お白石持ち行事】

## 取組方針

### 241 文化芸術の振興

能・狂言などの伝統芸能、演劇・音楽・舞踊など様々な舞台芸能、絵画・工芸・書などの美術について、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。

文化団体、文化ボランティアなどの活動の支援と文化活動情報の提供を行います。

優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

#### <主な取組>

- ・文化、芸術活動の発表機会の充実
- ・全国規模芸術文化大会出場者への支援
- ・全市博物館構想の推進

### 242 歴史文化の継承

伊勢市の歴史文化に触れ、理解を深めるよう文化財、市史の周知・啓発を図ります。

文化財の指定・登録を行い、文化財の保存・活用・継承を進めます。

文化財等保存整備事業、民俗芸能の伝承・後継者育成事業に補助し保護を図ります。

#### <主な取組>

- ・文化財案内板設置の推進
- ・文化財保存整備への支援
- ・指定無形民俗文化財等の保存継承
- ・名勝二見浦の景観保全
- ・名勝宮川堤保存管理の推進
- ・旧豊宮崎文庫整備活用の推進

## 指標

### 【指標①】文化活動を支える各種団体数

文化活動への市民の関心度が表されます。

現状値	目標値
108 団体	120 団体

### 【指標②】文化財案内板等設置件数

文化財の活用度合いが表されます。

現状値	目標値
66 件	78 件

【指標③】 指定・登録文化財件数

文化財の保護状況が表されます。

現状値	目標値
209 件	221 件

※他章において特に連携・関連する取組方針

636 市民の地域愛の醸成



## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
伊勢市 教育振興 基本計画	これから時代における教育の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年～28 年
	主担当課	教育総務課
伊勢市立 小中学校 適正規模 化・適正 配置基本 計画	学校の小規模化による課題を解消し、本市の子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年～
	主担当課	教育総務課
伊勢市 人権教育 基本方針	真に人権が尊重される伊勢市を創造し、人権文化を醸成していく教育を推進していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 19 年～
	主担当課	学校教育課
伊勢市 人権教育 推進プラン	伊勢市人権教育基本方針に基づき、伊勢市の人権教育推進に関する施策や教育活動を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、策定したプランです。	
	計画期間	平成 20 年～
	主担当課	学校教育課
伊勢市 子ども読 書活動推 進計画	伊勢市教育振興基本計画の基本理念「夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」に基づき、子どもの「夢」を育める環境づくりを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年～29 年
	主担当課	社会教育課
伊勢市 スポーツ 推進計画	市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応し、「誰もが、各自のライフステージで、そのニーズにあったスポーツを楽しめる」スポーツ推進を図ることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年～28 年
	主担当課	スポーツ課

計画名	計画概要	
伊勢市 全市博物 館構想	様々な博物館・博物館収蔵品の情報を広く発信し、訪れる人々に様々な伊勢の文化にふれさせていただき、伊勢の文化人との交流を図り、この交流により新しい伊勢の文化を創造していくことを目的とし、策定した計画です。	
計画期間	平成 20 年～	
主担当課	文化振興課	

## 第3章

# 環 境

美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいくため「環境文化の生きるまち 伊勢」を目指します。

### 第1節

#### 資源・エネルギー

地球温暖化防止対策及びごみの減量化・資源化を進めます。

311 地球温暖化防止対策の推進

312 3Rの推進

### 第2節

#### 環境保全

森林保全、河川水質の改善など、環境保全を進めます。

321 自然環境の保全

322 生活環境の保全

### 第3節

#### 環境教育

子どもへの環境教育、市民への啓発活動を進めます。

331 環境教育・環境学習の強化

332 環境保全活動の推進



## 第1節

# 資源・エネルギー

地球温暖化防止対策及びごみの減量化・資源化を進めます。

## 現況

地球温暖化防止対策について、東日本大震災以降、電力買取制度の見直しや、電気自動車導入・充電器整備に対する補助の充実など、国や県、民間事業者等の取組が活発になっており、また、住民の関心も高まっているものと考えられます。

市では、平成24年12月に「伊勢市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成32年度における市域から排出される温室効果ガスを基準年度（平成19年度）比で30%削減することを目標として、本市の地域特性や実情に応じた施策を進めることとしており、太陽光発電システムの設置に係る補助、また、平成24年8月に設立した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」において、行動計画「おかげさまAction！」を平成25年3月に策定し、低炭素社会の創造に向けた取組を行うなど、住民・事業者等の取組促進や連携した取組を進めています。

ごみ処理対策としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の適正な処理を実現するため、同法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理に関する計画を平成22年3月に定めています。本計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を中間目標年度、その5年後の平成31年度を最終目標年度とし、3R（ごみの減量化と資源化）の推進を基本方針として掲げています。

ごみとなるものを出さない発生抑制「リデュース」、当人にとってはごみとなるものであっても、それを必要とする方に譲り使ってもらう再使用「リユース」、そのままの形状では利用することが難しい場合でも資源として利用する再生利用「リサイクル」を推進するため、レジ袋削減運動（レジ袋辞退率90%超）、ごみの分別などのように、市民、地域組織、事業者、行政が、主体的に、また連携して取り組むことが求められています。

## 主な課題

- ◆太陽光発電の普及推進
- ◆電気自動車等の普及推進
- ◆省エネ活動の促進
- ◆ごみの減量化・資源化の推進
- ◆地域一体での取組推進

## 取組方針

### 311 地球温暖化防止対策の推進

環境負荷の少ない新エネルギー機器等の普及を推進します。  
省資源、省エネルギーな生活・事業活動への転換を促進します。

#### <主な取組>

- ・太陽光発電の普及促進
- ・エコドライブの推進
- ・電気自動車等の普及促進

### 312 3Rの推進

一般廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の仕組みづくりを行い、焼却・埋立ごみの減量を図り、地域全体でごみ・資源物の分別等を推進します。

#### <主な取組>

- ・廃棄物集積所の整備充実
- ・ごみ減量化容器設置の推進
- ・資源回収ステーションの整備
- ・再資源分別回収の推進
- ・リユースの推進（フリーマーケット・家具リサイクル等）

## 指標

### 【指標①】太陽光発電設備設置件数

太陽光発電設備の導入状況が表されます。

現状値	目標値
2,143 件	4,500 件

### 【指標②】資源化率

ごみの資源化（分別）の状況が表されます。

現状値	目標値
19.4%	33.8%

### 【指標③】埋立ごみの量

廃棄物投棄場への埋立てと伊勢広域清掃工場（伊勢市分）から出される埋立ての状況が表されます。

現状値	目標値
160t	107t



## 第2節

## 環境保全

森林保全、河川水質の改善など、環境保全を進めます。

## 現況

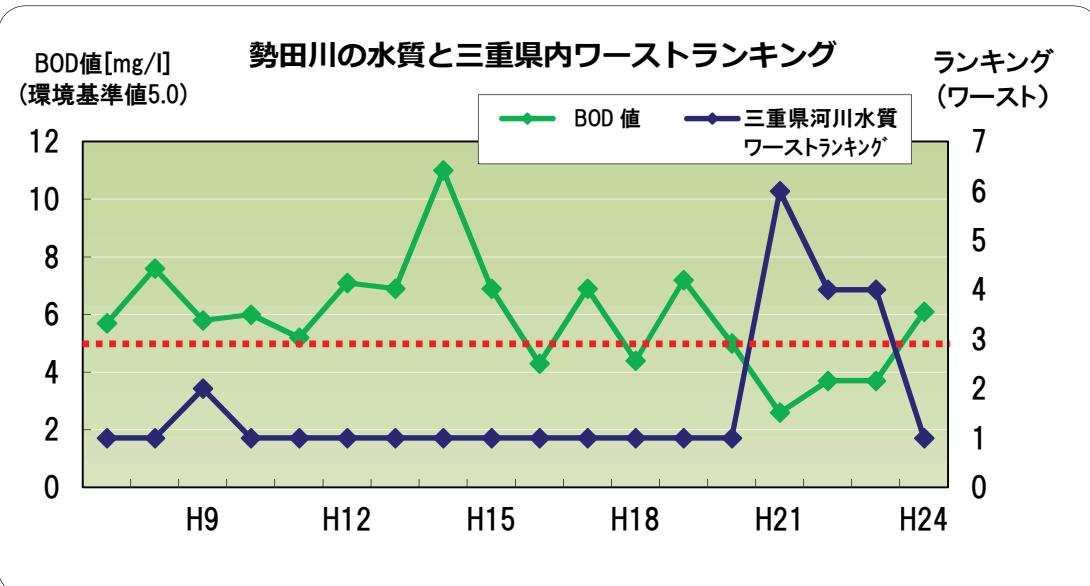
本市の森林面積は、10,956ha（うち神宮林面積は5,493ha）で、本市の総面積の53%を占めています。そのうち、人工林は5,828haで、人工林率53%です（「伊勢市森林整備計画」より）。森林の公益的機能を持続的に保全するためには、適切な間伐や下刈り等を行う必要があり、計画的・段階的に間伐することで環境保全林の保全機能を高める取組が進められています。

また、河川については、宮川、五十鈴川、横輪川等の県内でも有数の清流がある一方で、大変汚れた河川に分類される勢田川があります。河川環境・水質の維持・改善のため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、また、宮川流域ルネッサンス事業や七夕大そうじ等の住民との連携した取組等を実施する中、毎年、BOD値が環境基準値を超過していた勢田川は、環境基準値内の水質を示す年度も見られるなど改善傾向が見られます。

河川整備において、良好な河川環境の保全が必要な河川については、植生に配慮したブロックの使用等を行っています。

生活環境の身近な問題として、近隣地域の空き地における雑草の繁茂や空き家の管理、犬猫のふん便等の相談が多数寄せられています。

また、大気汚染をはじめとした大規模な公害問題は発生していません。環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、三重県が伊勢市の大気を測定した結果では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類は環境基準値を下回っていますが、主に自動車の排気ガスが原因とされる光化学オキシダントは環境基準値を上回っています。



参考文献：三重県発行「環境白書」 ※ランキングは三重県内 63 地点における順位

## 主な課題

- ◆間伐等、森林の適正管理の推進
- ◆生活排水に関する住民意識の向上
- ◆下水道・合併処理浄化槽などの整備推進
- ◆自然環境にも配慮した基盤整備
- ◆空き家・空き地等の適正な管理
- ◆ペット飼育マナーの向上
- ◆自動車等から排出される大気汚染物質の削減

## 取組方針

### 321 自然環境の保全

公害関係法令等に定める環境基準を遵守し、自然環境を保全します。

水質汚濁の防止・改善のため、生活排水対策を推進します。

自然を満喫し、また、自然環境保全の意識を醸成するため、自然とふれあう機会や環境の整備を行います。

#### 〈主な取組〉

- ・合併処理浄化槽の普及推進
- ・共同汚水処理施設修繕の支援
- ・生活排水対策推進計画の見直し
- ・宮川流域連携への支援

### 322 生活環境の保全

生活者も来訪者も快適に過ごせる地域の環境美化、衛生環境の向上を図ります。

騒音、振動、悪臭が適切に管理された快適な住環境の実現を目指します。

#### 〈主な取組〉

- ・犬猫不妊手術費等の支援
- ・共同墓地の整備促進

## 指標

### 【指標①】勢田川BOD値

水質汚濁防止法における生活排水重点地域の指定を受けている勢田川の水質の状況が表されます。

現状値	目標値
6.1mg/l	5.0 mg/l

### 【指標②】大気汚染に係る環境基準を達成した項目数(測定 6 項目)

伊勢市の大気の状況が表されます。

現状値	目標値
5 項目	6 項目

### 【指標③】汚水処理人口

生活排水処理の状況が表されます。

現状値	目標値
74,254 人	80,900 人

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 615 森林環境の整備
- 762 良好な住環境づくり
- 782 下水道の整備



## 第3節

# 環境教育

子どもへの環境教育、市民への啓発活動を進めます。

## 現況

子どもへの環境教育として、伊勢市教育振興基本計画において環境教育の推進を位置付け、地域・企業と連携した環境教育を行うとともに、子どもたち自らが学校生活の中での節電や節水、ごみの削減などに取り組んでいます。また、太陽光発電設備や電力デマンド監視システムなど、環境に配慮した学校施設の整備を行うとともに、環境教育への活用を図っています。

住民啓発としては、多くの方に環境問題への関心を持っていただけるよう、環境フェア（福祉フェスティバルと同時開催）、出前講座、自然体験イベントなど、様々な手法により啓発活動を行っています。また、伊勢商工会議所が省エネセミナーを開催する等、事業者への支援も行われています。

環境について学べる環境づくりとして、伊勢市環境報告書や社会科副読本などにおいて、市域における環境情報の充実に努めており、また、平成23年度には、京セラ株式会社三重伊勢工場及び中部電力株式会社と環境教育に関する協定書を締結する等、各事業者が有する人材・学習教材となりうる資材の提供等の協力をいただくことで学習環境の充実を図っています。

また、勢田川七夕大そうじやごみゼロ早朝清掃をはじめとした清掃活動や、花の植栽活動、自然とふれあうイベントの実施等、市内各地において地域住民による環境保全活動が展開されています

## 主な課題

- ◆学校教育における環境教育の充実
- ◆住民・事業者の環境意識の向上
- ◆環境に関する情報の整理・発信
- ◆住民による環境保全活動の促進



【環境フェア】

## 取組方針

### 331 環境教育・環境学習の強化

伊勢市の環境に関する情報について把握するとともに、理解・利用がしやすいよう、わかりやすく整理します。

環境についての正しい理解と認識を深め、行動する人材を育成するため、学習機会の充実を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・エネルギー教育の促進
- ・環境フェア等の開催

### 332 環境保全活動の推進

市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践し、また、地域やグループにより環境活動の推進を図ります。

事業活動における環境負荷の軽減や地域活動等への協力を推進します。

市民、事業者、市が情報共有し、意思疎通を図り、相互理解のもと協働で活動展開できるようネットワークの形成を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・生活排水対策啓発の市民活動推進
- ・きれいなまちづくりの市民活動推進
- ・再生資源回収の市民活動推進

## 指標

### 【指標①】環境学習時間数

小中学校における学習環境・機会の状況が表されます。

現状値	目標値
8時間／年	10時間／年

※他章において特に連携・関連する取組方針

212 豊かな心・健やかな体の育成

## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
伊勢市 環境基本 計画	<p>「伊勢」と環境の関わりを今後も守り生かし、次代の「伊勢」の人々に引き継いでいくための伊勢市における環境まちづくりの指針を示すとともに、市民、事業者、市および来訪者が一体となって環境保全・創造へ取り組む内容を提示するため策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 22 年～26 年
	主担当課	環境課
伊勢市 ごみ処理 基本計画	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を達成するために必要な長期的な目標及び施策の方向など、ごみの処理並びに資源化に関する基本事項を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めた計画です。</p>	
	計画期間	平成 22 年～31 年
	主担当課	清掃課
伊勢市 生活排水 対策推進 計画	<p>市内を流れる河川の水環境を良好な状態に保全していくため、ハード整備、ソフト面の対策など、市全体の総合的な生活排水対策を策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 21 年～
	主担当課	環境課
伊勢市 地球温暖 化防止実 行計画	<p>温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で多くの自然エネルギーを活用して暮らす持続可能な「地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型のまち」を目指すため、「エネルギーの地産地消」及び「伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の内容を包括し、策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 24 年～32 年
	主担当課	環境課
伊勢市 地域新工 エネルギー ビジョン	<p>新エネルギーの導入及び普及・啓発を推進していくため、本市の地域特性に応じた新エネルギーの導入方針を定めるとともに、地域住民への普及・啓発を図り、地域レベルでの地球環境問題やエネルギー安定供給へ取組を進めるための指針として策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 20 年～
	主担当課	環境課



## 第4章

# 医療・健康・福祉

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

### 第1節

#### 保健・医療

全ての市民が健康で、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

411 成人の健康づくり

412 親と子の健康支援

413 感染症予防の推進

414 地域医療・救急医療の充実

415 福祉医療費制度の充実

416 新病院の建設

### 第2節

#### 地域福祉

地域住民みんなで支える社会づくりを行います。

421 地域福祉の充実

### 第3節

#### 子育て

全ての子どもが健やかに成長できる良質な成育環境を保障していきます。

431 保育体制の整備

432 相談・支援体制の充実

433 子育てを支える機運の醸成

### 第4節

#### 高齢者

高齢者の自立と安心を支える支援体制の強化・活性化を図ります。

441 高齢者への支援体制の充実

442 生きがい支援の充実

443 地域包括ケアシステムの構築・推進

### 第5節

#### 障がい者

障がいの有無にかかわらず、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

451 社会参加の促進

452 生活基盤づくりの支援



## 第1節

## 保健・医療

全ての市民が健康で、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

## 現況

国民皆保険制度の下、どの医療機関でも受診が可能な仕組みが築き上げられ、世界最高の平均寿命を達成するなど高い保健医療水準を実現しています。

一方で、がん（悪性新生物）や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が、死亡原因の約半数を占めており、健康で暮らせる社会を実現するため、関係機関が一体となり、個人の健康づくりの取組の支援や健康を守る環境の整備が求められています。

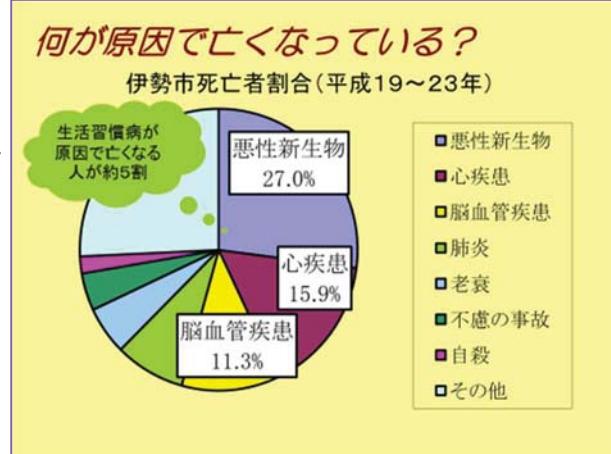
こうした中、本市においては、伊勢市健康づくり指針に基づき、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の予防やがんの早期発見、高齢者の介護予防などの健康づくり運動を推進しています。また、母子の健全育成や予防接種など、ライフステージに応じた健康づくりも推進しています。

医療については、今後、少子高齢化が進展し、医療ニーズの増大が見込まれており、三重県保健医療計画に基づき、県や医療機関、南勢志摩保健医療圏の市町等が協力連携し、地域医療を守るために取り組んでいくことが必要です。

市立伊勢総合病院においては、耐震基準を満たしていないことから、早期の新病院建設を推進し、健康福祉部と病院が一体となって、更なる地域医療を守る使命を果たしていくことが求められています。

福祉医療費助成では、受給資格のある障がい者や子ども、寡婦、一人親家庭等を対象に、これらの方々が病院などの窓口で支払った医療費の助成を行っていますが、障がい者及び子どもについては、市独自の事業として、対象を拡大するなど、制度の充実を図っています。

しかし、昨今の医療の高度化などにより医療費助成は年々増加する傾向にあり、更なる制度拡充の必要性の反面、持続可能な制度とするための取組が重要となっています。



## 主な課題

- ◆子どもの健やかな成長を支援する  
母子保健事業の充実
- ◆がんの早期発見のための受診促進
- ◆糖尿病などの生活習慣病の発症予防と  
重症化予防の推進
- ◆介護予防についての普及啓発の強化
- ◆適切な受診行動に関する啓発の強化
- ◆救急医療体制の維持確保
- ◆福祉医療費制度の見直し
- ◆新病院の建設



【がん検診の啓発】

## 取組方針

### 411 成人の健康づくり

健康づくりに取り組みやすい環境づくりと個人の主体的な健康づくりへの取組を支援します。

医療機関と連携しながら、糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化の予防、がん検診の受診促進、高齢期の認知症予防や脚力の維持・向上など介護予防を推進し健康寿命の延伸を目指します。



【健康ウォーキング】

#### <主な取組>

- ・健康文化都市の推進
- ・食生活改善事業の実施
- ・がん検診の推進
- ・健康診査の推進
- ・歯周疾患検診の実施
- ・成人健康相談の実施
- ・健康管理指導の充実
- ・高齢者の介護予防事業の実施
- ・介護予防の普及、強化
- ・特定保健指導の推進
- ・健康、医療電話相談の実施

## 412 親と子の健康支援

子どもが心身ともに健やかに成長していくために妊娠期からの母子保健体制の充実を図ります。

また、安心して出産、育児ができるよう各家庭を訪問し保健指導を行う等、育児不安の軽減と児童虐待防止を図ります。

不妊症、不育症に悩む夫婦に対しても支援を行います。

### <主な取組>

- ・妊婦、乳児健康診査の充実
- ・新生児等訪問指導の充実
- ・1歳6か月児健康診査の実施
- ・3歳児健康診査の実施
- ・妊婦歯科健康診査の実施
- ・子育て支援教室の推進
- ・発達支援教室の実施
- ・子育て相談の実施
- ・幼児歯科保健事業の実施
- ・母子健康手帳交付
- ・不妊不育治療への支援
- ・未熟児養育医療の推進

## 413 感染症予防の推進

感染症予防の知識の普及や予防接種を促進し、感染症の発生及びまん延防止を図ります。

### <主な取組>

- ・予防接種の推進
- ・肺炎球菌予防接種の推進

## 414 地域医療・救急医療の充実

看護師・准看護師養成機関や公的病院への支援、休日及び夜間における一次救急・二次救急の医療体制を維持確保するとともに、医療の適正受診に係る普及啓発などを行い、伊勢志摩サブ保健医療圏の中で医療提供体制の充実を図ります。

### <主な取組>

- ・休日、夜間応急診療所の運営
- ・一次救急医療の体制確保
- ・救急医療運営支援
- ・連携リハビリテーション医学講座の推進
- ・地域医療への支援
- ・看護学校等事業への支援

## 415 福祉医療費制度の充実

窓口負担の無料化など医療機関の受診しやすさ向上の取組を進めます。また、助成費用が年々増加する中、制度を持続可能なものとすべく、所得制限見直しの検討や後発医薬品利用促進の啓発などに並行して取り組みます。

### 〈主な取組〉

- ・障害者医療費支給制度の実施
- ・65歳以上障害者医療費支給制度の実施
- ・こども医療費支給制度の充実
- ・一人親家庭等医療費支給制度の実施
- ・寡婦医療費支給制度の実施

## 416 新病院の建設

新病院の建設を進めます。新病院においては、従来の専門的医療（二次救急・急性期医療）の充実を図るとともに、健康福祉部と一緒に、生活習慣病対策を推進し、地域医療連携を基軸にした地域ぐるみの健康活動の要となり、市民の主体性ある健康寿命の延伸に寄与します。また、回復期リハビリテーション、緩和ケアの機能を拡充させるとともに、災害に強い病院機能を確保します。

### 〈主な取組〉

- ・急性期医療、二次救急医療等の拡充
- ・新たな診療機能の確保
- ・生活習慣病対策の推進
- ・災害時に拠点となる病院機能の確保

## **指標**

### 【指標①】特定健診受診率

市民の健康管理への意識が表されます。

現状値	目標値
54.0%	60.0%

#### 【指標②】子宮頸がん検診受診率

市民の健康管理への意識が表されます。

現状値	目標値
37.4%	40.0%

#### 【指標③】肺がん検診受診率

市民の健康管理への意識が表されます。

現状値	目標値
30.6%	35.0%

#### 【指標④】喫煙率

市民の健康管理への意識が表されます。

現状値	目標値
12.8%	12.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

532 救急体制の充実



## 第2節

# 地域福祉

地域住民みんなで支える社会づくりを行います。

## 現況

市民を取り巻く生活環境が大きく変化し、人口減少や核家族化、世帯の小規模化の進行により、一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、孤立する家庭が増え、近年、人と人のつながりが薄れ、地域住民の生活課題や福祉のニーズが以前にも増して深刻化しています。

具体的には、虐待・DV・ひきこもりなどの早期発見、高齢者・障がい者が地域で生活を送るための自立支援、高齢者を高齢者が介護する老老介護への対応、若い世代が安心して子育てができる環境づくりへの支援など、これらのことを見守る体制づくりなどが挙げられます。

こうした状況を背景に、①生活保護、医療保険、医療助成などをはじめとする諸制度の実施や、②老人福祉・介護保険事業計画、障害者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画（仮称・H27施行予定）、健康づくり指針に基づいた保健・福祉サービスの提供、③地域の人と人とのつながりを大切にしながら、地域全体で支え合うための地域福祉の仕組みづくりが求められています。

それを実現するための理念・仕組みとして、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会では「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域（地区みらい会議・自治会・民生委員・児童委員等）の参画も得ながら、「支え合い・助け合い」によるまちづくりを目指した小地域での取組を推進しています。

現在、第2期「地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）」を策定中であり、地域福祉の課題・意見等の根幹となる問題点等を把握するため、地域懇談会やアンケート調査をもとに集約された意見を計画に反映し、実践することとしています。

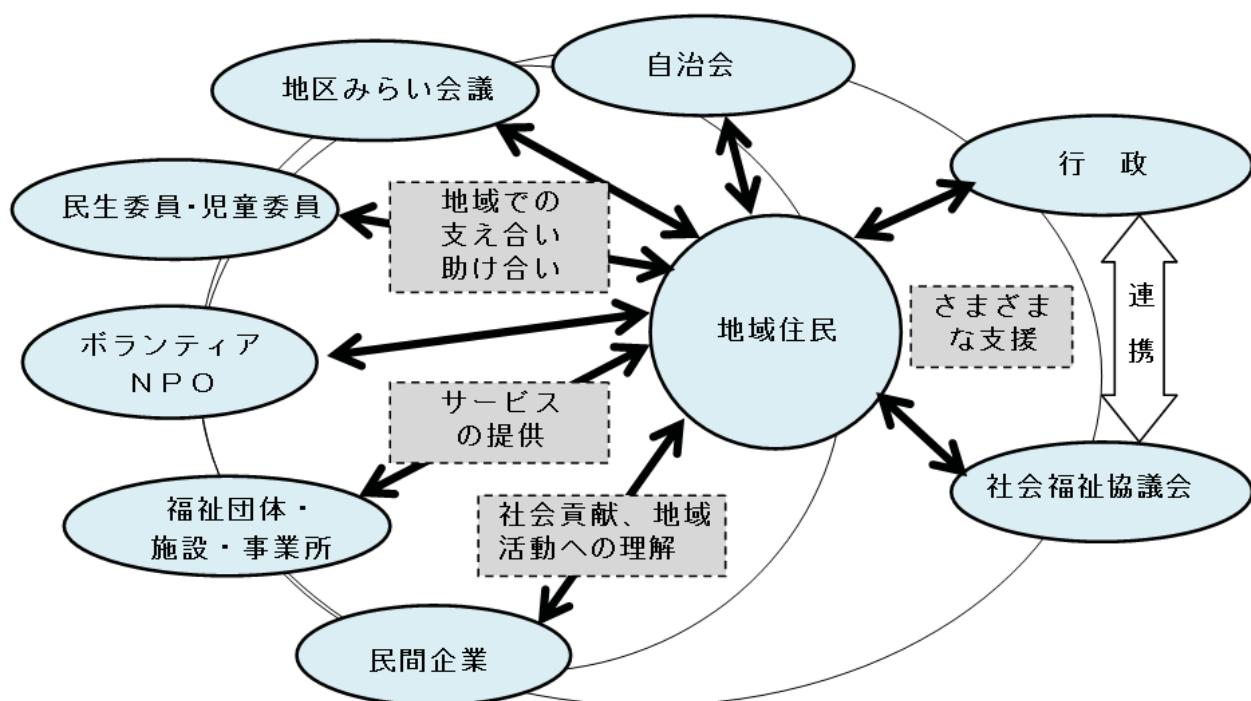
一方、地域を支えるボランティアなど担い手づくりも重要であり、誰もが地域の活動に関われる環境づくりにも取り組むこととしています。

また、生活に困窮し、住宅を失う恐れが高い方々に、住宅支援給付（住宅手当）制度を実施していますが、生活保護受給者の増加とともに、貧困の連鎖の断ち切りも問題視されており、平成27年4月に生活困窮者自立支援法の施行による生活困窮者に対する支援制度の充実及び体制整備が求められています。

## 主な課題

- ◆「支え合い・助け合い」の意識を高揚するための積極的な啓発・推進
- ◆「域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、継続的な地域懇談会・アンケート調査等の実施、地域の福祉課題等の適切な把握
- ◆地域における見守り、発見、つなぐ機能の確保
- ◆伊勢市ボランティアセンターの拠点整備及び機能の強化
- ◆生活困窮者等の把握と支援制度の確立

## ■地域との連携イメージ



## 421 地域福祉の充実

地域福祉の理念「支え合い、助け合いによるまちづくり」の積極的な啓発を行います。地域の福祉課題等の適切な把握に努め、サービスを必要とする人に情報、サービスが行き届くよう、地域における見守り、つなぐ人材の確保、機能の強化を目指します。

また、伊勢市ボランティアセンターの機能を充実させ、地域を支える担い手を育成します。

生活困窮者等に対しては、生活困窮者自立支援法施行に伴い、貧困の連鎖や常態化の未然防止に取り組みます。

### 〈主な取組〉

- ・福祉ボランティアの育成
- ・権利擁護事業への支援
- ・生活困窮者自立の促進

### 指標

#### 【指標①】ボランティア活動者数

ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。

現状値	目標値
3,522 人	4,000 人

#### 【指標②】ボランティアセンター登録者数

ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。

現状値	目標値
3,182 人	3,500 人

**【指標③】ボランティア登録団体数**

ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。

現状値	目標値
122 団体	135 団体

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 111 新たな地域自治の仕組みづくり**
- 112 地域コミュニティ活動の推進**

## 第3節

# 子育て

全ての子どもが健やかに成長できる良質な成育環境を保障していきます。

## 現況

人口減少、少子高齢化、核家族化が進む中において、子育てに対する価値観の多様化、社会環境の変化などにより子どもを取り巻く家庭や地域は大きく変化してきています。就学前児童数は減少しても保育ニーズは高く、多様化しており、また、子育てに対する不安や児童虐待・DV（配偶者等による暴力）など様々な問題が生じてきています。発達障がいに対する社会的関心も高まっています。

このような状況の中、保育所における延長保育や休日保育、一時保育の実施、ファミリー・サポート・センター事業の実施や放課後児童クラブの設置促進などにより多様な保育ニーズへの対応に取り組んでいます。また、子育て支援センターにおける子育て家庭の交流の場や、こども家庭相談センターでの養育や発達相談、女性相談などにより、子育てに対する不安感の軽減や児童虐待の防止に取り組んでいます。

## 主な課題

- ◆保育所、幼稚園、認定こども園における就学前の子どもの教育・保育の充実
- ◆地域により異なる様々なニーズに合った就学前の子どもの教育・保育施設の整備の推進
- ◆多様な保育サービスの提供体制の確立
- ◆放課後児童クラブの推進
- ◆地域で支える子育ての環境づくりの推進
- ◆「伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称・H27施行予定）」の策定・推進
- ◆児童虐待・DV防止の啓発の推進
- ◆児童相談、女性・DV相談、発達支援相談体制の強化

## 取組方針

### 431 保育体制の整備

延長保育・休日保育・一時保育・障害児保育・病児病後児保育など、各家庭の状況に応じた保育体制を整えます。

また、雇用、保護者のいない家庭の児童を対象に、放課後児童の健全指導を行い、遊びを通して活動の自主性、創造性を助長するなど健全育成を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・延長保育の充実
- ・休日保育の充実
- ・一時保育の充実
- ・障害児保育の充実
- ・低年齢児保育の充実
- ・アレルギー等対応特別給食提供体制の支援
- ・民間保育所への各種支援
- ・民間保育所施設の整備支援
- ・市立保育所施設の整備
- ・児童送迎バス運行への支援
- ・病児、病後児保育の実施
- ・子育て支援ショートステイの実施
- ・放課後児童クラブの充実
- ・民間児童館運営への支援

### 432 相談・支援体制の充実

児童養育・DV・発達障がいに関する種々の問題について、相談を受け、助言・指導を行い、「子ども家庭支援ネットワーク」を通じて、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を推進します。

また、一人親家庭の親の就労のための主体的な能力開発の取組を支援し、一人親家庭の自立の促進を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・要保護児童等への支援
- ・こども家庭相談センターの充実
- ・母子自立の支援
- ・母子福祉の充実
- ・自立支援教育訓練給付金による支援
- ・高等職業訓練促進給付金による支援

## 433 子育てを支える機運の醸成

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを促進することを目的として、子育て家庭の交流の場の提供、子育てに関する講座の開催、育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援、多世代交流等を行います。

### 〈主な取組〉

- ・次世代育成支援及び子ども、子育て支援の充実
- ・地域子育て支援センターの充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ・保育所地域活動の実施

### 指標

#### 【指標①】子育て支援センター利用者数

子育て支援センターの活用状況が表されます。

現状値	目標値
43,953 人	51,000 人

#### 【指標②】ファミリー・サポート・センターの会員数

地域による子育て機能の充実度が表されます。

現状値	目標値
386 人	440 人

※他章において特に連携・関連する取組方針

### 215 幼児教育の充実



## 第4節

# 高齢者

高齢者の自立と安心を支える支援体制の強化・活性化を図ります。

### 現況

本市の65歳以上の高齢者人口は全国平均を上回る勢いで増加しており、平成26(2014)年3月末現在、27.9%に達し、今や4人に1人が高齢者となってきています。このような高齢化の進行に伴い、本市の要介護認定者数は平成26年3月末現在で、高齢者人口の20.0%を占めています。

介護や高齢者の権利に関する相談件数も増加しており、いつでも相談のできる身近な場として、市内に「地域包括支援センター」を4箇所設置し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の3職種が介護・福祉・保健の総合的な支援を行っています。

また、要介護認定者数のうち47.3%は認知症状を有しており、地域での認知症高齢者の理解を深めることを目的とした認知症サポーター養成講座を開催するなどの取組を行っています。

今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して最後まで生活できるよう、市では医療・介護・福祉の関係者と連携を行い、在宅支援のネットワークを強化するなど、地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組んでいます。

また、高齢者の社会参加の促進や心身の健康の維持増進を支援するための生きがい活動、仲間づくりの支援や、災害発生時に、地域において避難支援や安否確認の支援を円滑に受けることができるよう「災害時要援護者登録制度」を推進するなど、高齢者が地域で安心して生活できるような体制の整備を実施しています。

このような状況を踏まえ、本市では、高齢者福祉の推進、また介護保険事業の推進を図るため、平成24年度から「第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、事業を実施しています。

### 主な課題

- ◆高齢者の総合相談の充実
- ◆高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
- ◆地域包括ケアシステムの構築・推進
- ◆高齢者の自立を支援するサービスの提供
- ◆高齢者の生きがい活動の支援
- ◆災害時要援護者登録制度の推進

- ◆家族介護の支援
- ◆高齢者の仲間づくり支援

## 取組方針

### 441 高齢者への支援体制の充実

寝たきり高齢者等に対する外出支援、日常生活の援助が必要な高齢者に対する生活上の支援を行います。

緊急時における支援体制についても充実を図ります。

また、災害時における要援護者登録の推進を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・訪問介護利用者負担の軽減
- ・社会福祉法人利用者負担の軽減
- ・老人福祉施設建設への支援
- ・外出の支援
- ・生活支援の実施
- ・緊急通報体制等の推進
- ・救急医療情報キット配備の推進
- ・災害時要援護者対策の推進
- ・福祉有償運送の普及促進

### 442 生きがい支援の充実

高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションの機会を総合的に供与します。

また、社会参加の促進及び心身の健康の保持増進を図るため、高齢者の外出を支援します。

#### 〈主な取組〉

- ・介護予防、生きがい活動への支援
- ・老人乗合バス運賃の助成
- ・老人クラブ活動の推進
- ・敬老祝品の贈呈

## 443 地域包括ケアシステムの構築・推進

高齢者の多岐にわたる相談に応じ、住み慣れた地域で在宅生活を継続できる支援を行っていくために、既存の資源やつながりを活かしながら、在宅での医療や保健、介護、福祉など関係機関との密接な連携及び高齢者支援ネットワークの強化・活性化を行い、地域包括ケアシステムを構築・推進します。

また、総合的な相談に対応するため、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターなどの相互連携を強化します。

### <主な取組>

- ・地域包括ケアシステムの構築、推進
- ・地域包括支援センターの運営

### 指標

#### 【指標①】災害時要援護者登録者数

災害時における要援護者の把握状況が表されます。

現状値	目標値
2,848 人	3,500 人

#### 【指標②】救急医療情報キット配備数

独居老人に対する支援の充足度が表されます。

現状値	目標値
2,921 人	3,500 人

### 【指標③】外出支援サービス利用券利用率

高齢者の外出の促進度合いが表されます。

現状値	目標値
18.6%	25.0%

### 【指標④】寿バス乗車券利用率

高齢者の外出の促進度合いが表されます。

現状値	目標値
39.9%	45.0%

### 【指標⑤】認知症センター数

認知症高齢者への市民の支援度が表されます。

現状値	目標値
3,802 人	5,500 人

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 511 災害に備える地域づくりの推進
- 723 公共交通の充実

## 第5節

# 障がい者

障がいの有無にかかわらず、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

## 現況

平成23年8月に障害者基本法が改正され、個々の障がい者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとする基本原則が盛り込まれました。

この法律を踏まえ、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25年4月から施行されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月から施行となります。

これらの法律の基本理念に基づき、障がいのある人が、ちょっとした不安や困りごとの相談ができる身近な相談機関を充実させ、安心して生活できる環境づくりが求められています。

そのため、平成25年度から総合的な相談支援、権利擁護・虐待防止など、地域の中核的な役割を担う「伊勢市障害者総合相談支援センター」を設置しました。

今後、障がいのある人が、地域で安心して生活するためには、在宅サービス、日中活動サービスの質的・量的な充実が求められていることから、様々なメニューの希望に対応できるよう、さらにサービス提供事業者の確保に努める必要があります。

また、災害発生時、障がいのある人が、地域において避難支援や安否確認の支援を円滑に受けることができるような体制の整備が求められています。

平成26年1月には障害者権利条約を締結したことからも、障がいのある無しにかかわらず、共に社会生活していくという「ノーマライゼーション」の理念の普及をより一層促進していくことも重要です。

## 主な課題

- ◆相談支援体制の充実とネットワークの構築
- ◆在宅サービス、日中活動サービスの充実を図るために必要なサービス提供事業者の確保
- ◆判断能力の十分でない人の権利や財産を守るため、成年後見制度の周知及び利用促進
- ◆福祉サービスや各種制度の周知及び利用促進
- ◆「ノーマライゼーション」の理念普及のため、啓発事業の推進
- ◆障がい者虐待防止の啓発推進
- ◆災害時要援護者登録制度の推進

## 取組方針

### 451 社会参加の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、安心して外出できる環境整備を図るとともに、「ノーマライゼーション」の理念普及や障がい者虐待防止の啓発事業を推進します。

また、相談支援体制の充実とネットワーク化を図り、地域で安心して生活できるように支援します。

#### 〈主な取組〉

- ・地域生活の支援
- ・外出の支援
- ・啓発の推進

### 452 生活基盤づくりの支援

障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、サービスを提供する事業者の確保に努め、在宅サービスの充実を図ります。重度身体障害者デイサービスセンターなど障がい者就労支援施設等の運営により、日中活動サービスを提供し、生きがいを持って活動できるよう支援します。

また、災害時における要援護者登録の推進を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・生活環境等の整備
- ・福祉運営体制の充実
- ・災害時要援護者対策の推進

## 指標

### 【指標①】障害者相談支援センター利用者数

障害者相談支援センターの活用状況が表されます

現状値	目標値
6,165 人	10,200 人

**【指標②】サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成率**

障がい者等の自立した生活の推進が図られているかどうかが表されます。

現状値	目標値
5.4%	100.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

**511 災害に備える地域づくりの推進**



## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
伊勢市 健康づくり指針 (健康増進計画)	<p>「健康日本 21」や「ヘルシーピープルみえ・21」、「豊かにあれ健康づくり運動」との整合を図りながら、生涯を健康で暮らせるような健康文化都市を目指し、策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 18 年～27 年
	主担当課	健康課
伊勢市 食育推進 計画	<p>生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし、策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 25 年～29 年
	主担当課	健康課
伊勢市 地域福祉 計画・ 伊勢市 地域福祉 活動計画	<p>対象者別の福祉では、地域の福祉ニーズに十分に対応できなくなってきた状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えあう関係やその仕組みをつくっていくことを目的とし、策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 26 年～30 年
	主担当課	生活支援課
伊勢市 次世代 育成支援 行動計画	<p>少子化など、子どもを取り巻く大きな社会環境の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、策定した計画です。  ※平成27年からは「伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」に移行予定</p>	
	計画期間	平成 22 年～26 年
	主担当課	こども課
就学前の 子どもの 教育・保育 に関する 整備方針	<p>就学前の子どもが、保育所や幼稚園等の諸施設で、より充実した教育・保育が受けられるよう、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育環境を整えることを目指し、策定した方針です。</p>	
	計画期間	平成 26 年～
	主担当課	こども課

計画名	計画概要	
伊勢市 老人福祉 計画・ 介護保険 事業計画	すべての高齢者やその家族が地域社会において、健やかに安心して、生きがいを持って生活できる社会の構築と地域における包括的な支援を推進することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年～26 年
	主担当課	介護保険課
伊勢市 障害者 保健福祉 計画	障がいのある人が地域で安心して生活をするには、一人ひとりが必要とする福祉サービスを利用できる体制整備を進めていく必要があります。また、利用者本位の視点で施策を推し進めるため、これまで届かなかった意見を反映することにも配慮しなければなりません。これらの状況を考え、すべての障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指し、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年～29 年
	主担当課	高齢・障がい福祉課
新市立伊 勢総合病 院建設基 本計画	新病院の建設を進めていくにあたり、地域医療を支えるための診療機能や規模、建設地、建設スケジュールなど、新病院建設を具体化するための方針を策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年～31 年
	主担当課	新病院建設推進課

## 第5章

# 防災・防犯・消防

安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 第1節

#### 防災・減災

市民の安全・安心を守るためにハード・ソフト対策を推進します。

511 災害に備える地域づくりの推進

512 災害応急対応の充実

513 災害から身を守る都市基盤づくり

### 第2節

#### 防犯

安全で安心なまちを目指し、犯罪による被害防止を推進します。

521 防犯活動の推進

522 自主防犯団体の充実

523 防犯環境の整備

### 第3節

#### 消防・救急

消防・救急体制の整備を推進します。

531 消防力の充実・火災予防対策

532 救急体制の充実

### 第4節

#### 交通安全

交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進します。

541 交通安全の推進



## 第1節

# 防災・減災

市民の安全・安心を守るためにハード・ソフト対策を推進します。

### 現況

平成23年3月に発生した東日本大震災により、この地域においても巨大地震とそれに伴う津波対策の必要性・重要性が従来以上に問われるようになりました。

三重県は、平成24年3月に津波高と津波浸水予測を公表し、国(内閣府)は、南海トラフ地震に関する震度分布と津波高を公表しました。さらに、三重県は、平成26年3月に、新たな地震被害想定を公表しました。この被害想定は、「理論上最大クラスの地震」と「過去最大クラスの地震」の二つのレベルにおいて、最新の科学的根拠に基づく新たな震源モデルを用いており、また、被害想定に当たっても、最新の知見、技術を用い、過去に公表されたものに比べ、細かい単位での想定が行われています。これらの想定となった、「過去最大クラスの南海トラフ地震」は、今後30年以内の発生確率が70%程度とされています。

市としては、これらの予測・想定を踏まえた上で、津波避難対策等のソフト面は「理論上最大クラス」で、ハード整備とソフトを組み合わせた防災・減災対策は「過去最大クラス」を基本に推進していく必要があります。

また、想定される災害は地震・津波だけでなく、台風や集中豪雨等による風水害はもっと高い確率で発生しています。これらの自然災害を未然に防ぐことはできませんが、その備えをすることで被害を最小化(減災)することは可能です。伊勢市では、あらゆる災害から安全に避難できるよう、避難所の見直し、ランク付けを行いましたが、この見直しに伴い、津波到達時間までに避難が完了できない地域(避難困難地)が明らかとなりました。これらの地域には、津波避難施設の整備を推進し、避難困難者の解消を図らなければなりません。

また、災害時における地域、避難所の状況は、必要な物資の調達や負傷者の搬送など、災害時あらゆる状況下において必要不可欠な情報です。避難所との相互間通信ができる通信設備の整備も喫緊の課題となっています。

市が平成25年に実施した「市民アンケート調査」により、市民の防災意識の現状が明らかになっています。東日本大震災が発生した平成23年と比較して、それぞれの項目で割合が低くなり、市民の防災意識が既に薄れ始めていることが見て取れます。

東日本大震災の教訓からも発生直後や大規模災害時には行政による迅速な支援は難しいことが明らかになりました。市役所だけでは災害に対応することはできません。市民の皆さんのご協力のもと、個人で災害に備える「自助」、地域の助け合いである「共助」により災害に備えることが重要です。市民・地域が災害に備えることで、自分自身や家族、地域にお住まいの皆さんのが自らの身の安全を確保し、被災者を救出、支援する側となり、迅速な復旧・復興につなげることができます。「自助」、「共助」を進めるにあたっては、自治会や自主防災隊に対する講演会、訓

練を繰り返し行うとともに、子どもたちが正しい知識を身に付け、将来にわたって災害時に適切な行動ができるよう、教育委員会と連携した防災教育を推進していかなければなりません。また、避難所運営についても、人員的な面からも行政での運営には限界があることから、地域と行政が連携し、避難所運営マニュアルを作成し、地域での運営が行えるよう支援していくことが必要です。

このほか、伊勢市の特性として、多くの方が観光などで伊勢市を訪れます。この、観光客の避難については、観光関連団体等との連携を図り、安心して伊勢市を訪れることができるよう対策を検討していかなければなりません。

## 主な課題

- ◆防災意識の普及・定着
- ◆避難所開設・運営体制づくり
- ◆防災マップの周知及び避難訓練の実施
- ◆避難所の整備・強化・確保
- ◆防災センターの整備・運用
- ◆避難所との連絡手段の確保
- ◆災害時要援護者対策の推進
- ◆三重県の被害想定に伴う備蓄物資・資機材の見直し
- ◆自主防災組織のスキルアップ



【防災訓練】

## 取組方針

### 5.1.1 災害に備える地域づくりの推進

東日本大震災の教訓からも、大規模災害の発生直後においては、行政機関の活動である「公助」については限界があることが改めて明確となりました。このことから、万一の災害に備え、市民一人ひとりが災害に備える「自助」と地域ぐるみで災害に備える「共助」のスキルアップを図ります。

#### <主な取組>

- ・自主防災隊への支援
- ・防災アドバイザーの派遣
- ・避難対策の充実
- ・避難所運営マニュアル策定の推進
- ・防災センターの活用・促進

## 512 災害応急対応の充実

災害が発生、又は、発生が予想される場合の連絡手段の確保や、災害時の応急活動に必要な備蓄物資、資機材の充実を図ります。

### 〈主な取組〉

- ・備蓄物資の整備
- ・避難所との相互通信の整備

## 513 災害から身を守る都市基盤づくり

災害時に、安全に避難できるよう、避難所の整備や強化を図るとともに、地震から身を守り、津波から迅速に避難ができるよう、津波避難施設の整備や民間建築物の耐震化を推進します。

倉田山防災公園に消防本部庁舎と併設した防災センターを新設し、防災基盤の強化を図ります。

また、洪水・浸水対策や海岸堤防の整備、道路整備、水道施設の耐震化をはじめ、被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠な地籍調査を推進します。

### 〈主な取組〉

- ・避難所等整備の促進
- ・防災センターの整備

### 指標

【指標①】非常持出品や災害備蓄の準備をしている世帯  
市民の防災意識「自助」の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
59.0%	80.0%

【指標②】避難場所を知っている人

市民の防災意識「自助」の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
80.0%	90.0%

**【指標③】避難所運営マニュアル策定の地域数**  
避難所自主運営の推進度合いが表されます。

現状値	目標値
1 地域	5 地域

**【指標④】防災メールの登録者数**  
防災情報の周知度合いが表されます。

現状値	目標値
10,654 人	15,000 人

**【指標⑤】津波からの避難困難者数**  
津波からの避難困難の理論上の解消状況が表されます。

現状値	目標値
7,574 人	0 人

## ※他章において特に連携・関連する取組方針

- 111 新たな地域自治の仕組みづくり
- 112 地域コミュニティ活動の推進
- 212 豊かな心・健やかな体の育成
- 441 高齢者への支援体制の充実
- 452 生活基盤づくりの支援
- 632 受入基盤・環境の整備
- 713 地籍調査の推進
- 721 交通ネットワークの形成
- 731 河川機能の向上
- 732 浸水対策の推進
- 741 海岸・港湾の整備
- 752 公園の整備
- 762 良好な住環境づくり
- 781 安心できる水の安定供給

## 第2節

# 防犯

安全で安心なまちを目指し、犯罪による被害防止を推進します。

## 現況

伊勢市の刑法犯罪の認知件数は、平成23年が1,241件、平成24年が1,229件、平成25年には1,088件と減少傾向にあり、「安全なまち」を目指し、防犯活動等を更に推進していくことが大切です。

しかしながら、刑法犯のうち、窃盗犯が刑法犯全体の約7割を占め、空き巣ねらいや自転車盗、車上ねらい、万引きが多く発生しています。また、高齢者をねらった振り込め詐欺、消費者トラブル等や、子どもへの声かけ事案等も依然として油断できる状況ではありません。

のことから、本市では、市民の防犯意識を向上させるため、自治会や各種団体からの要望に応じて、伊勢警察署と伊勢度会地区生活安全協会と協働し、また、伊勢市消費生活センターと連携して地域安全講習会を開催しています。また、金融機関やスーパーなどでチラシを配布するなどの啓発活動も行っています。

自主防犯活動団体に対しては、防犯モデル地区を指定し、地域住民が防犯に対する理解と認識を深めるとともに、連帯意識を高め、自主的な地域安全活動が推進できるよう支援を行っています。

さらに、環境整備として、夜間路上で発生する犯罪等を防止するため、自治会が設置する防犯灯に対して補助金を交付しています。

また、回転灯が遠くからも目立ち、犯罪抑止効果の高い青色回転灯によるパトロールの実施をしています。犯罪の予防・抑止に効果があるとされる防犯カメラについては、住民のプライバシー侵害に配慮した運用の検討が必要です。

伊勢市自主防犯団体連絡会では、自主的な防犯活動を推進しており、自主防犯団体間の相互の連携と資質の向上に取り組み、安全で安心して暮らせる活動を推進しています。

## 主な課題

- ◆地域安全講習会の推進
- ◆街頭啓発活動の推進
- ◆自主防犯活動の推進
- ◆危険箇所における防犯灯設置と啓発の推進
- ◆青色回転灯車両の普及
- ◆防犯カメラの運用方法



【街頭啓発活動】

## 取組方針

### 521 防犯活動の推進

市民の防犯意識の向上と関係機関との連携により、安全で安心できる市民生活の確保を目指します。

自治会、老人会、PTA 等を対象に地域安全講習会の開催や啓発活動などの防犯活動を推進します。

#### 〈主な取組〉

- ・防犯推進活動団体への支援
- ・防犯啓発の推進

### 522 自主防犯団体の充実

自主防犯団体間の相互の連携を強化するとともに、住民による自主的な防犯活動の組織づくりを推進します。

#### 〈主な取組〉

- ・自主防犯団体への支援

### 523 防犯環境の整備

夜間に路上で発生する犯罪等を防止するため、防犯灯の設置を推進し、防犯に配慮した環境整備を図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・防犯灯設置等の推進
- ・防犯カメラの導入への取組

## 指標

### 【指標①】地域安全講習会の実施回数

市民の防犯意識の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
21回	29回

#### 【指標②】街頭啓発活動の実施回数

市民の防犯意識の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
25 回	25 回

#### 【指標③】自主防犯活動団体の組織数

自主的な地域安全活動の推進度合いが表されます。

現状値	目標値
83 団体	91 団体

#### 【指標④】防犯灯の新設灯数

防犯灯整備の度合いが表されます。

現状値	目標値
12,576 灯	13,000 灯

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 111 新たな地域自治の仕組みづくり
- 112 地域コミュニティ活動の推進
- 643 消費者行政の推進



## 第3節

## 消防・救急

消防・救急体制の整備を推進します。

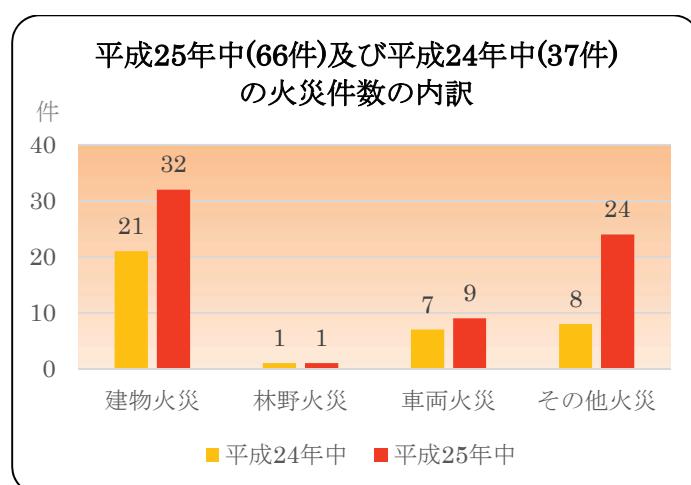
## 現況

発生が危惧されている「南海トラフを震源域とする巨大地震」は東日本大震災を上回る被害が予測されており、緊急消防援助隊の整備、増強、消防団の充実強化、防災基盤の整備などが進められています。

伊勢市における強振動や津波浸水などで甚大な被害が発生している状況でも消防が任務を果たし、被害の軽減を図るべく、初動体制や応援・受援体制のかなめである庁舎機能を確保し、消防水利など防災基盤の充実が必要です。

火災では、工場、病院、高齢者施設などの火災が発生しています。火災原因は複雑化し、被害は多数の死傷者を伴うなど大規模化の様相を呈しています。

伊勢消防管内では平成25年中66件（前年37件）の火災が発生し、死傷者とともに多くの被害が発生しました。まず、火災を発生させない、発生した火災は最小限にとどめるために、事業所、地域や家庭など、それぞれの場で防火対策を推進していくことが重要です。また、火災・救急・救助等の老朽化した消防車両や機械器具は更新し、災害対応力を維持していく必要があります。



救急では、連続して過去最多の出動件数を更新しています。総務省消防庁では、救急車の現場到着時間は延伸傾向であり、この状況が更に続く場合は、救命率の低下が懸念されると警告しています。また、人口は減少局面に入っているものの社会の高齢化の進展で、急病や転倒など高齢者の救急搬送が増えるなど、平成35年頃をピークとして救急出動件数が増加していくものと予測しています。

伊勢消防管内の平成25年中の救急状況は、4年連続の過去最多更新で7,550件（前年6,803件）出動になりました。内訳は65歳以上の高齢者が6割近くを占めています。今後の救急需要の増加対応体制の構築や救命処置拡大など救急業務の高度化とともに、市民・救急隊・医療機関の「救命のリレー」による救命効果を高めなければなりません。

## 主な課題

- ◆庁舎、消防水利などの防災基盤・活動拠点の整備
- ◆消防力の充実・災害対応力の向上
- ◆防火意識の醸成・火災予防対策の推進
- ◆救急救命士の養成、救急業務の高度化推進
- ◆応急手当普及の推進による救急救命効果の向上



## 取組方針

### 531 消防力の充実・火災予防対策

災害対応力の向上のため老朽化した消防庁舎・消防用機械器具等の整備を推進し、防災基盤である消防水利の充実を図るとともに、消防職・団員の訓練研修の充実を図り、市民需要に的確に対応できる体制の充実を図っていきます。

火災の発生や拡大・被害減少のため、火災予防対策を推進します。

#### <主な取組>

- ・消防本部庁舎の新設
- ・消防緊急指令施設の更新
- ・消防救急デジタル無線の整備
- ・消防用資機材の更新
- ・消防団車庫の改修・建替
- ・消防水利施設の改修・新設
- ・火災予防広報・啓発
- ・住宅用火災警報器の設置促進

### 532 救急体制の充実

最良の病院前救護を行うため、老朽化した高規格救急自動車及び救命用資機材の更新を行うとともに、救急救命士を増員し研修を充実させ、救急の高度化を進めます。

また、バイスタンダー（現場に居合わせた人）から始まる「救命リレー」が救命効果を高めるよう、応急手当法の普及促進を図ります。

増加する救急要請に対応する体制の充実を図ります。

#### <主な取組>

- ・「救急車の適正利用」の広報・啓発
- ・P（ポンプ）A（アンビュランス）連携による初動対応体制
- ・救急救命士の養成
- ・救急ワークステーション等による研修の充実
- ・救急車、救命処置用資機材の更新
- ・応急手当の普及啓発

## 指標

### 【指標①】救命講習の受講率

救命講習の受講率を上げることにより、救護意識の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
89.3%	93.7%

### 【指標②】住宅用火災警報器の設置率

火災予防対策意識の度合いが表されます。

現状値	目標値
60.3%	79.8%

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 414** 地域医療・救急医療の充実
- 416** 新病院の建設



## 第4節

## 交通安全

交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します。

## 現況

三重県の交通死者数は、平成24年が95人、平成25年が94人と、統計を取り始めてから、平成25年が過去最小数の年となり、減少傾向が続いています。

伊勢市の交通死者数も平成24年が11人、平成25年が2人と大幅に減少していますが、全国的には、子供が犠牲になる重大交通事故が発生し、高齢者は交通死者数の約半数を占めていることから、子供と高齢者に対する交通安全教育を推進しています。

自転車については、右側通行や携帯電話を使用しながらの運転等ルール違反が目立っており、自転車の利用者が多い小、中、高校生、高齢者に対し、それぞれに応じた指導、啓発、交通安全教育を行っています。

反射材については、夜間歩行者の反射材の着用率が低いことから、反射材の普及推進を図っています。

シートベルトは、4輪車による交通事故の際、乗員の人身被害を軽減できることから、あらゆる機会を通じてシートベルトの着用推進を訴えています。



【交通安全教室】

## 伊勢市の交通事故発生状況

(件数)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人身事故	803	793	746	686	690
	死亡事故	5	9	8	11
	死者数	5	9	8	11
	傷者数	1,056	1,052	977	884
物損事故	3,640	3,705	3,890	3,930	4,130
総件数	4,443	4,498	4,636	4,616	4,820

(注)平成25年は、速報値

## 主な課題

- ◆子供の交通事故防止のための交通安全教室等開催の推進
- ◆交通死者の半数を占める高齢者に対する交通安全教育の推進
- ◆自転車の交通事故防止及び安全利用の推進
- ◆夜間歩行者の交通事故防止のための反射材の普及推進
- ◆交通事故被害軽減を図るためのシートベルトの着用推進

## 取組方針

### 541 交通安全の推進

交通安全活動を推進すべき任務を持つ伊勢市交通安全都市推進協議会に加盟する各機関が、積極的かつ緊密な連携体制を確立し、統一的意思のもとに交通安全啓発等の活動を円滑かつ効率的に推進することにより、交通事故抑止を図ります。

#### <主な取組>

- ・交通安全の啓発
- ・交通安全活動団体への支援

## 指標

### 【指標①】交通安全教室受講人数

住民の交通安全意識の向上度合いが表されます。

現状値	目標値
5,694 人	9,000 人

※他章において特に連携・関連する取組方針

### 722 生活道路の整備

## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
伊勢市 地域防災 計画	市などの防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	毎年度見直し
	主担当課	危機管理課
伊勢市 災害時 要援護者 避難支援 プラン 全体計画	本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにし、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年～
	主担当課	高齢・障がい福祉課
伊勢市 耐震改修 促進計画	住宅・建築物の耐震化の目標を定め、それに取り組むことにより、地震による市内の住宅・建築物の被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 20 年～平成 27 年
	主担当課	建築住宅課
避難所 指定基準	東日本大震災の教訓を受け、風水害も含めた全面的な避難所の見直しを行い、避難所を指定する基準についてまとめました。	
	計画期間	平成 25 年～
	主担当課	危機管理課
伊勢市 国民保護 計画	国民保護法に基づき、台風や地震といった自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロといった有事にも的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 19 年～
	主担当課	危機管理課
伊勢市 危機管理 計画	本市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産の被害又は損失の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 20 年～
	主担当課	危機管理課



## 第6章

# 産業・経済

地域資源を活かして産業の活性化を進めます。

### 第1節

#### 農林水産業

ハード・ソフト両面から、農業、林業及び水産業の振興を図ります。

- 611 農業生産基盤の整備
- 612 農業生産システムの確立
- 613 担い手育成・生産の安定
- 614 水産業の振興
- 615 森林環境の整備

### 第2節

#### 商工業

伊勢市を牽引する商工業の振興を推進します。

- 621 中小企業への支援
- 622 商店街の活性化
- 623 市内事業者の販路拡大の支援
- 624 ものづくり産業の活性化
- 625 伝統工芸の振興
- 626 創業の支援
- 627 企業誘致の推進

### 第3節

#### 観光

「おかげさまの心」「常若の精神」を活かしていくための取組を実施します。

- 631 地域資源の発掘、開発・磨き上げ
- 632 受入基盤・環境の整備
- 633 行政・事業者を越えた地域連携の推進
- 634 ターゲット別PRの推進
- 635 広域連携の推進
- 636 市民の地域愛の醸成

### 第4節

#### 労働環境・消費生活

労働環境を向上させ、消費者行政を推進します。

- 641 雇用対策の推進
- 642 勤労者福祉の向上
- 643 消費者行政の推進



## 第1節

# 農林水産業

ハード・ソフト両面から、農業、林業及び水産業の振興を図ります。

## 現況

農業は、食料を安定的に供給することや国土の保全等、国民の生活に直結する重要な役割を担っています。しかし、国内の食料自給率は、大幅に低下しているほか、農産物の生産者価格が低迷するなど、生産者を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

本市の農業は、稻作を中心とした土地利用型農業で、ほ場整備、農道整備、農業用用排水路等の農業及び農村環境の整備を推進してきましたが、中山間地域では、耕作放棄地や荒地が拡大しています。

また、これまで整備してきた施設についても老朽化が進んでいます。

林業は、木材価格の低下及び林業後継者の減少により経営が困難になってきており、森林に手入れが行き届かなかったことで、森林の持つ本来の水源のかん養・生物多様性保全等の保持ができなくなっています。

水産業は、伊勢湾沿岸でアサリを主とした採貝漁業や黒ノリ養殖業、沖合ではアナゴ・スズキ・クロダイやエビ・タコ等を漁獲する小型底びき網漁業等が営まれていますが、近年、地域環境の変化による漁場環境の悪化、台風・津波などの自然災害による被害、漁業者の高齢化や担い手不足による生産力の低下、さらに、燃油価格の高騰等で、漁業経営はますます厳しい状況にあります。

安定的な経営を行うことができる農林水産業者（担い手）の育成や6次産業化などによる所得の増加、農地集積による農業における効率の向上を図る必要があります。



## 主な課題

- ◆農業用用排水路、農道整備の推進
- ◆農業施設のストックマネジメント推進
- ◆6次産業化の推進
- ◆地域農業の担い手となる認定農業者制度の推進
- ◆農地利用集積化の推進
- ◆遊休農地活用の推進
- ◆獲る漁業からつくり育てる漁業への転換の推進

## 取組方針

### 611 農業生産基盤の整備

農村地域の農業生産基盤や生活環境の利便性・快適性の向上を図り、農業の振興と共に活力ある農村づくりを目的とした農村環境の整備を実施します。

農地・農業用用排水路等の保全管理・長寿命化に取り組む活動組織に対し、支援を行います。

#### <主な取組>

- ・農村環境の保全管理
- ・土地改良事業への支援
- ・県営土地改良事業への負担
- ・農道の整備
- ・給水栓の整備
- ・農業用排水路の整備
- ・獣害被害の防止

### 612 農業生産システムの確立

農業が持続的に営まれることにより、農村環境が良好に保たれることから、農業者等の地域農業や農村振興に資する取組を支援することで、農業の後継者の育成確保、生産活動強化を図ります。

#### <主な取組>

- ・農業資金利子の補給
- ・遊休農地の活用支援
- ・農業振興施設等の支援
- ・農業経営所得の安定対策

## 613 担い手育成・生産の安定

多様な担い手を育成・確保するため、新規就農者の受け皿づくり、集落営農の促進などの支援対策や農林水産業の魅力を普及する活動を行います。

消費者にとって魅力のある農水産物や農水産物の加工品を伊勢市の特色ある農水産物と位置付け、地産地消を基本としつつ、県内市場・県外市場への出荷も視野に入れた全国に発信できる特色ある農水産物づくりを目指します。

漁港の機能保全計画に基づき、施設の効果的・効率的な施設改良・更新により、施設の長寿命化を図りつつ、航路等の浚渫を行うことで、漁業経営の安定と安全・安心な漁業活動を促進します。

水産資源の保護・水質浄化・富栄養化の防止・環境学習の場などの重要な役割を果たしている干潟の保全活動や漁業振興に資する取組を支援することで、水産物の供給機能の強化を促進します。

### 〈主な取組〉

- ・農業体験学習の実施
- ・新規就農者への支援
- ・6次産業化の推進
- ・地産地消の推進
- ・特色ある農産物づくりの支援
- ・担い手の育成
- ・漁業資金利子の補給

### 〈主な取組〉

- ・栽培漁業の推進
- ・干潟保全活動の支援
- ・漁業用施設の整備
- ・漁港の整備

## 615 森林環境の整備

環境保全林及び保安林の間伐、下刈り等を計画的に実施します。

また、防風保安林の松くい虫防除対策として、地上散布、樹幹注入、枯れ松の伐倒駆除等を行うことで、森林環境の維持管理整備を継続的に行います。

### 〈主な取組〉

- ・県産材の利用促進
- ・環境保全林の整備
- ・森林病害虫の防除
- ・森林環境の創造

## 指標

### 【指標①】認定農業者数

安定的かつ計画的な農業経営を行っている農業者数が表されます。

現状値	目標値
120人	136人

### 【指標②】認定農道舗装率

農業生産基盤の利便度・快適度が表されます。

現状値	目標値
74.8%	76.7%

### 【指標③】漁港の機能保全計画策定数

漁港の長寿命化への取り組み状況が表されます。

現状値	目標値
2計画	4計画

※他章において特に連携・関連する取組方針

321 自然環境の保全

## 第2節

# 商工業

伊勢市を牽引する商工業の振興を推進します。

### 現況

商店街を取り巻く環境は、車社会の進展や後継者不足、消費者ニーズの多様化など社会経済環境の変化に加え、大型店舗の出店により集客力が低下し、全国的に厳しい状況にあります。

本市における商店街も例外ではなく、かつて賑わいを見せた中心市街地の商店街は、人口減少、交通環境の変化や郊外への大型店の出店などを要因として、年々、来街者が減少し、空き店舗が増えています。

地域社会のコミュニティ機能が低下する中、商店街は地域のコミュニティとしての役割が期待されていることから商店街の活性化が重要な課題となっています。

中心市街地の活性化を図るため中心市街地商店街の空き店舗対策や地域の特性を生かした賑わい創出など元気ある商店街づくりのための支援に取り組んでいく必要があります。

また、社会経済情勢が回復基調にあるものの、まだまだ地方の中小企業にとって厳しい状況にあります。このことから中小企業の活性化のため、関係団体と連携し、中小企業の経営基盤の強化と経営の安定化支援に取り組んでいく必要があります。

一方、製造業については、県内においても生産活動は回復し、雇用情勢も改善されつつあります。本市においては、リーマンショック以前と比較して、製造品出荷額は回復しましたが、事業所数、従業員数については共に減少しており、雇用の促進に関しては厳しい状況にあります。さらに、小規模事業所については製造品出荷額についても未だ減少傾向にあります。

また、本市は神宮ご鎮座のまちとして全国各地から訪れる人々を対象として様々な産業が生まれる中で、多くの伝統工芸品が生み出されてきました。しかし、伝統工芸品は生活様式の変化などにより需要が低下し、その結果後継者不足などが課題となっています。

新規企業立地については、経済のグローバル化による企業の設備投資の海外展開や本市の地理的に不利な条件も相まって、引き続き難しい状況にあると言えます。

そして、既存企業の成長とともに、新たな産業の芽を育てていくことが重要ですが、創業には、事業スペース及び資金などの確保、経営手法の習得など様々な課題があります。

このような厳しい現状に加え、今後本格的な人口減少社会を迎える中、雇用の創出により定住者を確保し、地域経済の活性化を図るためにも、企業誘致や市内企業の支援、創業の支援に取り組んでいく必要があります。



## 主な課題

- ◆中小企業の経営基盤の強化と経営安定化の推進
- ◆商店街の活性化
- ◆商工会議所、商工会と連携した市内企業の支援の推進
- ◆地域産品のPR及び販路拡大の支援
- ◆ものづくり産業の活性化
- ◆伝統工芸の振興
- ◆創業の支援
- ◆企業誘致の推進



【伊勢市産業支援センター】

## 取組方針

### 621 中小企業への支援

地域経済を支える中小企業の活性化を図るために関係団体と連携し、中小企業の経営基盤の強化と経営の安定化の支援に取り組んでいきます。

#### <主な取組>

- ・中小企業の経営安定化の支援
- ・中小企業の経営改善の支援
- ・中小企業の経営基盤強化の支援

### 622 商店街の活性化

中心市街地商店街の活性化を図るために、関係機関と連携して、中心市街地活性化基本計画の作成に向けた取組を進めるとともに、商店街が取り組む空き店舗対策や賑わい創出づくりを支援します。

また、地域住民や観光客のニーズに応え、商業環境を整備する商店街等への支援に取り組んでいきます。

#### <主な取組>

- ・商店街等の振興支援

## 623 市内事業者の販路拡大の支援

大都市などにおいて物産展等を開催し、地域産品のPRを行うとともに事業者の販路拡大を図るため、各種展示会や見本市への参加を支援し、マーケティングの強化を促進します。

## 624 ものづくり産業の活性化

「ものづくり支援」の拠点である伊勢市産業支援センターにおいて、市内企業の新商品・新技術開発、販路拡大等の新たな挑戦や、設備投資への支援を通じて、市内製造業の活性化を図ります。

## 625 伝統工芸の振興

技術継承支援のために木工・漆芸講座の開講、後継者育成等の伝統工芸品産業の再生及び発展につながる事業への支援など、伝統工芸の振興に努めます。

## 626 創業の支援

伊勢市産業支援センターのインキュベーション施設の提供や、創業支援員による創業ビジネスプランに関する相談対応、起業家の成長支援などを行います。

また、創業者のリスク軽減を図り創業しやすい環境を整えるため、創業者が融資を円滑に受けられる体制を構築し、助成制度を充実するなどの支援に努めます。

### 〈主な取組〉

- ・地域産品の販路拡大の支援

### 〈主な取組〉

- ・新商品開発等への支援
- ・セミナー開催等による人材育成支援
- ・ものづくり企業の課題解決支援

### 〈主な取組〉

- ・人材、後継者の確保と育成支援

### 〈主な取組〉

- ・資金確保支援
- ・インキュベーション施設提供、創業支援員による創業支援

## 627 企業誘致の推進

企業訪問や交流などを通して情報収集を行うとともに、地域の魅力を情報発信し、また奨励制度により設備投資を後押しすることで、企業誘致の推進並びに市内企業の留置及び事業高度化の支援を図ります。

また、立地に適した産業用地については、市域の土地利用のあり方を検討し、公共用地のみならず、民有地も含めて計画的な土地利用を図っていきます。

### 〈主な取組〉

- ・企業立地の推進
- ・誘致企業の雇用促進、操業支援

### 指標

#### 【指標①】中心市街地商店街の空き店舗率

中心市街地商店街の活性化の度合いが表されます。

現状値	目標値
33.0%	27.6%

#### 【指標②】製造品出荷額等

製造事業者の生産活動が活性化しているかどうかが表されます。

現状値	目標値
275,349 百万円	372,800 百万円

※他章において特に連携・関連する取組方針

771 中心市街地の活性化

## 第3節

## 観光

「おかげさまの心」「常若の精神」を活かしていくための取組を実施します。

## 現況

世の中の移りわりとともに、日本の観光をめぐる状況は常に変化を続けています。昨今は特に、日本全体の閉塞的な状況を開拓するため、交流人口を増やし地域を活性化させる手段として、観光に期待が集まっています。

人口減少社会の到来とともに、国をあげて外国人観光客誘致が行われるようになり、地方では、過疎化・超高齢化の解決策のひとつとして、多くのまちが観光視点での地域振興に取り組むようになりました。

一方で、団体から個人・グループへと旅行の主流が移り変わっただけでなく、旅行を含めた娯楽全体が多様化したことにより、観光旅行の位置付けそのものが一昔前とは大きく異なってきてています。

このような状況の中、伊勢では平成25年に第62回神宮式年遷宮が斎行され、神宮参拝者数は史上最多となる約1,420万人を記録しました。特に外宮参拝者の増加は著しく、増えていく参拝者と歩調を合わせるように宿泊施設や飲食店などの出店が相次ぎ、今や外宮参道周辺は賑わいのあるまちへと生まれ変わりつつあります。

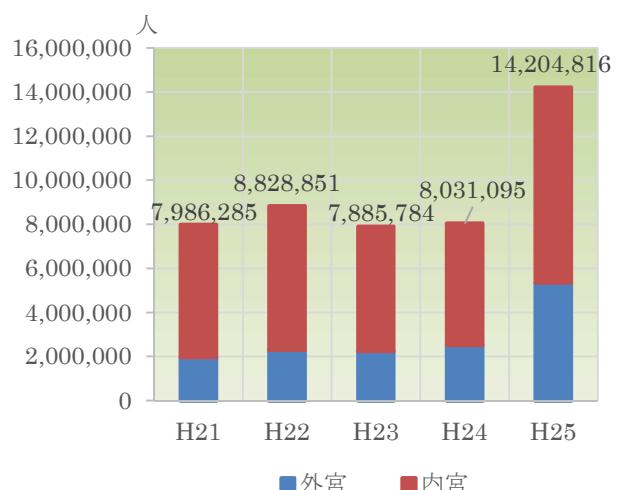
しかし、伊勢市の人口減少・高齢化はこれから更に進むと考えられます。そんな中で住みよいまちを維持していくためには、交流人口の増加が鍵となります。

伊勢に暮らす人々が伊勢の歴史文化を大切にしつつ常に前に進み続けること、観光客と伊勢の魅力を共有することがまちの魅力を高め、交流人口の増加につながると考えられます。

## 主な課題

- ◆地域資源の発掘、開発・磨き上げ
- ◆受入基盤・環境の整備
- ◆地域連携の推進
- ◆ターゲットを意識した事業実施
- ◆検証と改善のPDCAサイクル構築
- ◆「競争と協働」視点での広域連携の推進
- ◆次世代を担う人材の育成

参宮客の変遷



## 取組方針

### 631 地域資源の発掘、開発・磨き上げ

潜在的な観光・交流の資源を地域で掘り起こし、磨き上げ、洗練していくことで、このまちと訪れる人との新たな交流を生み出します。

#### 〈主な取組〉

- ・外宮周辺資源の活用

### 632 受入基盤・環境の整備

体の不自由な方や外国人など全ての来訪者を「笑顔で迎え入れ、笑顔でお帰りいただく」基盤づくりを推進・支援します。

#### 〈主な取組〉

- ・二見海水浴場の適正管理
- ・観光案内所の充実
- ・バリアフリー観光の推進
- ・二次交通の整備
- ・災害に強い観光地づくり
- ・観光案内サインの整備

### 633 行政・事業者を越えた地域連携の推進

観光協会・商工団体などを通じ、各観光関連事業者や飲食店などのサービス業、また地域産業などが手を取り合い、受け入れの対応、新しい滞在プログラムを企画することなどを支援していきます。

#### 〈主な取組〉

- ・観光客の受入体制の充実
- ・まつりのブランド化
- ・観光関係団体との協働
- ・多様な時間帯の賑わい創出の推進

### 634 ターゲット別PRの推進

ターゲットを定めた的確なPRをしていきます。また具体的な目標を立て、結果をしっかりと検証し、改善していきます。

#### 〈主な取組〉

- ・観光客の動態の調査分析
- ・観光情報の発信
- ・旅行商品展開におけるターゲティング戦略の推進
- ・外国人観光客の誘客
- ・若年層新規顧客の獲得
- ・神宮を核とした誘客宣伝
- ・スポーツ誘客の推進

## 635 広域連携の推進

鳥羽市、志摩市など他の地域と連携することで、お互いの観光資源を有効活用でき、より多くの集客が可能になります。ライバルとして競い合いながらも協力し合い、互いにメリットのある関係を築き、共に更なる発展を目指します。

### 〈主な取組〉

- ・広域連携の推進
- ・伊勢志摩広域観光の活性化

## 636 市民の地域愛の醸成

高い「市民力」を持つ人材、将来の伊勢を担う人材の育成のための機会・場所の提供に努めます。

### 〈主な取組〉

- ・民俗伝統行事実施への支援
- ・おもてなし心の醸成
- ・観光案内ガイドの連携促進

## 指標

### 【指標①】神宮参拝者数

代表的な観光地への参拝者数から、市への観光入込客数が表されます。

現状値	目標値
14,204,816 人	8,000,000 人

### 【指標②】伊勢・二見宿泊者数

市への観光入込客数が表されます。

現状値	目標値
457,923 人	480,000 人

### 【指標③】伊勢志摩地域の観光消費額

観光による伊勢志摩地域への経済効果が表されます。

現状値	目標値
657 億円	730 億円

### 【指標④】外宮・内宮参拝者数の比

中心市街地への観光による経済効果の波及が表されます。

現状値	目標値
38 : 62	42 : 58

### 【指標⑤】伊勢志摩地域の観光客の満足度

伊勢志摩地域への観光客の満足度が表されます。

現状値	目標値
83.6%	84.0%

### ※他章において特に連携・関連する取組方針

- 231 スポーツ活動の充実
- 242 歴史文化の継承
- 511 災害に備える地域づくりの推進
- 712 景観形成の促進
- 724 交通対策の推進

## 第4節

# 労働環境・消費生活

労働環境を向上させ、消費者行政を推進します。

## 現況

経済情勢は緩やかに持ち直し、雇用情勢についても改善傾向にあります。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化による労働力不足、職業観やライフスタイルの変化から生じる求人と求職のミスマッチ、フリーター・ニートの増加など、労働に関する様々な新たな課題が生じており、これらを解決していくことが必要です。伊勢市内においても、特に若年者の中に、様々な要因から職業的な自立が困難な方が存在するなど、若年者をはじめ働く意欲のある多様な人材の就労対策が重要な課題となっています。

このため、伊勢市では働く意欲のある方々の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る支援、働きやすい環境づくりを実施しています。

また、勤労者が豊かでゆとりのある生活を送ることができるよう、勤労者の福祉向上のための支援に取り組んでいます。

一方、消費者を取り巻く環境は、高度情報化の進展や規制緩和の進展、経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが幅広く流通し、消費者の利便性は大きく向上する一方、消費者トラブルは、多様化・複雑化しています。

本市においても平成22年10月1日に専門の資格を持った相談員を配置した「伊勢市消費生活センター」を設置して、市民の複雑多様化する消費生活に関する相談に対応しています。相談件数が年々増加していることから相談体制の充実化を図り、市民が消費者被害に遭わないよう警察等関係機関との連携や、自主防犯団体との協働により、消費者教育を推進しています。

## 主な課題

- ◆雇用対策の推進
- ◆勤労者福祉の向上
- ◆消費生活相談体制の充実
- ◆消費者教育の推進

伊勢市消費生活センターへの相談件数



## 取組方針

### 641 雇用対策の推進

若年の求職者・無業者を支援することで、安定した就労の実現を促進するとともに、働く意欲のある高年齢者の就労に対応するための支援を実施していきます。

#### <主な取組>

- ・若年求職者への雇用支援
- ・就職セミナー等の開催
- ・高年齢者への雇用支援

### 642 勤労者福祉の向上

勤労者の団体や関係団体が実施する勤労者福祉事業に対し、支援を行います。

また、勤労者をはじめ市民の文化教養・体力の向上、会議、研修の場として、勤労者福祉施設の管理・運営を実施し、活力に満ちた勤労者生活の実現を目指します。

#### <主な取組>

- ・中小企業福祉事業への支援
- ・勤労者の交流支援
- ・労働福祉会館の整備

### 643 消費者行政の推進

消費生活の相談体制の充実化を図るとともに、消費者被害やトラブルを未然に防止するため、消費生活に関する情報提供と意識啓発に努めます。

#### <主な取組>

- ・消費生活センターの運営



【消費生活出前講座】

## 指標

### 【指標①】有効求人倍率

求職者 1 人に対し、何件の求人があるかの割合が表されます。

現状値	目標値
0.84 倍	1.00 倍

### 【指標②】消費生活相談件数

消費者の問題解決に対する認識の高さが表されます。

現状値	目標値
518 件	670 件

### 【指標③】出前講座開催数

市民の消費者問題に対する関心度が表されます。

現状値	目標値
17 回	40 回

※他章において特に連携・関連する取組方針

521 防犯活動の推進



◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
伊勢市 観光振興 基本計画	少子・高齢化、人口減少が進む中、観光を通じて交流人口を増大させ、伊勢市を活気に満ちた町、住みよい町にしていくことを目的として定めた計画です。次期遷宮が執り行われる20年後を意識しつつ、最初の4年間を計画期間としています。	
	計画期間	平成 26 年～29 年
	主担当課	観光企画課
伊勢志摩 地域産業 活性化 基本計画	伊勢志摩地域における産業集積の形成及び活性化のために当該地域の地方公共団体等が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 23 年～26 年
	主担当課	産業支援課
伊勢市 農村振興 基本計画	農村では、急速な過疎化、高齢化、混住化の進展など、農業構造や社会経済情勢の変化への対応が求められています。そこで、農村の生産基盤、生活環境、地域運営などの将来像を示し、農村の再生と新しいまちづくりを行うことを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 20 年～29 年
	主担当課	農林水産課
伊勢市 鳥獣被害 防止計画	平成20年2月21日に制定された鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）第4条の規定に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年～28 年
	主担当課	農林水産課



## 第7章

# 都市基盤

誰もが安全で快適に暮らせる自然と調和したまちづくりを進めます。

### 第1節

#### 土地利用

よりよいまちとしての土地利用を進めます。

711 秩序ある土地利用の推進

712 景観形成の促進

713 地籍調査の推進

### 第2節

#### 道路・交通

幹線道路及び生活道路の整備、公共交通の確保を進めます。

721 交通ネットワークの形成

722 生活道路の整備

723 公共交通の充実

724 交通対策の推進

### 第3節

#### 河川・排水

浸水被害の防止、自然環境の保全等を進めます。

731 河川機能の向上

732 浸水対策の推進

### 第4節

#### 海岸・港湾

安全性の確保と自然環境の保全を進め、交流機能等を強化します。

741 海岸・港湾の整備

### 第5節

#### 公園

安心・安全な公園づくりを進めます。

751 公園緑地の保全

752 公園の整備

### 第6節

#### 住宅・住環境

安全で快適な住環境を整えるための取組を進めます。

761 公営住宅の管理・運営

762 良好な住環境づくり

## 第7節

# 市街地整備

中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します。

771 中心市街地の活性化

## 第8節

# 上水道・下水道

安心・安全な水の供給と、快適な生活環境の創出を図ります。

781 安心できる水の安定供給

782 下水道の整備

783 健全な事業運営

## 第9節

# 長寿命化

計画的な保全・改築により、施設の長寿命化を図ります。

791 計画的な維持管理の推進

792 老朽施設の改築・更新

## 第1節

# 土地利用

よりよいまちとしての土地利用を進めます。

## 現況

人口減少・少子高齢化社会の到来という時代の転換期を迎え、車社会の進展等を背景に都市機能が郊外へ拡散するなど、全国的に都市構造に関わる問題が生じています。

本市においても、郊外部においての市街化等により、市街地の空洞化が進んでいます。

このような中、これまで受け継がれてきた歴史や文化、地域やまちの個性までもが失われようとしています。一方、地域固有の歴史的景観や、森林、河川等豊かな自然は、後世に残していくかなければなりません。

こうしたことから、本市では平成21年5月に長期的な視点からまちづくりの方針を示す「伊勢市都市マスタープラン全体構想」を策定しました。

そして本マスタープランに基づき伊勢市全域の土地利用方針やその推進方策を示す「伊勢市土地利用基本方針」を平成23年3月に策定し、平成24年4月から「自然環境の保全を柱とした土地利用の誘導」及び「郊外への無秩序な市街地の拡大を抑え、既成市街地や既成集落の再整備を中心としたコンパクトな都市づくり」を目的に特定用途制限地域と特別用途地区を指定し、地域の状況を踏まえた適正な土地利用を進めています。

また、巨大地震等の発生の懸念に加え、集中豪雨の多発化など災害リスクの高まりが懸念されています。国土調査法に基づく地籍調査の成果は、土地に関する最も基礎的な情報であり、まちづくりの計画や円滑な土地取り引き、被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠ですが、法が制定され64年が経過してもなお国の進捗率は未だ50%です。

本市においても旧小俣町においてはほぼ完了しているものの、それ以外の地区においては未着手であったことから、平成22年度から市街地を中心に再開しました。また、平成25年度からは、東日本大震災を機に沿岸部においても着手しました。平成24年度末時点の本市全域での進捗率は、6.4%となっています。

以上のことから、自然環境の保全を柱とし、開発のあり方とのバランスを保ちつつ、土地利用のゾーニング、都市計画の制度等を活用しながら適正な土地利用の誘導並びに地籍調査を推進し、よりよいまちづくりを進めています。

## 主な課題

- ◆都市マスタープラン等の見直し
- ◆伊勢市らしい歴史文化と豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- ◆基礎調査に基づく適正な用途地域等の見直し
- ◆都市機能の拡散防止
- ◆地籍調査の進捗率の向上

## 取組方針

### 711 秩序ある土地利用の推進

伊勢市らしい歴史文化と豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

郊外への無秩序な市街地の拡大を抑え、既成市街地や既成集落の再整備を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます。

#### <主な取組>

- ・公共事業代替用地の適正管理
- ・用途地域等による土地利用の誘導

### 712 景観形成の促進

市全域に広がる豊かな自然風土や伊勢の伝統的な建築やまちなみの保全・形成をより一層進めます。

#### <主な取組>

- ・景観計画に基づく景観形成の促進
- ・電線類の地中化
- ・禊橋の橋梁整備

### 713 地籍調査の推進

まちづくりの計画や円滑な土地取り引きのため、また、被災後における迅速な復旧・復興等を目的に、地籍調査を進めます。

#### <主な取組>

- ・地籍調査の実施

## 指標

### 【指標①】伊勢市景観計画の重点地区数

歴史的な町並みの保護が図られているかどうかが表されます。

現状値	目標値
2地区	3地区

### 【指標②】人口集中地区（DID）における地籍調査の進捗率

人口集中地区において円滑な土地利用ができる環境であるかどうかが表されます。

現状値	目標値
17.1%	19.0%

### 【指標③】津波浸水被害後、現況道路の復元を可能とする地籍測量の進捗率

津波浸水予測区域の復興において迅速なライフラインの確保ができる環境であるかどうかが表されます。

現状値	目標値
1.0%	23.3%

### ※他章において特に連携・関連する取組方針

- 513 災害から身を守る都市基盤づくり
- 631 地域資源の発掘、開発・磨き上げ



## 第2節

# 道路・交通

幹線道路及び生活道路の整備、公共交通の確保を進めます。

## 現況

道路・交通は、市民の日常生活を支えるとともに他地域との交流や物資の輸送、市街地の形成、防災機能の強化、地域の経済活動の活性化を図る上で重要な役割を担っており、道路・交通を整備することは、市民生活の向上や都市の発展に直結します。

本市の道路・交通の状況をみると交通の円滑化、交通弱者対策、通学路や生活道路の改善、道路・橋梁の老朽化など多くの問題点があり、これらについて、限りある財源の中で対応していくには効率的かつ計画的な整備が重要です。

そこで本市では、平成23年8月に全ての都市計画道路の見直しを行いました。また、未整備路線については平成24年3月に道路整備プログラムを策定し、都市計画道路をはじめとした幹線道路の整備目標を示しました。

公共交通に関しては、バス利用者の減少によって、路線バスが公的支援を受けなければ維持できない状況となっています。このため、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通の空白地におけるコミュニティバスの運行や、不採算路線バスの支援を行いながら利用促進のPR活動に取り組んでいます。

また、観光都市である本市では、来訪車両の増加によって、アクセス道路のほか市内道路の各所で渋滞が発生し、来訪者だけでなく、地域住民の生活にも支障を来たしています。神宮周辺は、休日など交通渋滞が顕著であり、駐車場不足などにより抜本的な解決には至っていない状況です。

通学路や生活道路においては、歩行者・自転車空間の不足や道路が狭隘なことなどにより、安全性や利便性の低下がみられるところの整備を進めているところです。

## 主な課題

- ◆幹線道路の効率的な整備と交通ネットワークの形成
- ◆コミュニティバス及び路線バスの利便性の向上及び利用促進
- ◆コミュニティバスの運行事業の効率化
- ◆公共交通機関の更なる利用促進
- ◆神宮周辺における駐車容量の確保
- ◆路線バス等による二次交通の円滑な運行
- ◆渋滞箇所解消のための道路整備
- ◆市民生活に密着した道路の整備推進
- ◆通学路の安全対策
- ◆自転車等の放置対策の推進

## 取組方針

### 721 交通ネットワークの形成

道路整備プログラムの推進を図り、生活圏の中核都市にふさわしい道路網を形成して、交通の円滑化や防災機能の強化など、交通基盤の整備を行います。また、中長期の視点に立った、南北分断等の対策について、幹線道路を主軸とした道路網形成の調査研究を推進します。

また、自動車、鉄道、バスなど様々な交通手段の連携を図り、円滑で利便性の高い交通体系の構築に取り組みます。

#### <主な取組>

- ・八日市場高向線の整備
- ・内宮周辺の交通円滑化に伴う道路整備
- ・高向小俣線（（仮称）新宮川橋）の整備
- ・伊勢赤十字病院周辺の交通円滑化に伴う道路整備

### 722 生活道路の整備

日常生活に欠かせない道路の拡幅や通学路における自転車・歩行者空間の確保など、円滑で安全な道路整備を推進します。

また、老朽化した道路の維持修繕や道路側溝の改良など日常生活で環境改善が実感できる道路整備を推進します。

#### <主な取組>

- ・生活道路の改良
- ・通学路の整備
- ・道路の舗装
- ・狭隘道路の整備

### 723 公共交通の充実

公共交通の空白地を解消し、自ら移動手段を持たない交通弱者（高齢者等）が、病院、商業施設等へ移動できるよう、公共交通の充実を図ります。

#### <主な取組>

- ・コミュニティバスの運行
- ・路線バス運行への支援
- ・自主運行バスの運行

## 724 交通対策の推進

週末や観光シーズンにおいて神宮周辺で発生する、交通渋滞を緩和するため、公共交通機関利用促進など交通需要マネージメント（TDM）を実施します。

通勤時間帯など市内で発生する、交通渋滞の解消緩和に取り組みます。また、放置自転車を排除することにより良好な都市環境を保持します。

※TDM：自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組

### ＜主な取組＞

- ・駐輪場の整備
- ・市営駐車場の運営
- ・臨時駐車場の開設
- ・交通誘導員の配置
- ・パーク&バスライドの実施
- ・公共交通機関の利用促進



【パーク&バスライド】

## 指標

### 【指標①】都市計画道路の整備延長

交通基盤の整備状況が表されます。

現状値	目標値
68,637m	69,027m

### 【指標②】緊急合同点検における要対策箇所の対策済件数

通学路の安全が確保されているかどうかが表されます。

現状値	目標値
6 箇所	8 箇所

**【指標③】 コミュニティバスの利用者数**  
コミュニティバスの活用状況が表されます。

現状値	目標値
77,406 人	85,000 人

**【指標④】 内宮参拝者の公共交通機関利用率**  
公共交通機関の利用促進状況が表されます。

現状値	目標値
30.0%	35.0%

**【指標⑤】 渋滞発生日数（県道伊勢磯部線）**  
内宮周辺における交通渋滞が抑制されているかどうかが表されます。

現状値	目標値
25 日	25 日

※他章において特に連携・関連する取組方針

- 213** 学習環境の充実
- 441** 高齢者への支援体制の充実
- 513** 災害から身を守る都市基盤づくり
- 541** 交通安全の推進
- 632** 受入基盤・環境の整備

第3節

## 河川・排水

浸水被害の防止、自然環境の保全等を進めます。

### 現況

日本の河川は、全体の長さがとても短く、山から海へと短い距離で流れるため、速く流れます。また、水田の減少や土地開発の影響から降った雨が一気に河川・排水路へと流れるようになってきています。それに加え、近年では異常気象による局地的大雨などが頻発しています。

本市を流れる河川・排水路についても、断面や勾配が不足している河川・排水路の流域や開発行為が進む地域において、豪雨時の急激な出水によって浸水被害が発生しています。また、河川水位の上昇によって自然排水が困難になる地域においても浸水被害が発生しています。その他、河床や河岸の浸食によって、豪雨時の人家等への災害発生が懸念される河川があります。

これら災害が懸念される流域にお住まいの方々は、大雨のたびに不安を抱えて生活しています。このため本市では、河川・排水路の整備とともにポンプ場の新設や増設を進めています。また、国土交通省において宮川右岸(宮川スポーツグラウンド付近から宮川床上浸水対策特別緊急事業終点部まで)の堤防改修を行っており、早期完成に向け協力して進めています。

### 主な課題

- ◆流下能力が不足している河川・排水路の改良
- ◆自然排水が困難な地域へのポンプ場の新設・増設
- ◆浸水被害や河川浸食を防止するための河川の拡幅や護岸の改良
- ◆国・県等関係機関と連携し、水害に強いまちを目指した総合治水対策計画の策定

## 取組方針

### 731 河川機能の向上

洪水の氾濫を防止するため、河道を拡幅するとともに、大洪水に対応するため、堤防の構造強化を図ります。

低地への逆流を防止するため、樋門・樋管の整備を促進します。自然環境や生態系を保全するため、多自然川づくりを推進します。

#### 〈主な取組〉

- ・河川の改良

### 732 浸水対策の推進

市街地の雨水を速やかに流下させるため、また低地の浸水対策や高潮時の安全確保のため、排水路及び排水機場の整備を推進します。

#### 〈主な取組〉

- ・排水路の整備
- ・排水機場の整備

## 指標

### 【指標①】河川の整備率

河川の整備状況が表されます。

現状値	目標値
43.1%	45.5%

※他章において特に連携・関連する取組方針

### 513 災害から身を守る都市基盤づくり

## 第4節

# 海岸・港湾

安全性の確保と自然環境の保全を進め、交流機能等を強化する海岸、港湾整備を促進します。

## 現況

本市は、伊勢湾に面し、海岸線が約14kmあり、そのほか宇治山田港と5箇所の漁港（大淀・村松・豊北・江・松下）があります。

既存の海岸堤防及び港湾施設は、主に昭和28年の台風13号や、昭和34年の伊勢湾台風の災害復旧工事として築造されましたが、50年以上が経過して、その老朽化が目立ってきました。

また、宇治山田港湾内は、東日本大震災の津波の影響や河川上流部からの経年的な土砂流入で土砂が堆積し、船舶の安全航行に一部支障が生じています。

そのため、管理者である国・県・市では、ウミガメ等海洋生物の保護に努めながら西南海岸をはじめ、宇治山田港湾の大湊地区・二見地区（茶屋・今一色）海岸、農林海岸、漁港海岸の堤防整備、宇治山田港湾の施設整備及び湾内の浚渫を促進してきました。

しかしながら、伊勢市管内14海岸のうち整備済は7海岸で、港湾浚渫も一部着手されたのみの状況であるため、今後も未整備箇所の早期改修及び国・県への要望活動を行っていきます。

一方、交流機能等の強化として、これまで宇治山田港湾整備促進協議会を発足し、神社海の駅等の拠点整備を進めてきました。現在は、それらの社会资本を活用した地元住民によるまちづくり活動が活発に行われており、今後はフォローアップを行いながら、まちづくり活動の充実を図っていきます。

## 主な課題

- ◆宇治山田港茶屋地区の景観に配慮した海岸堤防の早期完成
- ◆宇治山田港今一色地区の海岸堤防の早期完成
- ◆宇治山田港の航路浚渫
- ◆宇治山田港の港湾施設の改修
- ◆宇治山田港周辺のまちづくり活動への支援

## 取組方針

### 741 海岸・港湾の整備

安全性の確保と自然環境の保全を進め、交流機能等を強化する海岸・港湾整備を促進するため、国、県に対する要望活動及び地元調整を行います。また、整備された海岸・港湾施設を利活用したまちづくり活動等のソフト施策の充実も図ります。

#### 〈主な取組〉

- ・港湾関連道路の改良
- ・県営事業への負担（港湾海岸）

## 指標

### 【指標①】伊勢市内の海岸堤防整備・改修率

市内の海岸堤防整備・改修状況が表されます。

現状値	目標値
53.0%	63.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

### 513 災害から身を守る都市基盤づくり

## 第5節

# 公園

安心・安全な公園づくりを進めます。

### 現況

近年、急速な少子高齢化の進行や地球温暖化等の環境問題、また、市民の防災に対する意識の高まりなど、社会情勢や市民意識及び地域を取り巻く環境が大きく変化しています。また、都市化によるヒートアイランド現象等から、市街地における緑化の必要性がクローズアップされています。

公園は、市民の余暇活動や休息といった「レクリエーション」の場となり、災害時の避難地や燃焼防止などの「防災」機能、市街地におけるヒートアイランド現象の緩和などの「環境保全」効果等があります。また公園等の持つ緑は、市民をはじめ、本市を訪れる観光客にとっても、心の安らぎ、憩い、美しく潤いのある「景観形成」としての機能を有しています。

本市の都市公園は、市が管理する217箇所、県が管理する1箇所、併せて218箇所を供用しています。

都市計画決定された公園数は81箇所で、内77箇所を供用しています。しかし、都市計画決定をしている公園の中には、宅地化などの土地利用が進み、整備が困難な公園が存在しています。

また、既設の公園については施設の老朽化や、公園の取り巻く環境の変化から防犯や遊具の安全性、公園のありかたに関する意識も高まってきています。

のことから、未開設の都市計画公園については地域の特性を生かしながら公園の持つ機能の分担を図り計画的な見直しを進めています。

また、適正に施設を管理するため、市民参加による公園緑化を進めています。

### 主な課題

- ◆自然環境の保全を目的とした公園の緑化
- ◆ガイドラインに基づいた公園の見直し
- ◆防災機能をより充実させた公園の整備
- ◆ユニバーサルデザインを配慮した公園整備

## 取組方針

### 751 公園緑地の保全

より一層の環境保全、景観形成等を図るため、市民参加による花や緑による公園の緑化を推進します。

#### <主な取組>

- ・花のまちづくりの推進

### 752 公園の整備

ガイドラインに基づいた公園の見直しを行い、ユニバーサルデザイン及び防災面等を考慮し、計画的な整備を進めます。

#### <主な取組>

- ・倉田山公園の整備
- ・街区公園等の整備
- ・都市計画公園の見直し

## 指標

### 【指標①】一人当たりの都市公園面積

公園の量的充足度が表されます。

現状値	目標値
12.5 m <sup>2</sup> /人	12.5 m <sup>2</sup> 以上/人

### 【指標②】市民参加による緑化回数

市民の緑化運動への取組状況が表されます。

現状値	目標値
41 回	56 回

※他章において特に連携・関連する取組方針

233 スポーツ施設の充実

513 災害から身を守る都市基盤づくり

## 第6節

# 住宅・住環境

安全で快適な住環境を整えるための取組を進めます。

## 現況

公営住宅は社会経済情勢の変化に伴う多様な住宅困窮者が生じる中で、住宅市場を補完するセーフティーネットとして、住宅に困窮する低所得者に対してより公平かつ的確に供給されなければならず、地域の実情に応じた公営住宅政策を展開するため、地方公共団体の政策選択手段の拡大が図られています。

本市においても、現在、1,030戸の市営住宅等を管理しています。市営住宅の需要は相変わらず高く、平成24年度は3.31倍、平成25年度は2.45倍となっています。ただ、入居希望される住宅には偏りがあることから、居住者や入居希望者の需要に応じた住宅整備等を進めていくとともに、今後、多様な住宅の供給を図るために、供給方式の検討が必要です。

また、今後、発生が予想される東海・東南海・南海地震による住宅・建築物の倒壊に伴う被害が予想されています。その被害を最小限にし、住民が安全に生活をするためには、旧耐震基準で建設された木造住宅の耐震化が重要であるため、無料耐震診断や耐震補強工事費への補助を行うことで、耐震化を進めています。

一方、人口減少や高齢化により適正に管理されていない空き家が全国的に増加し、防災面、景観上の支障、衛生上や防犯上の問題となっています。本市でも空き家は増加する傾向にあり、近隣住民の不安も高まっていることから、対策を進める必要があります。

## 主な課題

- ◆市民のニーズに対応した市営住宅の整備
- ◆多様な住宅供給方式の検討
- ◆民間建築物・大規模建築物の耐震化の促進
- ◆適正に管理されていない空き家の把握と対策

## 取組方針

### 761 公営住宅の管理・運営

市営住宅の適正な管理・運営を行うとともに、成熟社会へ向けて公的住宅機能の多様化や供給方式の検討を行います。

#### 〈主な取組〉

- ・公営住宅の改修

### 762 良好な住環境づくり

安心・安全で良好な住環境整備を進めます。

地震による建物倒壊を防ぐため、木造住宅の耐震化（無料耐震診断・耐震工事補助等）を進めます。

また、増加している空き家対策を進めます。

#### 〈主な取組〉

- ・住宅、建築物耐震改修等の促進

## 指標

### 【指標①】一般住宅の耐震化率

市内の一般住宅の耐震化の状況が表されます。

現状値	目標値
79.1%	90.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

322 生活環境の保全

513 災害から身を守る都市基盤づくり

## 第7節

# 市街地整備

中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します。

## 現況

車社会の進展やライフスタイルの多様化、住宅の郊外化、大型小売店の郊外展開などから中心市街地においては、著しく人口減少が進み、これまで有してきた様々な都市機能が低下しています。このことから、中心市街地の空洞化や賑わいの喪失への対応が喫緊の課題となっています。

伊勢市都市マスタープラン（平成21年5月策定）では、主として基幹的な公共交通沿線で、かつ、現時点で都市機能が集積している箇所を集約拠点とし、商業・業務・生活サービス・行政などの多様な都市機能を集約する集約型都市構造の実現を目指すこととしています。

伊勢市駅・宇治山田駅を中心とした地区は鳥居前町として、観光や生活の拠点であり、長い歴史と伝統をもっており、都市再生整備計画では「山田ルネサンスゾーン」として位置付けています。

その山田ルネサンスゾーン地区では、「美しさと賑わいを基調に、遷宮を契機とした観光文化と生活文化の再生」を目標に、平成23年度から第2期の計画に基づく事業を進めています。

また、平成25年度には伊勢市駅前ジャスコ跡地の再開発事業についても完了し、遷宮効果も相まって伊勢市駅前周辺にはかつての賑わいが戻りつつあります。この賑わいをいかにして周辺へ拡大していくかが今後の課題となっています。

## 主な課題

- ◆活力ある中心市街地の創出に向けた取組の促進
- ◆少子高齢社会に対応した総合的な市街地整備の推進

## 取組方針

### 771 中心市街地の活性化

都市再生整備計画を実施するとともに、より一体的・効果的に事業を実施するため、中心市街地活性化基本計画の基礎となる中心市街地活性化プランの推進を図ります。引き続き、関係機関との調整を行い、まちづくり会社設立への支援等、中心市街地活性化基本計画の作成に向けた取組を進めます。

また、伊勢市駅前周辺地区を中心とした拠点整備を推進することにより、活力ある中心市街地の創出に向けた取組を進めます。

#### 〈主な取組〉

- ・中心市街地活性化プランの推進
- ・市街地再開発の推進

## 指標

### 【指標①】 中心市街地内の歩行者数

商店街を中心とした歩行者数を把握することにより、居住・観光・商業等の総合的な視点でまちの賑わい具合が表されます。

現状値	目標値
33,186 人	19,500 人

※他章において特に連携・関連する取組方針

### 622 商店街の活性化

## 第8節

# 上水道・下水道

安心・安全な水の供給と、快適な生活環境の創出を図ります。

## 現況

東日本大震災以降、ライフラインに対する関心が高まっている社会状況にあり、地域でのインフラの整備（耐震化・更新）が積極的に施行されているという動向にあります。

本市でも、水道施設の非耐震構造・老朽化という問題点があり、耐震性を有した水道施設の改修整備、水管橋耐震工事等を積極的に施行し、毎年増え続ける経年化管路の更新に取り組んでいます。

水道事業の将来設計に必要な水道管路の管理システムを導入するとともに、中長期の管路更新計画を策定して、安全・強靭な水道管路の構築を目指しています。

下水道は汚水の排除による生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を目的として整備を進めています。

処理区域の拡大を進めてきたことにより年々普及率は上がっているものの全国平均には至っていません。

今後も普及率の向上を進める必要がありますが、人口減少や急激な高齢化等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の選定及び整備運営管理手法の選定を行う必要があります。

また、下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を講じる必要があります。

## 主な課題

- ◆既存設備（機械・電気・通信設備等）の更新
- ◆災害時の重要施設への給水確保など、管路の耐震対策を計画的に推進するための「管路耐震化計画」の策定
- ◆増え続ける経年劣化管路の更新
- ◆安定給水のための増口径化整備
- ◆災害時に備えた、配水池容量の確保
- ◆材料費・労務費の上昇による工事価格の増加
- ◆整備計画に沿った事業実施による普及率の向上
- ◆下水道事業運営の健全化
- ◆下水道総合地震対策計画の策定



【配水池】

## 取組方針

### 781 安心できる水の安定供給

水質の安全を確保する施設の整備や運転管理を行うとともに、水道施設の耐震化、経年化管路の更新を推進します。

#### <主な取組>

- ・原水施設等の設置
- ・配水及び給水施設等の設置
- ・老朽管の更新
- ・配水管の敷設
- ・増口径管の敷設替
- ・加圧施設の更新
- ・簡易水道施設等の設置

### 782 下水道の整備

流域関連公共下水道の整備を推進するとともに、処理区域内の下水道への接続を促進します。

#### <主な取組>

- ・汚水管の整備
- ・下水道への接続推進

### 783 健全な事業運営

水道事業については、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営を行います。また、下水道事業は、普及啓発による下水道使用料の確保や経費節減を推進しながら長期的な視点に基づく健全な事業運営を行います。

#### <主な取組>

- ・経費節減意識の向上

## 指標

### 【指標①】配水池の耐震化率

配水池の耐震化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
71.7%	87.4%

#### 【指標②】管路の耐震化率

管路の耐震化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
11.9%	14.0%

#### 【指標③】下水道普及率

下水道の普及状況が表されます。

現状値	目標値
42.7%	54.4%

#### 【指標④】管路の更新率

管路の更新の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
1.3%	2.0%

※他章において特に連携・関連する取組方針

322 生活環境の保全

513 災害から身を守る都市基盤づくり



## 第9節

# 長寿命化

計画的な保全・改築により、施設の長寿命化を図ります。

## 現況

近年の公共投資の縮減やインフラ整備の厳しい財政状況のもと、戦後の高度経済成長期に整備された公共施設等が、本格的な更新時期を迎え、更新などに要する費用が大幅に増大することが見込まれ、老朽化施設による、事故の発生も全国的に大きな問題となっています。

また、少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来など様々な課題を抱える我が国において、国民が豊かさ、安心といったことを実感できる社会を実現するためには、公共施設全般の「質」の向上を図るとともに、建設を重視した事業の進め方から良質な資産（ストック）を将来世代へ継続していくことが不可欠です。

このような資産（ストック）重視の社会的背景のもと、厳しい財政状況下において、老朽化した公共施設の維持管理をより計画的に行い、将来に渡って安全かつ快適に公共サービスを提供していくため、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要となっています。

本市においても、多くの公共施設を有しており、それらの更新に伴う費用は増大となることが懸念され、より計画的な維持管理を行い、限られた財源の中で効果的に維持していくための取組が、必要となっています。

このことから、現在ある施設を有効に活用するため、点検の強化及び計画的かつ予防的な修繕を行う管理によるコスト等の縮減、必要予算の平準化を目指し、トンネル、橋梁、都市ポンプ場、公園、公営住宅については策定した長寿命化計画に基づき、また道路、ポンプ場、上下水道施設については計画的な予防保全的管理、改築・更新を進めています。

## 主な課題

- ◆計画に基づく、適切な改善事業の推進によるライフサイクルコストの縮減
- ◆計画的な上下水道施設の改築・更新

## 取組方針

### 791 計画的な維持管理の推進

計画的かつ予防保全的な修繕を行いコストの縮減を図ります。

#### <主な取組>

- ・道路の維持補修
- ・下水道施設の維持管理
- ・楠部配水池の改修

### 792 老朽施設の改築・更新

長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の改築・更新を行います。

#### <主な取組>

- ・トンネル、橋梁の長寿命化
- ・公園の長寿命化
- ・公営住宅の長寿命化
- ・都市ポンプ場の長寿命化

## 指標

### 【指標①】修繕を実施した道路の延長

施設の長寿命化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
0 km	56 km

### 【指標②】修繕を実施した公園施設の数

施設の長寿命化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
0 施設	371 施設

**【指標③】改修・改善を実施した市営住宅の戸数**

施設の長寿命化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
0戸	100戸

**【指標④】改築・更新を実施した都市ポンプ場数**

施設の長寿命化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
0箇所	3箇所

**【指標⑤】改修を実施した上水道施設数**

施設の長寿命化の進捗状況が表されます。

現状値	目標値
0箇所	3箇所



## ◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
<b>伊勢市 都市マスタープラン</b>	都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示し、地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針を市民の参加・参画によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年～45 年
	主担当課	都市計画課
<b>伊勢市 土地利用 基本方針</b>	現在の土地利用の課題や開発動向等を踏まえた市全体の土地利用方針を示し、その土地利用方針を実現するための方策である都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画決定）を行う際の根拠となる考え方を示すことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成 23 年～45 年
	主担当課	都市計画課
<b>伊勢市 景観計画</b>	景観法に基づき、市の景観形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観形成の誘導方針を明確にし、良好な景観形成に関する方針とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年～
	主担当課	都市計画課
<b>伊勢市 道路整備 プログラム</b>	都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進するとともに、整備着手時期の目標を示すことにより計画的な土地利用を可能とするため、各路線の整備の重要度を整理し、市が事業主体となる市道について、整備時期の目標（平成24年度から10年間）を示すことを目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	平成 24 年～33 年度
	主担当課	都市計画課
<b>伊勢市 水道事業 基本計画</b>	事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示すものとして、地域特性を勘案し、将来にわたる安全でおいしい水の安定供給を持続するため、伊勢市水道事業のあるべき姿とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年～30 年
	主担当課	上水道課

計画名	計画概要	
伊勢市 橋梁長寿 命化修繕 計画	高齢化を迎える橋梁に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となり、適切な維持管理が困難となることから、より計画的な橋梁の維持管理を行い、合理的かつ効果的に橋梁を維持してくための取り組みが不可欠となります。そこで、従来の事後保全型から予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年～74 年
	主担当課	維持課
伊勢市 トンネル 長寿命化 修繕計画	長期的な展望を見据えて、応急的かつ部分的な対策ではなく、建設当初の機能回復または現在の要求性能の確保を目的とした計画的な維持管理を実践することにより、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年～75 年
	主担当課	維持課
伊勢市 公園施設 長寿命化 計画	<p>都市公園におけるストックマネジメントは、多種・多様で膨大な数の公園施設を対象とすることが特徴であるが、すべての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で、効率的に行っていくことが求められています。</p> <p>さらに長期的な視点から、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識し、公園施設の維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。</p>	
	計画期間	平成 26 年～平成 35 年
	主担当課	維持課
伊勢市営 住宅等長 寿命化計 画	住民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、市営住宅の効率的かつ円滑な維持管理の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、良質なストックを効果的に長期活用するための方針を定め、長寿命化による更新コストの削減を図るために策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年～平成 35 年
	主担当課	建築住宅課
伊勢市 下水道長 寿命化計 画	下水道施設の点検・調査結果により現在の健全度を判定したうえで、施設の計画的な改築・更新を実施するためにライフサイクルコストを含めた費用比較を行い、既存施設の長寿命化を図ることを目的とし、概ね 5 箇年ごとの事業内容を示した計画です。	
	計画期間	平成 24 年～28 年
	主担当課	下水道建設課

計画名	計画概要	
流域関連 伊勢市公共下水道 全体計画	生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的達成のために、人口減少の進行、財政状況といった社会的要因に加え、上位計画である三重県が定める中南勢水域流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、効率的な事業推進を進めるための計画です。	
計画期間	平成 21 年～37 年	
主担当課	下水道建設課	



## 第8章

# 市役所運営

変化する社会状況に柔軟に対応しながら行政運営を進めます。

### 第1節

#### 行財政運営

情報戦略及び財政基盤の強化を図り、効果的な取組の実施及び効率的な行財政運営を進めます。

811 情報の収集・調査・発信

812 広報広聴の充実

813 健全な財政運営

814 行財政改革の推進

815 広域連携の推進

### 第2節

#### 行政組織力

社会の変化に対応できる職員の育成及び市役所における危機管理体制の強化を推進します。

821 人材の育成

822 危機管理体制の強化



## 第1節

# 行財政運営

情報戦略及び財政基盤の強化を図り、効果的な取組の実施及び効率的な行財政運営を進めます。

## 現況

人口減少、少子高齢化の急速な進展が現実のものとなる中、今後の地方自治体の姿については見えにくい状況にあります。今後想定され得る財政状況として、歳入においては人口減少やそれに伴う経済成長の鈍化により、税収が減少する懸念があります。また、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が段階的に終了し、普通交付税が大幅に減額されることが想定されています。一方、歳出においては、社会保障費の増加に伴う保険事業等への繰出金、公共施設の老朽化に伴う更新を含めた維持管理費などにおいて増大することが見込まれる状況です。

市役所が持続的に適切な行財政運営を行うためには、財政的な基盤を確立させることが重要な要素であると言えます。平成24年度決算における財政指標は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が85.9%、公債費負担の状況を示す実質公債費比率が5.9%と平成20年度決算と比較すると、それぞれ7.5ポイント、5.2ポイント改善している状況にあるものの、財政力を示す財政力指数は0.62で、平成20年度決算（0.71）と比較すると低下しています。財政基盤の強化を行うためには、その根幹をなす市税の適正賦課、徴収強化などの取組を進めるとともに、行財政改革に継続的に取り組むことが必要です。

行財政運営においては、様々な情報の収集とその情報に基づく調査・研究、そしてスピード感のある取組に結びつけることが求められています。そして同時に、行財政運営の透明性を担保し、説明責任を果たすために、市民と行政が情報を共有できる環境を整えることの重要性もますます高まっています。情報発信の媒体が多様化している中で、既存媒体だけでなく、新しい媒体も活用しながら、必要な情報を必要としている市民に発信していかなければなりません。

公共施設については、平成24年に市が所有している施設についての詳細な調査を行い、「公共施設マネジメント白書」にまとめました。調査結果によれば、将来的には維持管理費の増大が避けられない状況にあることが明らかとなりました。公共施設の今後のあり方については、市民生活に大きな影響を与えることから、まち全体として真剣に議論する必要が生じています。

また、地方分権の進展により、地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく自立した地方政府としての役割が求められており、自主的自立的に地域の活性化と持続的な発展を継続していくためには、市として、自治のための基本的な仕組みを整えていくことが重要となります。

その一方で、単独自治体での事業展開には限界があり、効率的ではないと考えられることから、今後一層、近隣市町も含めた地域全体で住民の生活機能の確保を図るなど、広域行政を推進する視点が求められています。本市においても、「集約とネットワーク」の視点を持つ定住自立圏構想の取組を平成25年から進めています。

## 主な課題

- ◆多様化する市民ニーズの的確な把握と市民ニーズに対応した行政サービスの提供
- ◆双方向の情報共有を目指した広報・広聴機能の連携・強化・充実
- ◆健全な財政の維持、財政基盤の確立
- ◆新たな財源の確保
- ◆税や料の公平性の確保
- ◆公共施設の方向性の検討
- ◆「集約とネットワーク」の視点を持った行財政運営

## 取組方針

### 811 情報の収集・調査・発信

社会情勢や動向を注視し、また市民ニーズを的確に把握することで、行政課題を調査整理します。

また、行財政運営や税金の使途の可視化を図るため、積極的に情報収集、発信を行います。

#### <主な取組>

- 各種統計データの分析

### 812 広報広聴の充実

広報紙やホームページなどにより、市政情報を入手しやすくしていくための環境整備を進め、行財政運営の考え方、状況、意思決定の経緯等をわかりやすく見える形で市民等に発信します。

また、市政に関する意見や提案などを聞き、課題の把握に努め、情報の共有化を図っていきます。

#### <主な取組>

- 広報いせの充実
- CATV広報いせ放送の充実
- インターネット情報発信の充実
- 広聴体制の整備

## 813 健全な財政運営

予算の編成と執行を通じ、事業の選択と集中及び事業手法の改善など、行財政運営の効率化やコスト削減といった「カイゼン」に取り組むとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤の確立を目指します。

## 814 行財政改革の推進

住民満足度の向上を図るため、民間活力の活用、財源の確保など、行財政改革を推進し、効率的で効果的な行財政運営を目指します。

また、人口減少、少子高齢化が進む中、真に必要な施設サービスの提供を持続可能なものとしていくため、全体最適の観点から公共施設マネジメントに取り組みます。

## 815 広域連携の推進

人口減少、少子高齢化、社会経済情勢の変化、厳しい財政状況など、社会の仕組みの大きな転換期の中で、地域の実情に応じた自主的・自立的な地域づくりが求められることから、近隣市町との連携を深め、伊勢志摩圏域において、必要な生活機能を確保していくため、定住自立圏構想を推進するなど、広域行政を強化します。

### 〈主な取組〉

- ・分析に基づく予算編成
- ・効果的な予算執行
- ・自主財源の確保

### 〈主な取組〉

- ・事務の効率化
- ・アウトソーシングの推進
- ・公共施設マネジメント

### 〈主な取組〉

- ・定住自立圏構想の推進



【伊勢志摩定住自立圏 合同調印式】

## 指標

### 【指標①】 経常収支比率

行政需要に対するゆとりの程度が表されます。

現状値	目標値
85.9%	85.0%

### 【指標②】 実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさが表されます。

現状値	目標値
5.9%	5.0%

### 【指標③】 将来負担比率

借入金の残高や将来的に支出することが見込まれる額の大きさが表されます。

数値が〇を下回っている状態を「—」として表示しています。

現状値	目標値
—	—

### 【指標④】 市ホームページ閲覧数

市からの情報をホームページを介してどれくらい得ているのかが表されます。

現状値	目標値
941,101 件	1,800,000 件

## 第2節

# 行政組織力

社会の変化に対応できる職員の育成及び市役所における危機管理体制の強化を推進します。

## 現況

急激な社会情勢の変化の中において、市役所が伊勢市の「地域経営」の核として様々な主体の調整機能を十分に発揮し、また持続可能な行政運営を行うためには、市役所そのものの組織の姿・形、そこで働く職員の質、量が時代の要請に応えるべく最適でなければなりません。

本市の職員数は市町村合併後の平成18年度において1,689名（医師・看護師等含む）でしたが、アウトソーシングの活用、業務改善、事業の見直しなどを図り、平成25年度においては1,392名（前出と同じ）とし、約2割弱にあたる職員の削減を進めてきました。

今後についても引き続き、社会環境・市民ニーズの変化に迅速に対応した機動的な組織体制を敷く一方、計画的な職員採用を行い、また地域政策を企画・立案することのできる職員を育成することが重要です。

また昨今、大規模な自然災害をはじめ、事故や事件、重篤な感染症の全国的・世界的な流行、また行政運営に支障を及ぼす事案など、様々な危機に対する対応のあり方が問われています。市役所は、様々な危機事象を予測、把握し、被害を回避、軽減できるよう、危機発生時において、危機対策本部の円滑な運営や情報を迅速かつ確実に市民へ伝えるなど、関係機関と相互に連携、協力し、危機に係る対策を総合的に推進する体制を更に強化していくことが必要不可欠です。

## 主な課題

- ◆急激な社会の変革に対応できる職員の育成
- ◆市民への正確・確実・迅速な情報の伝達手段の拡充
- ◆危機発生時における迅速な初動対応力の充実強化



【職員研修】

## 取組方針

### 821 人材の育成

時代の変化に適切に対応するこ  
とのできる職員を育成し、さらに職  
場の風土・制度の優れた点を生かし  
つつ自己実現の場としての職場づ  
くりや職場環境の整備を推進しま  
す。

人材育成に関わる制度、仕組み、  
職員意識の面から総合的な改革へ  
向けた新たな取組を推進します。

#### <主な取組>

- ・職員研修の充実
- ・職場風土改善のための諸制度の  
構築及び実施

### 822 危機管理体制の強化

危機発生時において迅速かつ的  
確に対処できるよう、情報連絡体制  
を構築するとともに、想定する危機  
に応じた研修や訓練などを実施し、  
職員の危機対応力の向上を図りま  
す。

#### <主な取組>

- ・危機対応研修の実施
- ・情報連絡体制の構築

## 指標

### 【指標①】 職員研修による業務向上度

職員研修が職員の人材育成につながっているかどうかが表されます。

現状値	目標値
69.8%	75.0%

◇◆◇ 分野別の関連計画等 ◇◆◇

計画名	計画概要	
<b>情報提供 のガイド ライン</b>	市民が知りたいであろう行政情報や、市から市民に知ってほしい情報、市民が入手することにより官民協働による行政運営が期待できる情報などを選び、市民に提供していく仕組みを示し、多様な手法による情報提供を総合的に推進するためのガイドラインです。	
	計画期間	平成 19 年～
	主担当課	広報広聴課
<b>伊勢市 人材育成 基本方針</b>	社会環境・市民ニーズの変化に適切に対応することのできる職員の育成、職場の風土・制度の優れた点を生かしつつ自己実現の場としての職場づくりや信賞必罰等の職場環境の整備、職員の意欲・やる気の高揚を図ることなど、人材育成に関わる制度、仕組み、職員意識の面から総合的な改革へ向けた新たな取組を推進していくことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成 18 年～
	主担当課	職員課
<b>伊勢市 行財政改 革指針 (仮称)</b>	時代の変化に対応し、地方分権時代にふさわしい効率的な行政運営を確立し、質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革の方向性を示した指針です。	
	計画期間	平成 26 年～29 年
	主担当課	情報調査室
<b>伊勢市 公共施設 マネジメ ント基本 方針 (仮称)</b>	<p>将来的な税収減、社会保障関係経費の増加等が見込まれる中、公共施設等の更新にかける投資的経費を大きく増やすことは困難です。</p> <p>財政負担の軽減と平準化を図る一方で、安全安心で適切な公共サービスの提供を継続していくことを目的とし、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための基本方針及び基本計画を策定していきます。</p>	
	計画期間	平成 27 年～
	主担当課	情報調査室
<b>伊勢市 指定管理 者導入指 針</b>	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入についての基本的な考え方、取組方針をまとめた指針です。	
	計画期間	平成 18 年～
	主担当課	管財契約課

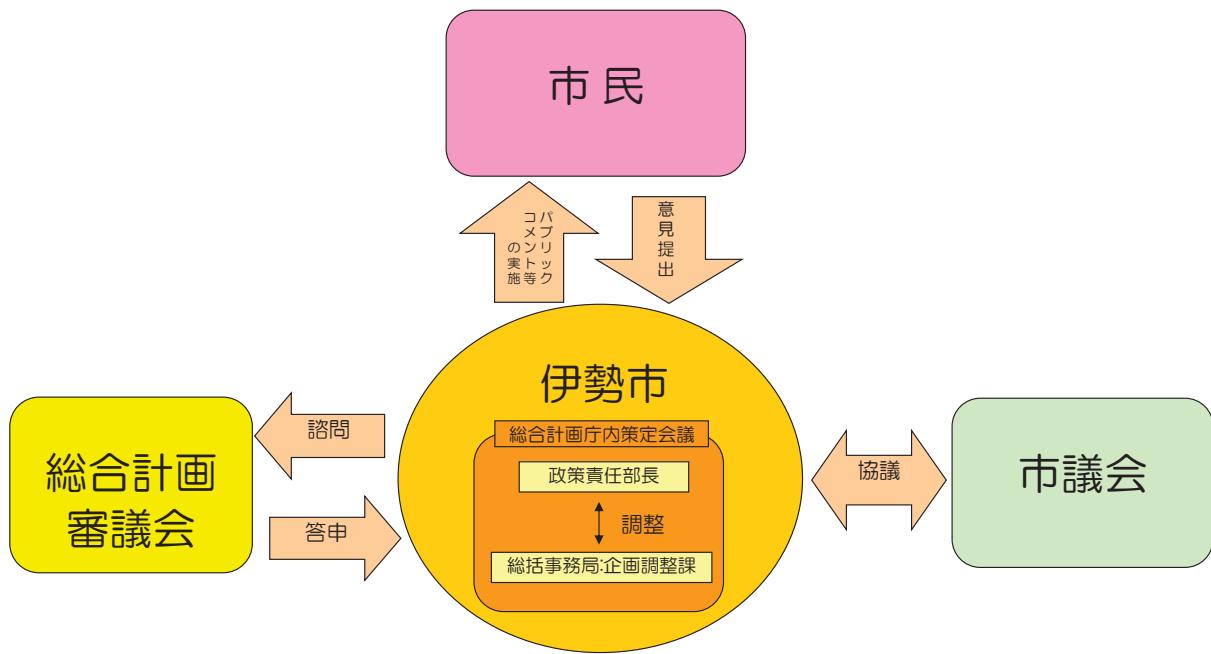
計画名	計画概要	
伊勢志摩 定住自立 圏共生ビ ジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取組等を明らかにするものです。	
計画期間	平成 26 年～	
主担当課	企画調整課	

# 資料編



## 1 策定体制

第2次伊勢市総合計画は、次のような体制で策定しました。



## 2 策定経過

年月日	会議の名称等	内 容
平成26年1月31日	第1回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定の基本方針確認</li><li>・総合計画審議会について</li></ul>
平成26年2月18日	第2回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合計画審議会について</li><li>・分野別計画の策定について</li></ul>
平成26年3月18日	第3回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野別計画について</li><li>・総合計画審議会について</li></ul>
平成26年4月8日	第4回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合計画審議会について</li></ul>
平成26年4月14日	第5回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合計画審議会について</li></ul>
平成26年4月30日	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・質問</li><li>・府内案提示</li></ul>
平成26年5月7日	第6回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合計画審議会の今後の進め方について</li></ul>
平成26年5月9日	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定方針と審議会の今後の進め方について</li><li>・序章について</li></ul>
平成26年5月19日	第7回府内策定会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合計画審議会の今後の進め方について</li></ul>
平成26年5月20日	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野別計画審議その1</li><li>・主な取組について</li></ul>
平成26年6月3日	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野別計画審議その2</li><li>・指標、目標について</li></ul>
平成26年6月17日	第5回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野別計画まとめ</li><li>・序章について最終確認</li></ul>
平成26年7月11日～8月11日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案に対して市民から意見等を募集</li></ul>
平成26年8月5日～8月8日	計画案の説明会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案に関する市民説明会を開催</li></ul>
平成26年8月18日	第6回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申について</li></ul>
平成26年8月19日	答申	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長に対し、伊勢市総合計画審議会から答申</li></ul>

### 3 伊勢市総合計画審議会

#### (1) 伊勢市総合計画審議会条例

##### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊勢市総合計画に関する事項について調査審議する。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

##### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

##### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

##### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

#### (2) 伊勢市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属団体等	委員区分
会長	櫻井 治男	皇學館大学文学部教授	学識経験者
副会長	野村 浩	三重県南勢志摩地域活性化局 局長	関係行政機関の職員
委員	浅野 聰	三重大学工学研究科准教授	学識経験者
委員	池田 ミチ子	伊勢市社会福祉協議会 会長	公共的団体等の代表者
委員	大西 智爽音	伊勢市PTA連合会 書記	公共的団体等の代表者
委員	小林 初美	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会 理事	公共的団体等の代表者
委員	酒徳 雅明	伊勢農業協同組合 経営企画部長	公共的団体等の代表者
委員	高橋 克彦	伊勢市環境会議 会長	公共的団体等の代表者
委員	竜田 和代	伊勢市女性団体連絡協議会 会長	公共的団体等の代表者
委員	西村 純一	伊勢市観光協会 専務理事	公共的団体等の代表者
委員	畠中 節夫	伊勢地区医師会 会長	公共的団体等の代表者
委員	早川 正素	三重交通株式会社伊勢営業所 所長	公共的団体等の代表者
委員	森本 幸生	伊勢市総連合自治会 副会長	公共的団体等の代表者
委員	山本 康史	特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長	公共的団体等の代表者
委員	吉川 松喜	伊勢商工会議所 副会頭	公共的団体等の代表者

(平成26年4月30日現在)

### (3) 諒問書

26企第110号  
平成26年4月30日

伊勢市総合計画審議会会長 様

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市総合計画について(諒問)

第2次伊勢市総合計画を策定するにあたり、伊勢市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### (4) 答申書

平成26年8月19日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市総合計画審議会  
会長 櫻井 治男

伊勢市総合計画について(答申)

平成26年4月30日付け26企第110号で諒問のありました第2次伊勢市総合計画について、本審議会で審議を重ねてまいりました結果、最終計画案として適当であると認められますので、ここに答申します。

なお、特に次の事項について配慮されるとともに、本計画が総合的かつ計画的に、また早期に実施されることを要望します。

記

- 1 総合計画の法的位置づけについて、今後の課題として検討に入れたい。
- 2 総合計画作成の方法、期間、計画の進め方など審議会において出された意見、提案を今後に生かされるよう願いたい。

以上

## 4 指標一覧

### 第1章 市民自治・市民交流

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	1	各地区みらい会議が実施する事業数	34事業	115事業	H25.3.31	地区みらい会議で独自に取り組む講演会・研修会・イベント等の年間の実施数	地域自治組織の活動が活発に行われていることが表されます。	1地区あたり年間5事業の実施を目指として設定しました。
	2	自治会加入率	82.2%	85.2%	H25.4.1	自治会加入世帯数/住民基本台帳登録世帯数×100	自治会活動への住民の参加意識が表されます。	現状値の3%アップを目標として設定しました。
2	3	いせ市民活動センターへの登録団体数	162団体	200団体	H25.3.31	市民活動団体の拠点施設である「いせ市民活動センター」の登録団体数	市民活動が活発に行われていることが表されます。	年間約10団体の新規登録を目標として設定しました。
3	4	各種事業への参加人数	1,288人	1,350人	H25.3.31	市民の集い・人権講演会・市民館講座・成人学習講座・その他講座・相談事業の年間の参加者数	人権を理解するための機会を得たことが表されます。	現状値の5%アップを目標として設定しました。
4	5	市の審議会、委員会などへの女性の登用率	23.0%	40.0%	H25.4.1	女性委員数/法令等に基づき設置する審議会・委員会等の委員総数×100	女性の意見が市政の各分野に反映されていることが表されます。	第2次伊勢市男女共同参画基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	6	伊勢市国際交流協会の会員数	128人	150人	H25.3.31	伊勢市国際交流協会の会員数	国際交流が活発に行われていることが表されます。	年間約5人の新規会員登録を目標として設定しました。

## 第2章 教育

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	7	小学校における授業内容の理解度	95.8%	98.0%	H25.11.21	県の調査「学校満足度についてのアンケート」における「授業内容がよくわかりますか」という質問項目のうち「よくわかる」「だいたいわかる」という肯定的な回答をしている子どもたちの割合	小学生の授業内容への理解に関する実感が表されます。	伊勢市教育振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	8	中学校における授業内容の理解度	73.3%	85.0%	H25.11.21	県の調査「学校満足度についてのアンケート」における「授業内容がよくわかりますか」という質問項目のうち「よくわかる」「だいたいわかる」という肯定的な回答をしている子どもたちの割合	中学生の授業内容への理解に関する実感が表されます。	伊勢市教育振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	9	子どもたちの学校生活満足度	61.3%	85.0%	H25.7.27	「楽しい学校生活を送るためのアンケート」における「学級生活満足群」の児童生徒の割合	子どもたちの学校生活への満足度が表されます。	伊勢市教育振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	10	教育用コンピュータの整備率	4.5人/台	2人/台	H25.9.30	児童・生徒数/教育用コンピュータの台数	学習環境の充実度が表されます。	ICT機器の教育的効果を考えた上で目標値を設定しました。
2	11	社会教育施設の利用回数	16,768回	18,000回	H25.3.31	生涯学習センター、公民館などの社会教育関係施設の年間利用回数の合計	市民の社会教育への関心度が表されます。	社会教育施設の中で年間（開館日約300日）を通して1日1室の利用増を目標として設定しました。
	12	図書館利用者数	490,904人	502,000人	H25.3.31	伊勢図書館・小俣図書館の年間利用者（入館者）数の合計	市民の社会教育への関心度が表されます。	これまでの図書館利用者数推移を低下させないため、年間約3000人の増加を目標として設定しました。
	13	指導少年数における法令に触れる行為者の割合	20.8%	16.0%	H25.3.31	法令に触れる行為者／指導少年数×100	青少年の健全育成が図られているかどうかが表されます。	街頭指導を強化してきたことにより、法令に触れる行為者が減少傾向にあるため、年間1%を目標として設定しました。
3	14	総合型地域スポーツクラブのクラブ数	7クラブ	9クラブ	H25.3.31	各クラブごとの集計	様々なスポーツを取り組める環境づくりが図られているかどうかが表されます。	伊勢市スポーツ推進計画に定める目標値から設定しました。
	15	総合型地域スポーツクラブの会員数	2,692人	3,300人	H25.3.31	各クラブごとの集計	スポーツ活動への参加度が表されます。	伊勢市スポーツ推進計画に定める目標値から設定しました。
	16	スポーツ施設の稼働率	61.7%	80.0%	H25.3.31	朝熊山麓公園フットボールヴィレッジC、Dピッチ（人工芝グラウンド）、倉田山公園野球場、市営庭球場、小俣総合体育館、御薗B&G海浜センター体育館、二見グラウンドの年間の実利用日数/稼働日数×100	スポーツ施設の利便性が図られているかどうかが表されます。	伊勢市スポーツ推進計画に定める目標値から設定しました。
4	17	文化活動を支える各種団体数	108団体	120団体	H25.3.31	伊勢市文化ネットの登録団体数	文化活動への市民の関心度が表されます。	年間3件の登録増を目標として設定しました。
	18	文化財案内板等設置件数	66件	78件	H25.3.31	市の管理する案内板の数	文化財の活用度合いが表されます。	年間3件の設置増を目標として設定しました。
	19	指定・登録文化財件数	209件	221件	H25.3.31	指定・登録文化財の件数	文化財の保護状況が表されます。	年間3件の登録増を目標として設定しました。

### 第3章 環境

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	20	太陽光発電設備設置件数	2,143件	4,500件	H25.3.31	中部電力における太陽光発電の受給契約件数	太陽光発電設備の導入状況が表されます。	伊勢市地球温暖化防止実行計画に定める目標値から算出して設定しました。
	21	資源化率	19.4%	33.8%	H25.3.31	資源化率＝（市民団体の資源回収量＋市の資源回収量）/（市民団体の資源回収量＋市のごみ総排出量）×100 市の資源回収量＝市で回収した資源物量＋伊勢広域清掃工場で選別した鉄・アルミの資源物量 市のごみ総排出量＝家庭系ごみ排出量（燃えるごみ＋資源物＋粗大ごみ）＋最終処分場への搬入量）＋事業系ごみ排出量（燃えるごみ＋資源物＋粗大ごみ） ※各値は年度集計値	ごみの資源化（分別）の状況が表されます。	伊勢市ごみ処理基本計画に定める目標値から算出して設定しました。
	22	埋立ごみの量	160t	107t	H25.3.31	市の所有する廃棄物投棄場への埋立て物と伊勢広域清掃工場から出される埋立て物（伊勢市分）の重量の合計 ※各値は年度集計値	廃棄物投棄場への埋立てと伊勢広域清掃工場（伊勢市分）から出される埋立ての状況が表されます。	伊勢市ごみ処理基本計画に定める目標値から算出して設定しました。
2	23	勢田川BOD値	6.1mg/l	5.0mg/l	H25.3.31	国土交通省中部地方整備局が実施する水質分析調査の結果における75%値 ※BOD値とは、微生物が有機物（よこれ）を分解するために使った酸素の量のことと、値が大きいほど汚れていることを示します。 ※年度実績	水質汚濁防止法における生活排水重点地域の指定を受けている勢田川の水質の状況が表されます。	環境基本法第16条に定める水質の環境基準を目標値として設定しました。
	24	大気汚染に係る環境基準を達成した項目数(測定6項目)	5項目	6項目	H25.3.31	環境基本法第16条に規定されている大気の汚染に係る環境基準（6項目）の達成項目数 ※三重県が実施する大気常時監視システムによる調査結果（調査地点：伊勢市立厚生中学校） ※年度実績	伊勢市の大気の状況が表されます。	環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準項目内の、市内観測地（厚生中学校）において測定している6項目すべての基準を達成することを目標値として設定しました。
	25	汚水処理人口	74,254人	80,900人	H25.3.31	下水道処理人口＋合併処理浄化槽処理人口 ※環境省が実施する浄化槽等処理人口調査の算出方法による	生活排水処理の状況が表されます。	流域関連公共下水道事業第4期計画と過去の浄化槽等処理人口調査による結果を勘案した値を目標値として設定しました。
3	26	環境学習時間数	8時間／年	10時間／年	H25.3.31	市立小中学校へのアンケート調査による環境に関する授業及び取組を実施した1学級当たりの時間数 ※年度実績	小中学校における学習環境・機会の状況が表されます。	月1回は環境について学習する機会を提供することを目標として設定しました。

## 第4章 医療・健康・福祉

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	27	特定健診受診率	54.0%	60.0%	H25.10.15	受診者数/受診対象者数×100 *受診対象者は、特定健診の実施年度中に40歳～74歳に達する被保険者の4月1日時点の人数で、年度途中の資格喪失者及び除外対象者を除いたもの。	市民の健康管理への意識が表されます。	伊勢市国民健康保険特定健康診査等実施計画に定める目標値をもとに設定しました。
	28	子宮頸がん検診受診率	37.4%	40.0%	H25.3.31	受診者数/県下統一による算出方法による対象者数×100	市民の健康管理への意識が表されます。	現状値の3%アップを目標として設定しました。
	29	肺がん検診受診率	30.6%	35.0%	H25.3.31	受診者数/県下統一による算出方法による対象者数×100	市民の健康管理への意識が表されます。	現状値の4.4%アップを目標として設定しました。
	30	喫煙率	12.8%	12.0%	H25.3.31	特定健診受診者の喫煙状況による	市民の健康管理への意識が表されます。	現状値の0.8%ダウンを目標として設定しました。
2	31	ボランティア活動者数	3,522人	4,000人	H26.1.1	伊勢市ボランティアセンター集計による	ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。	平成26年度、新たに「ボランティアセンター」が拠点整備・機能拡充されることを勘案した値を目標値として設定しました。
	32	ボランティアセンター登録者数	3,182人	3,500人	H26.1.1	伊勢市ボランティアセンター集計による	ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。	平成26年度、新たに「ボランティアセンター」が拠点整備・機能拡充されることを勘案した値を目標値として設定しました。
	33	ボランティア登録団体数	122団体	135団体	H26.1.1	伊勢市ボランティアセンター集計による	ボランティア活動への市民の参加意識が表されます。	平成26年度、新たに「ボランティアセンター」が拠点整備・機能拡充されることを勘案した値を目標値として設定しました。
3	34	子育て支援センター利用者数	43,953人	51,000人	H25.12.31	年間延べ利用者数	子育て支援センターの活用状況が表されます。	現状値の10%アップに加え、2,500人規模1箇所の新設を目標として設定しました。
		ファミリー・サポート・センターの会員数	386人	440人	H25.12.31	依頼・提供・両方会員の合計数	地域による子育て機能の充実度が表されます。	過去の伸び率を維持することを目標に設定しました。
4	35	災害時要援護者登録者数	2,848人	3,500人	H26.1.1	登録者数	災害時における要援護者の把握状況が表されます。	過去の伸び率より増することを目標に設定しました。
	36	救急医療情報キット配備数	2,921人	3,500人	H26.1.1	配布実績	独居老人に対する支援の充足度が表されます。	過去の伸び率より増することを目標に設定しました。
	37	外出支援サービス利用券利用率	18.6%	25.0%	H26.1.1	利用枚数／発行枚数×100	高齢者の外出の促進度合いが表されます。	過去の伸び率より増することを目標に設定しました。
	38	寿バス乗車券利用率	39.9%	45.0%	H26.1.1	利用枚数／発行枚数×100	高齢者の外出の促進度合いが表されます。	過去の伸び率より増することを目標に設定しました。
	39	認知症サポーター数	3,802人	5,500人	H26.1.1	認知症高齢者への市民の支援度が表されます(累計)	年間400人強の増加を目標として設定しました。	
5	40	障害者相談支援センター利用者数	6,165人	10,200人	H25.3.31	年間延べ利用者数	障害者相談支援センターの増設により現状値の65%アップを目標として設定しました。	
	41	サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成率	5.4%	100.0%	H25.11.30	計画相談等実績調査による	障がい者等の自立した生活の推進が図られているかどうかが表されます。	支給決定の更新時期到来前の利用者に対して、早期にサービス等利用計画等が作成されることを目標として設定しました。

## 第5章 防災・防犯・消防

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	42	非常持出品や災害備蓄の準備をしている世帯	59.0%	80.0%	H25.12.16	アンケートによる	市民の防災意識「自助」の向上度合いが表されます。	8割の世帯の備蓄の準備を目標として設定しました。
	43	避難場所を知っている人	80.0%	90.0%	H25.12.16	アンケートによる	市民の防災意識「自助」の向上度合いが表されます。	10%の増加を目標として設定しました。
	44	避難所運営マニュアル策定の地域数	1地域	5地域	H26.1.1	避難所運営マニュアル策定の地域数	避難所自主運営の推進度合いが表されます。	年1地域ずつの増加を目標として設定しました。
	45	防災メールの登録者	10,654人	15,000人	H25.12.31	防災メールの登録者数	防災情報の周知度合いが表されます。	年約1,000人の増加を目標として設定しました。
	46	津波からの避難困難者数	7,574人	0人	H25.2.12	避難困難地解消対策（避難困難者数－避難所整備による避難者数）	津波からの避難困難の理論上の解消状況が表されます。	避難困難者数0人を目標として設定しました。
2	47	地域安全講習会の実施回数	21回	29回	H25.3.31	地域安全講習会の実施回数（年度）	市民の防犯意識の向上度合いが表されます。	年2回ずつの増加を目標として設定しました。
	48	街頭啓発活動の実施回数	25回	25回	H25.3.31	街頭啓発活動の実施回数（年度）	市民の防犯意識の向上度合いが表されます。	定例の実施回数の現状維持を目標として設定しました。
	49	自主防犯活動団体の組織数	83団体	91団体	H25.3.31	自主防犯活動団体の組織数（年度）	自主的な地域安全活動の推進度合いが表されます。	年2団体ずつの増加を目標として設定しました。
	50	防犯灯の新設灯数	12,576灯	13,000灯	H25.3.31	自治会防犯灯の新設灯数（年度）	防犯灯整備の度合いが表されます。	年約100灯ずつの増加を目標として設定しました。
3	51	救命講習の受講率	89.3%	93.7%	H25.3.31	受講者数／対象者数×20（%）／3（年）	救命講習の受講率を上げることにより、救護意識の向上度合いが表されます。	3年に1度の受講を念頭に、消防本部管内成人人口の20%を目標として設定しました。
	52	住宅用火災警報器の設置率	60.3%	79.8%	H25.12.31	平成25年中の調査に基づく管内世帯の設置率	火災予防対策意識の度合いが表されます。	全国のアンケート調査結果79.8%を目標として設定しました。
4	53	交通安全教室受講人数	5,694人	9,000人	H25.3.31	交通安全教室受講人数（年度）	住民の交通安全意識の向上度合いが表されます。	年間10%の受講者数増を目標として設定しました。

## 第6章 産業・経済

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	54	認定農業者数	120人	136人	H25.9.20	認定された農業者数の累計	安定的かつ計画的な農業経営を行っている農業者数が表されます。	毎年3%アップを目標として設定しました。
	55	認定農道舗装率	74.8%	76.7%	H25.3.31	舗装農道延長/認定農道延長×100	農業生産基盤の利便度・快適度が表されます。	農道延長にして約2%の舗装整備を目標として設定しました。
	56	漁港の機能保全計画策定数	2計画	4計画	H25.2.4	漁港の機能保全計画の策定数の累計	漁港の長寿命化への取り組み状況が表されます。	市管理の4漁港での策定を目標として設定しました。
2	57	中心市街地商店街の空き店舗率	33.0%	27.6%	H25.3.31	中心市街地商店街を現地調査することにより算出 中心市街地内商店街空店舗率＝空店舗数/テナント数×100	中心市街地商店街の活性化の度合いが表されます。	年間5店舗の解消を目標として設定しました。
	58	製造品出荷額等	275,349百万円	372,800百万円	H23.12.31	平成23年工業統計調査	製造事業者の生産活動が活性化しているかどうかが表されます。	平成24年工業統計調査(平成26年3月公表)の数値に、経済協力開発機構(OECD)発表の日本の実質国内生産(GDP)成長率を乗じて目標値として設定しました。
3	59	神宮参拝者数	14,204,816人	8,000,000人	H25.12.31	神宮司庁から提供	代表的な観光地への参拝者数から、市への観光入込客数が表されます。	伊勢市観光振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	60	伊勢・二見宿泊者数	457,923人	480,000人	H24.12.31	H24年伊勢市観光統計	市への観光入込客数が表されます。	伊勢市観光振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	61	伊勢志摩地域の観光消費額	657億円	730億円	H24.12.31	三重県観光客実態調査報告書	観光による伊勢志摩地域への経済効果が表されます。	伊勢市観光振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	62	外宮・内宮参拝者数の比	38:62	42:58	H25.12.31	神宮参拝者数から算出	中心市街地への観光による経済効果の波及が表されます。	伊勢市観光振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	63	伊勢志摩地域の観光客の満足度	83.6%	84.0%	H24.12.31	三重県観光客実態調査報告書	伊勢志摩地域への観光客の満足度が表されます。	伊勢市観光振興基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
4	64	有効求人倍率	0.84倍	1.00倍	H25.3.31	伊勢公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人件数の割合。平成24年4月から平成25年3月までの月間有効求人件数を月間有効求職者数で除した有効求人倍率の平均値	求職者1人に対し、何件の求人があるかの割合が表されます。	理論的には求職者全員が仕事につくことができる数値を目標値として設定しました。
	65	消費生活相談件数	518件	670件	H25.3.31	消費生活センターに寄せられる年間の相談件数	消費者の問題解決に対する認識の高さが表されます。	出前講座の充実や消費者問題に関する周知啓発を図り、問題解決に対する消費者の認識を高くすることで相談件数を減らせることができると考え、増加度合いで現時点の半分程度と見込み目標値を設定しました。
	66	出前講座開催数	17回	40回	H25.3.31	消費生活センターの実施する出前講座の年間の開催数	市民の消費者問題に対する関心度が表されます。	市内の高齢者クラブ、小・中学校すべてにおいて講座を実施することを目標として設定しました。

## 第7章 都市基盤

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	67	伊勢市景観計画の重点地区数	2地区	3地区	H26.1.1	景観計画の重点地区数（二見町茶屋地区、おはらい町地区）	歴史的な町並みの保護が図られているかどうかが表されます。	歴史的な町並みの保全を目標として設定しました。
	68	人口集中地区（DID）における地籍調査の進捗率	17.1%	19.0%	H25.3.31	地籍調査整備面積/人口集中地区面積×100	人口集中地区において円滑な土地利用ができる環境であるかどうかが表されます。	人口集中地区（DID）における4年間の標準以上の業務成果を目標として設定しました。
	69	津波浸水被害後、現況道路の復元を可能とする地籍測量の進捗率	1.0%	23.3%	H25.3.31	街区官民境界地籍調査面積/最大津波浸水予測区域面積(浸水深1cm以上)×100	津波浸水予測区域の復興において迅速なライフラインの確保ができる環境であるかどうかが表されます。	国の基準における4年間の最大業務成果を目標として設定しました。
2	70	都市計画道路の整備延長	68,637m	69,027m	H26.1.1	改良済延長と概成済延長の合計 ※概成済延長とは・・・改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2／3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。	交通基盤の整備状況が表されます。	八日市場高向線ほか1線（390m）の整備完了を目標として設定しました。
	71	緊急合同点検における要対策箇所の対策済件数	6箇所	8箇所	H26.1.1	教育委員会・学校・道路管理者・警察の合同現地調査による	通学路の安全が確保されているかどうかが表されます。	要対策箇所全ての整備完了を目標として設定しました。
	72	コミュニティバスの利用者数	77,406人	85,000人	H25.3.31	コミュニティバス利用者数の年間集計	コミュニティバスの活用状況が表されます。	現状値から10%程度のアップを目標として設定しました。
	73	内宮参拝者の公共交通機関利用率	30.0%	35.0%	H25.3.31	100-（（乗用車利用者数+貸切バス利用者数）/内宮参拝者数）×100 ※乗用車乗車密度2.9人/台 貸切バス乗車密度32.1人/台	公共交通機関の利用促進状況が表されます。	現状値から5%のアップを目標として設定しました。
	74	渋滞発生日数（県道伊勢磯部線）	25日	25日	H25.3.31	平成24年度における県道伊勢磯部線の宇治浦田町交差点から外宮方面に向かっての1km以上の交通渋滞の年間日数	内宮周辺における交通渋滞が抑制されているかどうかが表されます。	現状の維持を目標として設定しました。
3	75	河川の整備率	43.1%	45.5%	H26.1.1	河川整備済延長/河川要素整備延長×100 ※河川整備済延長には、暫定計画による整備延長を含みます。	河川の整備状況が表されます。	三重県河川整備戦略、伊勢市の整備計画に基づき目標値を設定しました。
4	76	伊勢市内の海岸堤防整備・改修率	53.0%	63.0%	H26.1.1	実績値集計	市内の海岸堤防整備・改修状況が表されます。	現状の事業量以上の整備を目標として設定しました。
5	77	一人当たりの都市公園面積	12.5m <sup>2</sup> /人	12.5m <sup>2</sup> 以上/人	H26.1.1	現況の都市公園面積 163.71ha×10,000/H26.1.1住民基本台帳人口	公園の量的充足度が表されます。	現状以上を目標として設定しました。
	78	市民参加による緑化回数	41回	56回	H25.3.31	はなのまちづくり推進事業実績値	市民の緑化運動への取組状況が表されます。	現状の維持を目標として設定しました。
6	79	一般住宅の耐震化率	79.1%	90.0%	H25.3.31	耐震性あり住宅計/住宅数総数×100	市内の一般住宅の耐震化の状況が表されます。	伊勢市耐震改修計画に定める目標値をもとに設定しました。

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
7	80	中心市街地内の歩行者数	33,186人	19,500人	H26.1.18	H26.1.18の調査実績に基づく	商店街を中心とした歩行者数を把握することにより、居住・観光・商業等の総合的な視点でまちの賑わい具合が表されます。	遷宮後の観光客数の減少及び人口減少を加味して目標として設定しました。
8	81	配水池の耐震化率	71.7%	87.4%	H25.3.31	(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量) ×100	配水池の耐震化の進捗状況が表されます。	伊勢市水道事業基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	82	管路の耐震化率	11.9%	14.0%	H25.3.31	(耐震管延長/管路総延長) ×100	管路の耐震化の進捗状況が表されます。	伊勢市水道事業基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
	83	下水道普及率	42.7%	54.4%	H25.3.31	(下水道整備済区域内人口/行政人口) ×100	下水道の普及状況が表されます。	財政計画に定める目標値をもとに設定しました。
	84	管路の更新率	1.3%	2.0%	H25.3.31	(1年間で更新された管路延長/管路総延長) ×100	管路の更新の進捗状況が表されます。	伊勢市水道事業基本計画に定める目標値をもとに設定しました。
9	85	修繕を実施した道路の延長	0km	56km	H26.1.1	長寿命化計画による	施設の長寿命化の進捗状況が表されます。	長寿命化計画に定める目標値をもとに設定しました。
	86	修繕を実施した公園施設の数	0施設	371施設	H26.1.1	長寿命化計画による	施設の長寿命化の進捗状況が表されます。	長寿命化計画に定める目標値をもとに設定しました。
	87	改修・改善を実施した市営住宅の戸数	0戸	100戸	H26.1.1	長寿命化計画による	施設の長寿命化の進捗状況が表されます。	長寿命化計画に定める目標値をもとに設定しました。
	88	改築・更新を実施したポンプ場数	0箇所	3箇所	H26.1.1	長寿命化計画による	施設の長寿命化の進捗状況が表されます。	長寿命化計画により定めた改築・更新が必要なポンプ場の施設数をもとに設定しました。
	89	改修を実施した上水道施設数	0箇所	3箇所	H26.1.1	長寿命化計画による	施設の長寿命化の進捗状況が表されます。	財政計画に定める目標値をもとに設定しました。

## 第8章 市役所運営

節	整理番号	指標名	現状値 (H26.1.1)	目標値 (H30.1.1)	現状値の時点	現状値の算出方法	指標の設定理由	目標値の設定理由
1	90	経常収支比率	85.9%	85.0%	H25.3.31	平成24年度決算額に基づき算出。	行政需要に対するゆとりの程度が表されます。	過去の数値を参考に目標として設定しました。
	91	実質公債費比率	5.9%	5.0%	H25.3.31	平成24年度決算額に基づき算出。	借入金の返済額やこれに進じる額の大きさが表されます。	過去の数値を参考に目標として設定しました。
	92	将来負担比率	—	—	H25.3.31	平成24年度決算額に基づき算出。	借入金の残高や将来的に支出することが見込まれる額の大きさが表されます。 数値が〇を下回っている状態を「一」として表示しています。	現状維持を目標として設定しました。
	93	市ホームページ閲覧数	941,101	1,800,000	H25.3.31	システムにより計数	市からの情報をホームページを介してどれくらい得ているのかが表されます。	毎年20%の増を目標として設定しました。
2	94	職員研修による業務向上度	69.8%	75.0%	H25.3.31	研修後に実施するアンケート調査において、「業務向上につながったか」という質問項目で「おおいにあった」「ますますあった」と回答をしている職員の割合	職員研修が職員の人材育成につながっているかどうかが表されます。	4人のうち3人が満足できる研修の実施を目標として設定しました。

## 第2次伊勢市総合計画

発行：平成26年10月

編集：伊勢市情報戦略局企画調整課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕 1-7-29

TEL : 0596-21-5510

FAX : 0596-21-5522

Email : [kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp](mailto:kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp)

